

森五郎 三百石、次男
 森六郎 町方屬吏、次男
 山口繁之介 二百石、次男
 山口辰之介 町方屬吏、三兩二人扶持
 廣木松之介 寺社方手傳、三兩二人扶持
 蓮田市五郎 留附列、七石二人扶持
 杉山彌一郎 神職
 鯉淵要人 神職
 稻田重藏 郡方元締、七石二人扶持
 海後嵯磯之介 神職
 岡部三十郎 百石、次男
 増子金八 十五石五人扶持、次男
 佐藤鐵三郎 十石三人扶持、三男
 飯村誠助 郡方手代、五兩二人扶持

小田原 彦三郎 十五石五人扶持、次男
 清水 尙 郷士

尙ほ此の以外にも、林忠左衛門、平山兵介等三四十人も加入することとなつて

此外の有志

而して此の外に薩藩有志の江戸に在る有村兄弟は、正月二十九日附、國許なる大久保正助(利通)に當て、「申す迄も無く候へ共、急速京都御護のところ專要と奉存候。尤もこの方は、愚弟と兩人評定の上、水有志同腑斬奸の決心に御座候」とあれば、彼等兩人——雄介、次左衛門——を加ふ可きは勿論だ。而して此中にて小田彦三郎は母の危篤、大胡津藏は父の病氣、林忠左衛門は負傷、而して清水尙は、江戸に來りて、齋藤盛物と同宿してゐたが、食傷にて、折角の間に合はなかつた。

第十二章 七三 直接義舉干係の人数

三三九

下士に多
 上士に少

而して此中に注意す可きは、神職が三人、次男坊若しくは三男坊が七人ゐることだ。且又其の同盟志士は、寧ろ下士級に多くして、上士級に少きことも、亦

暇乞ひ願

た見逃し難き一事と云はねばならぬ。斯くて彼等は何れも三月三日附にて、それれ其の身分に従ひ、目付、小十人目付、寺社役等に向け、暇願ひを差し出した。而して其の前後の文句は、大同小異だが、其の中味の文句は、何れも同一である。乃ち其の佐野竹之介、黒澤忠三郎等八名の名もて、目付に差出したるものは、左の通りだ。

愛宕山に向ふ

一 我々共代々御高恩を蒙り罷在候身分ニ而奉願候は、深く恐入候得共、此度天下國家之御爲メ、存詰メ候大願有之、出府仕候。則累代之御恩澤ニ奉報候微衷ニ候處、萬一御家之御嫌疑ニ涉り候様之義有之候而は、重々奉恐入候間、何卒御暇被ニ下置候様仕度奉願候。此段相濟候様、宜敷被ニ仰立可被下奉願候。以上。彼等は何れも主家を累はさざらんと欲するの衷情より斯くしたものだ。所謂「御家之御嫌疑」は、彼等が最も虞るゝ所であつた。却説も品川にて訣別の會宴を張り、何れも其所に一泊し、三月三日、早朝に野

佐藤鐵三郎筆記

村葬之介、木村權之衛門兩人は、三田薩邸有村寓所に金子孫二郎を訪ひ、京都に於て再會を約して去り、自餘の連中は、何れも三々五々、其の會合所である、愛宕山を指して出發した。

尙ほ佐藤鐵三郎の筆記によれば左の如し。斯くて夜もいたく更ければ、兼て手筈の通り、芝の愛宕山に集り、時刻を待たんとて、二人三人組合、静々と同樓(品川相模樓)を立出たり。余は獨り別れて、三日の明け方に、三田薩邸七曲りの通用門に至り呼べども、番人應へず。困り果て、門前にイみ居たり。折柄薩士の他より歸り至る者あり、余を怪みて誰何す。余は牛込より有村君を御尋申すものなりと答ふ。……有村に入れば、金君品川の模様を尋ね、借稻田に傳言せしこと(參照七三)は如何思ふとありければ、素より進退を御任せ申す心得にて參り候なり。左りながら是より彼の場所に至り、事の成否を見届け來らんと答ふ。成程見届け來らるべし。然れども機に臨み約に違ふ勿れ、元惡を仕留めたりと知らば、速に

其場を去り、途中にて、槍一本を求め（原注箱根、荒井の關所を通行に槍印なくては、あしかりなん。左れども故なく槍を持出さんこと、我藩の掟てもあれば不都合なりと、有村云ふを以てなり）品川鮫洲の川崎屋に來るべしと。

斬奸旨意書

時に次左衛門來り、兄と訣別して去る。尋で野君（原注 金野（金子、野村）二君去國後初めて的面會なりと云ふ）、木村、杉山至る。野君水戸を發する時、義舉を大場大夫に密議し、後事を托せし由を語らる（原注 金君舉行の成否を見届け、直に西上し、野君は舉行後、府下の形勢を視察し、尋で登ることに約せり。高君は是より先き既に西上せりと聞く）。又斬奸旨意書を出し、此は衆皆懷中せしやと云ふ。金君某々等は持參せり、尙不足もあらんと、之を杉山に渡す。最早時刻ならんとて、余杉山と同邸を出で、愛宕の下にて杉山に別る。（原注 時に余は宗十郎頭巾にて面を包み居たるに、雪いたく降り出しければ、人の怪み如何と心付、雨傘を求めて行きたり）此の如くして彼等同志は何れも愛宕山に集合し、而して佐藤鐵三郎は、其の見届け役の一人として、其の場所近くに向うた。

第十三章 三月二日の活劇

【七四】愛宕山上の會合

愛宕山集
合面々々

天は偶然にも、義盟の士に、大なる仕合せを與へた。陰曆三月三日には、珍らしくも大雪だ。彼等愛宕山上に集合したる者は、則ち左の通りだ。

- 關 鐵之介 遠
- 岡部 三十郎 忠吉
- 齋藤 監物 一徳
- 佐野 竹之介 光明
- 黒澤 忠三郎 勝算
- 大關 和七郎 増美
- 蓮田 市五郎 正實

總指揮者
決定

及薩藩士有村次左衛門兼清の十八人であつた。此れが正味現場に出で來る人數だ。

一切の事は、豫て三月朔日、日本橋西河岸山崎屋に於ける會合にて、規定の通

- 森 五六郎直長
- 山口 辰之介正
- 廣岡子之次郎政則
- 稲田 重藏正辰
- 森山 繁之介政徳
- 杉山 彌一郎當人
- 鯉淵 要人鈴陳
- 廣木 松之介有良
- 海後 嵯磯之介宗親
- 増子 金八

櫻田に赴

りだ。(参照 七一) 而して此の愛宕山上にて、彌よそれぞれ部伍を定め、向ふ所を定め、その總指揮者としては關鐵之介之に任じ、齋藤監物は、成功見届の上、老中に向つて、素志を表明する一札を呈するの役目を引き受け、岡部三十郎は、檢視の任務に當ることとした。彼等は時刻を見計らひ、何れも下山した。今ま當時の情況を知る可く、二三子の語る所を録せんに、森五六郎の言ふ所によれば、

二日夜同志之者十七人、品川に集り、各暇乞の心得にて、快く酒酌かはし、早夜半過ぬれば、食事などしまい、兎角する内、しらみたる景色なれば、戸を明て、空の模様を見れば、雪殊の外降り出したり。こはくつきようの事と、互に顔を見合せ、心の内に悦びぬ。頓て宿を立出で、人目を忍ぶ身にあれば、或は三人二人、或は六人五人と打連て、兼て約束せし愛宕山に赴きぬ。我等山に登り見れば、皆揃ひて、有村ニ對面せよと同志のもの言ふニ付、一大事を思ひ立し我等なれば、容易ニ人ニ對面はすまじと云ふ理にはあれど、無

二の志の者なれば苦しからずと勸るニ因て、初て對面せり。爰にて十八人ニはなりたるなり。扱て山にて猶又言合せ、又思ひく道引違ひて櫻田の御門外に赴きぬ。

又た海後嵯磯之介の語る所によれば、左の通りだ。

三日未明、各稻葉屋に立返りて又酒を酌みぬ。關鐵之介曰く、此所は嫌疑もなく安心なりと、各組合の書付を示し、且つ各自の懐中書并に所持金を調べ、金高をば皆同一になさしめ、それく仕度を整へたり。佐野竹之介は白襦袢に、朱にて歌を書きたるを示して曰く、有村を除くの外は、彼の首級は、余に取らせよと。夫より朝飯を終りて、各立出んとする折しも、凍雲天を鎖し、飛雪紛々として降り出したり。關鐵之介仰て喜色を帯び、ア、此吉兆を下す。天我忠義を祐くるなりと獨語す。時に戸外に出たる者は、皆同音に吉兆を稱せり。やがて各傘を求め、三々五々前後に立出たり。余は山口辰之介と同道し、途にて草鞋を買ひ、下駄を

稻葉屋談

勢揃ひ

齊藤監物
役目

棄て、歩を進め、愛宕山に登れり。此時既に先登せし者は、大關和七郎、有村次左衛門、増子金八、杉山彌一郎、廣木松之介等なり。明き茶屋に腰打掛け、各仕度せる内、同盟の士、追々到来。時に佐野竹之介は、有村に向ひ、海後は我友なりと紹介せり。因て余は茲に始めて有村と初見の挨拶を爲せり。やがて總勢打揃ひければ、各組合に分れ、追々目的の地に赴きたり。此部署方略は、豫て定めたることにて、其場の總指揮者は關鐵之介なり。見届は岡部三十郎なり。(原注 岡部は見届役ゆへ、人數を離れ居り、且つ刀をも佩びず、脇指一本を帶せり) 又齊藤監物は、斬奸主意書を、其筋へ捧げ、一同の志旨を表明すべき手筈なれば、打入の組合には入らざりき。(原注 斯く手筈は定め置きたれども、其場に臨みては、齊藤もたまり兼ねん、敵中へ打入りて、美事に斬り散らし、其身も重傷を負へり) 其各組合は大抵五人づゝにて、他は忘れられたれども、余の組合は、佐野、大關、廣岡、森山及余の五人なりき。

先づ此れにて一通りの模様は分明であらう。兎にも角にも、彼等十八人に取り

ては、總ての事が、思ふたよりも、好都合であつた。

【七五】 櫻田門外の激闘 (一)

申合完了

愛宕山の會合にて、一切の申合をなした。乃ち左翼の前は黒澤、有村、山口、増子、杉山、同後は鯉淵、蓮田、廣木、右翼は佐野、大關、森山、海後、稻田、廣岡。而して井伊行列の前部を衝くは森の任務、岡部は斥候、又た齋藤は既記の通り、總代として、其の主旨書を老中に呈す可く、戦闘員には加はらぬこととする。而して關は總指揮者だ。「參照 七四」

當時櫻田門外には、葎簀の茶店があつた。此れは何か人の群集する場合臨時に出來るものだ。而して此の門前は、概ね賑ひゐたから、大抵それが出てゐた。彼等は三々五々、入かはり立かはり、此内に入りて、通りかゝりの體にて休息

門外茶店の休憩

見張りの者

し、或は茶、或は燗酒等思ひひく々に飲んでゐた。また三四人づゝ、組々に分れ、田舎者の江戸見物の風を做し、或は濠の鴨を眺め、或は武鑑を取り出して、通行の大名の道具を見比べながら、其の現場の地利を踏査した。

此の以外に辻番の前から、葎簀張の店の邊に、四五の者があつた。それは野村、木村、此の兩人が愈よ手に餘ることあらば、助太刀をする筈であつたらう。それに金子から見届け筋を申し付られたる佐藤鐵三郎と畑彌平だ。別に日下部伊三治の使用したる僕愛藏が居た。何れも緊張したる眼をもつて、井伊家の正門から、行列の見え來るを、今か今かと眺めてゐた。

井伊出門

折しも雪は愈よ降りしきる。而して五つ(午前八時)の太鼓が、城樓に鳴るを合圖に、諸ろの大小名は、何れも上巳——三月三日——の佳節を賀す可く、登城し始めた。彼等の前をば幾多の行列は行き過ぎた。而して尾州家の行列が今や通ると間もなく、井伊家——現時の參謀本部のところ——の赤門が、八文字に開かれ、其の行列が出で掛つた。一本道具を先きに立て、凡そ五六十人、何れも赤合羽

右翼前進

にかぶり笠、きざみ足にて、「下に〜」と唱道の聲厳しく、雪に草鞋を喰まする音がヅシ〜と鳴つて来る。「櫻田義舉終」
イザや時節は到来した。義盟の面々、何れも其の血が血管を張り裂かんばかりだ。而して其の總指揮者たる關鐵之介は、櫻田門より井伊家の方へ向つて、右側即ち濠端を二三十歩先へ進んだ。勿論通行人の體にて、下駄、合羽にて、傘をさしてゐる。その後から佐野、大關、廣岡、森山、海後、稻田の面々が進んだ。

左翼前進

左の方、即ち豊後杵築藩主松平大隅守邸の塀に傍うて、左翼隊の先手黒澤、有村、山口、増子、杉山が進み、稍々十歩ばかり隔て、鯉淵、蓮田、廣木が進んだ。

行列に行

此時は未だ傘をさしたる者もあれば、菅笠を被りたる者もあつた。井伊家と櫻田門との間は、僅かに三四町の距離だから、其の行列は早や三四十間の所へ進んで来た。氣早の佐野竹之介は、羽織の紐を解かんとするや、之を見た大關

森斬懸る

はまだ〜と制止した。行列の先頭が、左翼隊の前を、二三十歩ばかり行き過ぎ、大隅守邸前なる大下水——俗に萬年樋——の邊にかゝつたと思ふ頃、辻番後の路傍に跪いてゐた森五六郎が、笠のまゝつか〜と進んで来て、「捧げます」といつて、何か直訴でもするかのような如き様子をした。
井伊家の供頭日下部三郎衛門、供目付澤村軍六の兩人は、それへ出て、「何者で御座る」と森に近寄や否や、森は笠をかなぐり捨て、羽織を脱いだ。下には白鉢巻に禰十文字に綾取つてゐる。幕地に刀を抜いて日下部に斬り付けた。日下部は狼藉者として、其の腰刀を抜かんとしたが、急には抜けない。それは此の大雪であるから、井伊家の従士は、概ね羅紗か、油紙にて作った袋もて鞘を覆ひ、濕氣の刀身に透るを防いでゐた。而してまた柄袋を箆め、鐙や、目貫を保護してゐたから、今更ら急場の間に合はなかつたのも、餘儀なき次第だ。

〔七六〕 櫻田門外の激闘 (二)

槍持逃出
さんとす

井伊の供頭日下部三郎衛門は、森五六郎に抜打に浴せかけられ、應戦せんとした
たが、刀が抜けないから——降雪の爲め、覆物をなしたるを以て——鞘諸共に
抜かんとしたが、其時遅く、這時速く、森に額を斬られて踏れた。供目付の澤
村軍六も蒐つたが、此れも刀が抜けない、直ちに森の一刀に大袈裟に斬り下げ
られた。斯る折しも左翼の後隊から出で來つて、槍を奪はんとする者がある。
槍持は日下部と澤村との兩人がやられたのを見て、槍を持つた儘、逃げ出さん
としたるに、義盟の一人は、逃さじと引戻す。

左翼隊斬
込

其内何處ともなく一發のピストルが放たれた。此れは何人とも確證がないが、
或は黒澤忠三郎であらうとの説が信に近くある。井伊家の供廻りは、之を聞いて、
一旦タジ／＼と、三四歩退下つた。而してその銃聲を合圖に、左翼の黒澤、
有村、山口、増子、杉山等は、何れも驀地に切り込んだ。井伊家の勢は、狼狽

皆々斬込

し歩行目付の一人は櫻田門の方へ逃げ込んだ。
前供は右往左往に亂れ、駕籠側の者共は、何れもそれへと馳せ付くる。イザ時
はよしとして、左翼の後隊鯉淵、蓮田、廣木の面々、井伊家前列の正面から打つ
て蒐る。之を傍觀したる、老中へ訴狀呈出の任務を帯びたる齋藤監物も、我を
忘れて傘投げ棄て、割羽織に袴の儘で、斬り込んだ。但だ岡部三十郎のみは、
脇差一本の町人姿にて、見張りの役目を盡してゐた。

雪中奮闘

右翼の佐野、大關、廣岡、森山、海後、稻田の一隊は、井伊家の供廻りが、前
列の方へ驅け出で、駕籠脇が手薄となつた所へ、また一文字に飛び込んだ。
雪は此際愈よ大降りとなつて、殆んど五六尺の先きも、明瞭りとは見えない。
敵味方入り交りて、何れも白烟糶糊の中に切り結んだ。而して時々「正つ」堂
つ」の掛聲が聞えたのは、此れを義盟連中の合言葉であつた。

井伊家士
川西

井伊家にも全く人無しでは無かつた。不意打を喰ひ、前から、右から、左から、
斬り立てられて、狼狽に狼狽を重ねたる中にも、單り供目付の川西忠左衛門は、

井伊を刺
止む

首を取る

兩刀の達人にて、多勢を相手に奮闘し、稻田、廣岡兩人の如き、此れが爲めに大分手疵を負うたが、彼も遂に闘死した。駕籠昇共は、何時の間にもやら、駕籠を捨て、逃げ去つた。駕籠は地に据ゑられた儘だ。斯くと見たる稻田重藏は、深手に屈せず、半合羽を著た儘、鮮血淋漓の大刀を、双手に握り、岩をも透せと駕籠の中を刺し貫いた。續いて海後嵯磯之介は、一刀を激しく突き込んだ。井伊直弼の體は、稻田の突に怵へず、前へ踏つたものと見えて、手應が無い。偕てはと刀を取り直し、後の方を突くと「グザッ」と手應があつた。折しも左翼から有村次左衛門、右翼から佐野竹之介、何れも疾風の如く飛び込んだ。佐野は刀を取り直して駕籠の中を刺し、有村は突如駕籠の戸を撈り明けて、井伊直弼の襟頭を取つて引き出した。彼は稻田と海後に突かれ、刺されて氣息奄々だ。有村は一刀を鬚の邊りに落せたが、井伊は前へ俯伏した。纏てまた起き上らんとして手を支く所を、有村は首討ち落し、刀の鋒先へ刺貫いて、

井伊家士
また奮闘

「仕止めた」の関音を三聲高く叫んだ。海後が之に和した。此れを聞いて義盟一同、聲を合せて、「占めた」と異口同音に大呼した。井伊家の同勢の中より、四五人また激しく蒐つて來た。彼等は佐野や、森に、大概ね斬り伏せられた。満目白皚々の積雪中に、一場の修羅の巷は現出した。赤合羽や、傘、下駄、刀、死體もあれば、深手を負うて呻吟しつゝ、ある者も横る。鮮血は白雪を染めて、時ならぬ落花狼藉の状が出で來つた。駕籠は破れ、引馬は口取から逃げたから、何處へか行き去つた。而して井伊家の從士の一人は、白刃を携へたる儘、隣の松平大隅守の通用門へ逃込んで、ブルブル慄へてゐた。而して此れが殆んど四半時分内外の出來事であつた。「櫻田義舉録」

野村鼎實書翰

本文不三取敢認め置候間其儘差上申候。

草卒呈三寸楮候于今春寒料峭之處、愈御勇壯御忠勤奉三賀候。扱小生出發前今一度得三拜晤一度と存候處、此表之期日差迫り、殊に被砌は御一品南飛も難計形勢に付、是非其以前云々相決不申候

ては、千載之遺徳に付、大隱大夫へいさる演述、後事を託申のみにて俄に發送致し候に付、御暇乞も不仕候段御海容。扱兼て御相談申通、今日之佳節を吉日と相究め、昨夜品海樓にて十九人之大會をなし、各訣別之痛飲頗愉快を極め疑も忘れ候ての振舞、雄氣衝天之勢に御座候へき。それより曉天を待ち直に愛宕山に而支度を調、右之壯勇士意氣堂々繰出し、兼而不共戴天と存候剛愎傲暴威に募り候天下之巨賊を令ニ斬滅候。幸今早曉より白雪繽紛に而至極都合もよろしく、難なく討取候段、實に天誅に御座候。兩人少々手疵を受申候。進退等に拘り候程にも無之、只可憐は稻重堂人討死いたし、残念いたし、其外はくそ皮もやられ不申、眞丸に一と先づ引揚申由痛快無此上、誠に千古之大快事忠勇感激之至に御座候得き。見付等も閉不申、登城之旗本等四方へ散亂、見物は雲霞之如くにて仇討なるべし云々。又ばよききびと申さぬ計の取沙汰など致候ものも有之よし。江南人之薄情誠に驚入申候。いさるは此ものより御承知可被下候。酒樓等何れも嫌疑有之不能細書、且取込候のみならず、爾後之進退等分り兼候義も御座候間、得詳悉可被得貴意候。只此上之苦心は彼藩士磯邸へ復讐杯申さんも難計候間、幾重にも御盡力御警衛等之義御周旋奉萬望候。薩州も殊之外盛に有之、國主より家中有志之面々へ被示候親書寫一覽仕候處、勤王之盛意感涕應をうるをし申候。京師は申上候迄も無御坐、近來御製之眞眞に難有と申奉るも愚なる事委曲是にて御洞察可被成候。愚生杯一兩日之内如何之進退に可相成哉難計、何れ黄泉にて御面會を期候事と被存候間、混亂中草略如レ此御座候。不悉頓首。

三月三日夜

吉作 拜(購買變名吉田屋作兵衛)

〔下野氏文書〕

【七七】激闘餘聞(一)

銘々退散

一瞬間に激闘は濟んだ。豫ての約束通り、重傷者は、老中屋敷へ自訴、自餘の者は、思ひ／＼に上方へ出掛け、上方に於ける義舉に加はる筈であつたから、何れもその通りに銘々退散した。

小河原の一刀

中にも有村次左衛門は、刀の鋒先に、井伊直弼の首を貫き、愉快愉快と大呼し、廣岡子之次郎も、有村と前後して、何やら詩を吟じて引き上げつゝあつた。此時井伊家の侍、小河原秀之丞は重傷にて氣絶してゐたが、その聲にて、豁と目を撥すれば、主人直弼の死骸は輿側に横はり、其首は何人とも知れぬ者が持

小河源の奮闘

ち去りつゝある光景に、がばと弾ね起き、毛利家表門の長屋下にて、追付いたから、突然有村の後腦部を、強かに斬り付けた。廣岡は之を見て直に小河源に斬り付けた。深手を負うたる彼は其所に倒れた。然も有村の傷も其の檢分書に、頭上後に掛け、斬疵一ヶ所、長さ四寸、幅七分とあれば、小河源の一刀は、確かに手筈があつた。

小河源は翌日遂ひに死したが、其の死する以前、人に語りて、若し手に續く者二三人もあつたらば、主君の御首は、屹度取り返す可きにと、残念があつた。彼は上杉邸邊にて倒れてゐたが、面部大疵、眼も飛び出し、片腕無く、肩も深手。刀は曲りて鞘に入らず、血が刀身を染めてゐた(開國始末)と云ふことなれば、如何に彼が悪戦苦闘したかは知らるゝ。而して大小共柄袋の儘であつたと云へば、その儘にて戦うたものであらう。何れにしても川西(參照 七六)や彼の如き勇士を見れば、井伊家必らずしも人無きでは無かつた。

尙ほ此の激闘に就ては、其の連中の親しく語りたるものがある。今ま餘談とし

蓮田市五郎談話

て、其の一二を掲ぐることにする。

蓮田市五郎の語る所によれば、

三日(萬延元年三月)明六つ過出立、芝愛宕山にて、各支度をなす。下駄傘のものあり、或は股引わらじのものありて、をもひくゝなり。四人五人づゝ組合、五つ時(午前八時)櫻田に至る。曉天より吹出せる雪いと盛にして、風景殊絶、そここゝと名居るに、あやしむ人もなく、實に天の助けてうたしむる所以かと思はる。待つこと半時餘(現時の一時間餘)にして、赤鬼從者五十人計、駕籠にて出仕す。漸間近くあいなり、各傘を打すて、羽織をぬぎすつる。先方には雨具の儘切かゝるもあり、雨具をぬいでかゝるもあり。鬨は暫時の間にて、遂に賊槍の頭を斬る。満道の白雪は染て血となる。有村の切先へ賊頭を貫き、何やら薩音にて、高らかにうたへ、辰の口邊さして歩行く。同志は同音にしみたりと呼はり、各刀を鞘に納め、思ひく引退く。嗟多日の積思、一朝にして雪と共に消盡す。豈不愉快一乎。

森五六郎 談話

又た森五六郎の語る所によれば、

櫻田の御門外ニ趣きければ、誰もく心ニはそれとうなづきて互ニ知らぬ顔して、武鑑杯見居たり。や、程ありて、掃部頭殿來り給ふ。御勢五六人程と見へし。兩傍より拔つれて、聲を掛け、駕籠を目當に切つたれば、御供の人々雨よそほひしたり。不意の事なれば、一旦じたくとしさつて、駕籠の脇は無碍ニ空虚になりたるを幸に、駕籠の外より幾太刀となく思ふまゝにさし貫き、戸を開きて見れば、かた息にておはせしを、御首を打取りぬ。誠ニ目たゞく間にして、互ニ打合しは後の事なりし。定而追手かゝらんとて、我等四人御堀際の辻番所の脇に腰をかゞめ、暫時扣へたれど、其様子もなければ引退きたり。

其日鎖かたびらなど著込みせられしと承る、いかゞと云へば、(此れは質問者の言)かゝる用意は少しもなし。多くはばつちにて尻をか、げたり。股引ははきたるもあり。拙者外三人など、馬乗袴をはきぬ。兼ては白布の襷鉢巻を味方の

合印と定め置たれど、夫さへ纒ニ二三人も用ひ候。はん。されば著込など用たる者ある間敷覺候。先づ此れにて概略の様子が判知る。彼等は赤穂義士程の装束ではなかつた。皆な何れも思ひくの出で立であつた。

【七八】 激闘 餘聞 (二)

海後嵯磯之介談話

尙ほ海後嵯磯之介の物語によれば、左の通りだ。愛宕山を出立て櫻田に著きぬ。時分如何と顧るに、彼未だ登城の模様もあらざれば、余の組合は佐野竹之介を初として、堀の方に徘徊せり。此時余はかねて本所某より買ひたる勝利散を出し、佐野と共に之を服し、又大關より人參を貰ひのみたり。雪は次第ニ降りしきり、遠近定かならざりしが、關鐵

之介は、登城の大名を見物する體を装し、武鑑を手にし、同じく堀の方に來りぬ。兎角する内ニ井伊の行列來るを見受けぬれば、關は向の側に行きたり。

如何にも其の實況が觀る如くだ。

佐野は堀の側に進み、早や羽織の紐を解かんとせしに、大關はまだ早して、猶豫せしむ。

氣早の佐野の舉動が、眼前に活躍し來る。

間もなく供先の方に物音騒がしく、一同斬りかゝりければ、彼の供方はドツ

と崩れ立ち、駕籠側は頓ニ透きたりと覺ゆ。

此れは全く井伊從士共の不覺だ。主人の駕籠を閑却して、騒ぎ廻るとは何事ぞ。狼狽も亦た甚しからずやだ。何の爲めの供であるぞ。

此時稻田重藏にもあらんか、半合羽著たる者突進して、駕籠を突き貫きたり。是と同時有村、廣岡も馳せ來りて、他の側より突を入れ、瞬く間に駕籠の戸

井伊供方
崩れたち

井伊首級
打取

を打明ケ、彼の首級を打取りたり。有村は彼の首級を、刀の先きに貫き大音に呼はり、一同ニ関を揚ゲたり。是兼て首級を獲たる時は、関を揚ぐる筈なればなり。

義盟の徒としては、其の本望を達して、定めて欣天歡地であつたであらう。今ま猶ほ関の聲を聞くが如き心地する。尙ほ海後は、左の如く真相を語りてゐる。

正堂掛聲

初め事の起りし時は、何となくせきて、彼從者が、右往左往に亂る間に飛入り、正堂の掛聲（豫ての時號なり、正々堂々の意に取る）にて、味方をば辨ずれども、目先さほの暗く、恰も夜の引明け位の心地せしが、少し斬合たる後は、夜の明たる如くなりき。彼駕籠側のすきたるに乘じ、同志の士が、驀地に馳せ來りて、駕籠に突入るや、己れも（海後）後れじと馳せ寄り、一刀突入れしが手答なし。扱はと取直して、再び前の方を突きたるときは、慥に手當りありき。間もなく有村が首級を刀に貫きて、呼はりし時は、眞に白晝の心地せり。

覺えず切
入る齋藤

自首せんとす

如何にも彼等の心持は、其通りであつたであらう。
 此時佐野は彼追跡者數人と斬り結び、尙後に留り、其他彼處此處ニ闘へり。
 關は此時迄傘を持ち居り、眞の指揮者とは見受けたり。又齋藤は組合には入
 らず、首尾を見届けて、書を閣老に捧ぐるはづなりしが、現場に臨みては、
 憤慨抑へ難く、切り入りたるものと見へたり。
 森、杉山、大關、森山は同行にて、閣老へ出んと言ひ、大關は咽喉の邊ニ創
 を受けしが、輕傷にて、もはや血も留りしとて、擦りつゝ行さけり。道不案
 内なれば、傍に通るかゝりし小者體の者を見て、脇坂へ案内せよと命じた
 るに、彼は戰栗して知らずと謝す。杉山一喝して、之を嚇し、案内させたる
 様子なりき。山口は左肩に深手を負ひ、歩行ならずとて、余に介錯を頼みしが、
 余は後より關も來ればとて分れたり。少く行くニ跡より聲を掛くる者あり。
 願れば有村、廣岡は、彼の首級を、刀尖に貫きたるまゝ、擔ひ來れり。夫
 より三人にて、日比谷の見付を通行するに、棒を持たる者、三人計り見へた

れども、敢て追來らず、廣岡は歌詩を吟じつゝ行けり。辰の口に到りし比、
 二人は深手にて歩行かなはず。已むなく余は別れて、役屋敷に出んとせしに、
 皆堅く門を閉ぢ、辻々ニは棒つき番人居り、通行する能はず、再び辰の口に
 來りし時、二人は既に前に伏して、絶命の體なり。群衆取り圍て、近寄るこ
 とも叶はざれば、是より余は一人の進退と決したり。
 以上掲ぐる所は、先づ要領を得てある様である。固より現場を見てゐる者にて
 も、銘々の立場くによりて、其の所見に、多小の異同あるは餘儀なき次第
 だ。

【七九】激闘餘聞(三)

佐藤織三
邸所記

尙ほ金子孫二郎の上方行隨行者として、現場の模様見届けの上、其の報告を命

敵の來る
を待つ

斬かゝり

せられたる佐藤鐵三郎の所記によれば、

櫻田に至る時は、五つ頃(午前八時)と覺へたり。程なく登城の大名通行するものあり。依て堀端に沿ひ、行き還りせるをり、蓮田、鯉淵に逢ひたり。互に黙して過ぎ、赤門近く至り、動靜を伺ひけれども、出門の模様なし。又引返して、松平侯、上杉侯の邸前を徘徊する比は、同志の士、皆堀曲り角より土手に沿ひて散布せり。元惡(伊井直弼)遅しと、待ち兼ねたる氣色にぞ見へたり。雪は曉かけて降り出し、愈烈しくなりぬれば、咫尺も辨せぬばかりに散り亂れ、往來の人も、至て稀なりけり。
時に西の方より行列嚴めしく押來る大名あり、近づき見れば一本道具なり。是則大老井伊掃部頭とぞ知られたり。余は首尾如何と、只行く方を見詰めてありしが、先供や、堀端を曲り、櫻田門の方に向きたる時、合圖の小砲一聲轟きたり。儲こそと思ふ間もなく、ひた／＼と先供の中に切かゝる。彼不意を襲はれ氣や奪はれけん。前後一時に崩れたち踏み留て戦ふものも、多く

畑彌平所
記

尙ほ畑彌平の所記は、左の如し。

塚田弘平(一刀流劍客)方へ一宿、てつ夜仕候處、大雪。天なる哉、命なる哉と、獨悦、夜の明るをまち、同人方より無印の傘一本、足駄一足借受、霞ヶ關より場所へ望候處、井伊家之見張とおぼしき士、立廻り候ニ付、内櫻田西御丸下え通候處、最早諸大名供侍充滿致居、一見仕、夫

は事の起りたる方に向へければ、駕籠は中途に逸巡し、陸尺は只狼狼の體にぞ見へたりけれ。かゝる處に五六人無二無三に駕籠を目掛けて突き入たり。程なく駕籠を打倒し、しめた／＼と連呼せり。(原注 此日は大雪ゆへ、大老の供方、悉く合羽を著し居り、進退も自由ならず、剩へ大小は柄袋をかけたれば、俄かに抜刀も出來難く、狼狽せしも理りなり。嗚呼天我義舉に感應せしにやありけん)

余此聲を聞くと齊しく、南を指して疾歩し、虎の門より駕籠に乗り、赤羽根に至りて、金君より托されし槍のことを思ひ出し、「參照 七三」之を購ひ、駕上に結付け、尙駕夫を増して飛せたり。

より和田倉御門え貫け、日比谷御門を通り、又場所へ参り候處、未出仕無之様子、傘見世へ入(此れは葭養張りの臨時道傍に出張したる茶屋のこと)茶碗酒杯吞居候而も、勇士不見、如何せんと霞ヶ關え罷歸り候處、藝州之門前二而、岡部三十郎、關鐵之介、有村次左衛門合傘、何れも木綿合羽、野羽織、馬乗袴、或は立付袴、手傘二而、山口氏、齋藤、佐野竹之介、追々に被通候間、行違通り過し、又場所え戻り候處、傘見世二軒に入込、てんでに食ひ、よそながらの挨拶にて罷在候處、尾張様御通行、最早御上りとおぼしき頃、刻限不違、兩門さつとおしひらき、割供にて行列、中央駕籠を見掛、佐野、齋藤をはじめ突込候様子、いとも烈しき風雪ニ、血煙立て戦、合言葉、太刀音かまびすしく、たばこ二服ばかりの間にて、只々夢の心地、誰彼の戦功不相譯、諸家供侍共、縦横ニ駆ケ失せ、鯉淵要、杉山彌一郎の戦を、一見し居候内、有志何方へ歎引揚候哉、見失申候。杉山、鯉淵(上りびる薄手)海後外壹人聲々に首級上り候、合圖を呼はり、血刀を納め、長州門前

斬込様子

喫烟二服の間

之方へ立退申候。私儀は幸橋御門へぬけ、塚田氏へ参り、右物語候處、飛上り満悦致候。以上の諸説を綜合すれば、此の一擧は、下相談には、多くの時日を要したるに拘らず、愈々實行の曉には、所謂「喫烟二服」の間に過ぎなかつたことが判知る。大雪の仕合せとて、彼等から見れば實に天祐であつたが、然も亦た彼等が必死の憤闘の如何に凄まじかつたかと、想像するに餘りある。

争闘實見談

窓下懸ケ敷に付、何事やらんと覗見候處、大名衆誰に候や、槍、箱、駕籠昇等も不三相見、大下水側にて駕籠の者と白鉢巻たすき小橋の者とあなたこなた切結び居り候。其様眞趣は程隔てせり合よし昔より聞及び候へ共、左はなく、刀半又は鐔元際にてせり合候と、勝敗付、忽ち四五人切倒され、此節大下水の方へ寄戦ひ暫く駕籠の邊透候と、大兵の男壹人並背の男壹人駕籠を目がけ、頓て上下着たる主人を引出し、壹人は脊中三太刀程打候が、マリ杯蹴候様の音三度計いたし候と、彼の大兵の男首を切り大音を發し、其聲前後馳と不三相分、井伊掃部とまでは聞え候に付、備はと其時井伊殿と知り候。其首を三人して守護致し、日比谷の方へ引く跡にも接戦所々に有レ之候處、追々倒れ候と、

敵方何れも日比谷の方へ立退き、彼の駕籠脇に有之亡骸に、深手負ひたる駕籠脇の侍壹人漸くたどり寄り、向ふに持行く首を見て、其れをやつてはとて、又亡體に取付き熱傷の有様見るに忍びざる體に有之、既に其侍も落命の様子見るに忍びざる體に有之、又敵を追行先にも候や（此間脱文あるが如し）兩人是も深手の様子ながら、彼主人亡體を駕籠の中へ納め、兩人にて昇たる所、中々歩行も不叶、大隅守屋敷下へ少々寄り、其儘差置、兩人とも倒れ、然る處何れより参り候哉、赤合羽着たる者兩人にて駕籠を昇揚げ、血刀下げたる駕籠脇體の者壹人、是も深手の様子ながら、駕籠取附添歸候處、駕籠井伊殿表門當りへ参る頃、色々の出立にて、何れも鐵砲、槍、棒持、五六十人あわたい敷、大隅守前途参り候處、跡より上下着たる者駈付け、何か制止候様子にて、何れも引取候跡、供駕籠昇等はいづれへ散亂いたし候哉、窓明け候頃は、見受不申候。都て跡片付候迄、半時もかゝり不申候。接戦中は時計三步計りにて至て早く相濟。（開國始末所引、杵築藩留守居興津某實見談）

第十四章 義徒の自訴

【八〇】斬奸書提出（一）

義盟者の犠牲

所謂る義盟十八士は、彼等が豫期の如く成功した。然も其の成功は決して無代償ではなかつた。稲田重藏（四十七歳）は其場で打死した。有村次左衛門と廣岡子之次郎とは、井伊直弼の首級を携へ去つたが、廣岡は深手を負うたから、辰の口にて自殺し（十九歳）、有村も亦た同所遠藤但馬守の辻番所にて自殺した（二十一歳）。彼は井伊の首を傍に措いて、切腹した。臍上を横に四寸程、右の方へ一寸程上げて切つたが、今朝來の力戦にて、且つ深手を負ひつゝあり、出血夥だしく其儘打ち俯した。

有村絶命

彼は通行者に向つて、介錯を求めたが、近く者がない。辻番所の番人が斯くと遠藤家へ届け、同家の役人が出で來つたが、有村は微かに「松平修理太夫家來」

といつたが、其後は聞えない。戸板に乗せ、直弼の首と與に、辻番所へ擔ぎ込み、やがて幕府のお小人目付が来て檢視したが、有村の傷は咽喉から左の襟へかけ突傷一ヶ所、右の手の甲へ三寸五分、左の人差指を切り落し、左の目上下三寸、深さ二分、頭上後へかけ切り疵一ヶ所、長さ四寸、幅七分。而してやがて絶命した。其の懷中に「品川より大津までの先觸書」があつたのを見れば、彼も亦た若し無事ならば、同志と與に上方に赴き、義軍に投じて、一働さする積りであつたことが判知る。

山口鯉淵の自殺

尚ほ山口辰之介(二十九歳)、鯉淵要人(五十一歳)は何れも重傷を被り、八代洲河岸にて自殺した。森五六郎、大關和七郎、森山繁之介、杉山彌一郎は、細川越中守の邸に自首し、齋藤監物、佐野竹之介、黒澤忠三郎、蓮田市五郎は閑老脇坂淡路守に自訴した。

蓮田の役目

此の一行は、有村等に少し後れて引上げたが、自訴狀提出の任務を負うたる齋藤監物は、自から制する能はずして、戦闘に加入した爲め、頂上に六寸餘、其

他數ヶ所の手傷を被り、歩行も困難にて、佐野、黒澤も同様。仍て蓮田が一同を代表して申開きをなすこととなり、大關は行き過ぎて見えなくなつたが、蓮田は齋藤を扶け、日比谷見付の番所まで来て、内藤紀伊守の邸へ案内を頼んだ。然るに役人等はガタ／＼振へて齒の根も合はず、何の返事をもせぬから、其儘通り抜け馬場先門へかゝつたが、此處でも番人等腰拔にて、要領を得ず。遂に八代洲河岸を通りて行くと、此處にて山口と鯉淵との自殺してゐたのを見た。

脇坂邸自

彼等はそれから心覚えある田安殿へ罷り出で、斬奸の一書を捧呈せんとし、田安御門を指して行つたが、最早齋藤の歩行が覺束なくなつて來た爲めに、辰の口なる脇坂淡路守の玄關へ出で、右の次第を訴へた。而して其斬奸主意書は、左の通りだ。

斬奸主意書

謹而龍野侯執事ニ奉ニ上言一候。執事御義御賢明ニ被レ爲レ在、天下之御政道無レ邪御取計被レ遊候御義と奉レ存候間、草莽之我々共申上候

は、恐入候得共、存詰候義、無伏臘別紙ニ相認、奉瀆尊覽候。追御大老井伊掃部頭所業を洞察仕候處、權威を恣に被致、我意ニ叶はざる忠誠厚き人々をば、御親藩を始め、公卿衆大名御旗本に不限、讒誣致し候而、退隱幽閉等被仰付候様取計ひ、就中外虜之義に付而は、虚喝之猛勢ニ恐怖致し、神州之大害を醸し候不容易一事を差許し、御國體を穢し、乍恐寂慮を奉惱、勅意にも奉違背候段、奸曲之至り、天下之大罪人と可申奉存候。右罪狀之義は、別紙にて、委曲御熟覽、御熱慮之程奉祈候。扱右様之奸賊御座候而は、此上益々將軍家之御政道を亂り、夷狄之爲に被制、禍害を來し候義、眼前にて有之、實ニ天下之御安危ニ拘り候儀と奉存候。故京師へも及ニ奏聞、今般天誅に代り候心得にて、斬戮仕候事ニ御坐候。毛頭公邊へ御敵對申上候義ニ無之、且全く我々共忠憤之餘り、天下之御爲と存詰候而の事ニ御坐候間、御法之通、如何様御處置被仰付候共、御恨不申上候。依而は、元主人家譴責

を蒙り候様之儀無之様奉願候。將又此上は、天下之御政事、正道に御復し、忠邪御辨別被遊、殊更夷狄之御取扱ニ至り候而は、祖宗之御明訓御斟酌被爲在、華夷内外之辨、得と御勘考被遊、勿論聖明之勅意ニ御基き、御判斷之程奉渴望候。罪不願ニ萬死一奉申上候。恐惶頓首。

月日

元水戸藩中

姓

名

元薩摩藩中

姓

名

伏呈

龍野賢侯執事

私意なし
 以上にて、其の主旨は、自から分明である。彼等は決して私怨を霽す爲めでもない。天下の大事と心得て、其の生命をなれば、私意を遣うする爲めでもない。

犠牲に供して、此の擧に出でたのだ。

【八一】斬奸書提出(二)

斬奸副書

尙ほ義盟の徒が懷中したる副書——本文は既掲の如し。「参照 八〇」——は二通ある。右は別段新らしき議論の筋も認めないが、然も當時日本に於ける大部分の意見を代表したるものとして、其の長文にも拘らず、茲に掲載する必要がある。

幕府外交上の失敗

墨夷浦賀へ入港以來、征夷府之御處置、假令時勢之變革も有之、隨而御制度も變革なくては、難ニ相成ニ事情有之候とは乍申、當路之有司、専ら右を口實として、一時儉安畏戰之情より、彼が虚喝之勢焰ニ恐怖致し、貿易和親、登城、拜禮をも指許し、條約を取替し、踏繪を廢し、邪教寺を建、ミニスト

井伊罪惡

ルを永住爲レ致候事等、實ニ神州古來之武威を穢し、國體を辱しめ、祖宗之明訓、孫謀ニ戻り候のみならず、第一勅許も無之儀を被ニ指許一候段、奉レ蔑ニ如天朝一候儀ニ有之、重々不ニ相濟ニ事ニ候。以上は外交上に於ける、幕府の失體を正面から彈劾したるもの。而して更に一步を進めて、以下井伊大老の事に入る。

追々井伊掃部頭所業を致ニ洞察一候ニ、將軍家御幼少之御砌ニ乗じ、自己之權威を振はん爲、公論正議を忌憚り候而、天朝公邊之御爲筋を、深く存込候御方々、御親藩を始公卿衆、大小名御旗本ニ不限、讒誣致し、或は退隱、或は禁錮等仰ニ仰付一候様取計候儀、夷狄跋扈、不ニ容易一砌と申、内憂外患追レ日指迫候時勢ニ付、恐多くも不ニ一方一被レ惱ニ宸襟、御國內治平、公武御合體、彌長久之基を被レ爲レ立、外夷之侮を不ニ受様被レ遊度との叡慮ニ被レ爲レ在、公邊之御爲勅書御下被レ遊候歎ニ奉レ伺候處、違背仕、尙更諸大夫始有志之人を召捕、無實を羅織し、嚴重之處置被レ致、

甚敷に至候而は、三公御落飾御愼、粟田口親王をも、奉幽閉、勿體なくも天子御讓位之事迄奉醸候件々、奸曲莫所不至矣。豈天下之巨賊にあらずや。

以上は井伊の罪惡として、彼等が認めたる要點を擧げたるもの。

右罪科之儀は、委細別紙ニ相認候通ニ候。斯る暴横之國賊、其儘指置候はゞ、ますく公邊之御政體を亂り、夷狄之大害を成し候儀、眼前にて、實ニ天下之安危存亡ニ拘り候事故、痛憤難ニ默止、京師へも及ニ奏聞、今般天誅ニ代り候心得にて、令ニ斬戮一候。

此れが井伊に天誅を加へたる所以と申すこと。

申迄には無之、公邊へ御敵對申上候儀には毛頭無之、何卒此上聖明之勅意ニ御基き、公邊之御政事、正道ニ御復し、尊王攘夷、正誼明道、天下萬民をして、富嶽の安ニ處せしめ給はん事を希ふのみ。聊 殉國報恩之微衷を表し、伏して天地神明之照覽を、奉仰候也。

斬戮の理由

幕府に敵意無し

別紙存意書

彼等は決して幕府に敵意を挿むものではない、寧ろ幕府の爲めを謀りての事である。以上は主旨書の綱要とも云ふ可きものにして、更らに「別紙存意書」なるものがある。それが彼等の這回の舉に出でたる所以の理由と、事情とを詳記したるものなれば、或は其の所説に就て、重複の嫌ひなきにあらざるも、其の全文を掲ぐることにする。

別紙存意書

皇國千萬世、天日嗣連綿照臨し給ひて、伊勢之神宮も、上古に替はらせ給はず、神道を尊び、武力を尙ひ給ふ事、自然之遺風餘烈なれば、古より遠略をのべ給ひ、且夷狄之禍有之候得ば、精々退攘し給ひし事、青史ニ著しく、今更奉稱揚に不レ及。武將之世となりても、弘安之蒙古を塵にし、文祿之朝鮮を征する事共、神州之武威を海外に輝候義、人口に膾炙する所なれば、是又贅言を不レ待。

皇猷遠略

在外の對策

以上は我邦上古より皇猷遠略の事に及ぶ。
 東照宮に至給ひては、尊王攘夷之御志深く被爲在候は不_レ及_ニ申上_一、但勃興之御盛時なれば、其初は諸蠻來航、通商等も許し置れ玉ひしか共、諸蠻も畏服して、覬覦之念を達する事ならず。然る所東照宮終ニ其巨害ある事を洞見し給ひて、洋教之禁を嚴にし給ふ。大猷公（家光）に至りて、益_ニ邪徒を驅斥斬戮し、三眼の明を、四海に布き給ふ事、誠ニ千古之英見卓識ニて、後嗣遵奉し給ふ所なり。

以上は徳川氏初期の對外政策に就て云ふ。家康を尊王攘夷の本尊としたるは、當人に取りては、ちと迷惑であつたかも知れない。

〔八二〕斬奸書提出 (三)

打拂令の効果

以下當代の事に近いて來る。
 扱近時ニ至りては、夷狄狡謀點略之者多く出で、萬國へ通信貿易し、遂ニ小を併せ弱を制し、次第ニ境界廣大に相成候勢に乘じ、屢神州をも覬覦するに至る。乍_レ去打拂之令有_レ之時は、格別之事は、仕出す事も成得ずして打過ぬ。

對外政策の軟化

打拂令を斯くばかりの效能あるものと認めてゐる。
 天保十三年打拂之令を停め、仁恤せられしより、頻りに來航し、跋扈之態を顯すに至る。就中嘉永癸丑墨夷浦賀へ入港、威暴を示し、難題申掛候以來は、征夷府之御處置方、古今時勢之變革も有_レ之、一概に御國威御主張難_レ被遊儀は、治世之風習、左も可_レ有_レ之事に候得共、申迄も無_レ之、夷狄貪林、元より鑿事なく、殊ニ狡謀譎計を挟み、覬覦之念を逞く致候故、耶蘇之術中ニ落入り、神州之泰否にも拘り候重大之事も候得ば、華夷之辨和戰之議、始終著眼之大基本、御廟議御一定之上、諸御制度御變革無_レ之ては、

時勢ニ於て不相叶一筭ニ候得共、近來諸蠻夷之御扱振、推察仕候ニ乍

天保打拂令の停止以來、嘉永癸丑彼理艦隊の浦賀港闖入に至り、更らに幕府

夷秋登城の失體

去る卯年(安政二年)迄は、追々内備嚴整之御達有之、邊海之御守衛被ニ仰付

も去ル辰年(安政三年)和親交易御取結之上、恐多くも征夷將軍之御居城へ、夷

比較にあらす。神州古來未曾有之御失體ニて、實ニ冠履倒置之御處置と可

倫安の弊

以上は幕府の外人に叩頭するを非難したのだ。

假令御國政之義、關東に御任せに相成居候とて、斯る重大之事件、第一勅

如何可有之哉。

直ちに征夷の任務に付て、一疑問を提起し來る。

傍觀に能はず

忝くも武門之列ニつらなり、二百年之恩澤に浴し居候ては、不堪ニ悲泣之

居候儀、廉恥無之と可申、決して不ニ相濟一事也。

孝明天皇御聖德

此れは彼等が傍觀出來ぬ理由を陳べたのだ。

も勅許申請度所存にて、去ル午年(安政五年)春、堀田備中守上京致、賄賂

開闢以來、尊嚴之國體、淳厚之風俗、今上之御代ニ及び、夷狄之爲に消却汚

天皇の御決心

穢被^レ致^レ候^テは、第一伊勢神宮御始^メ、御代々之御神靈ニ被^レ爲^レ對^レ、王位之御任不^レ被^レ爲^レ濟^ヲ、尤^モ戰^ヲ被^レ爲^レ好^ク候^ニは無^ク之^ヲ、國體を不^レ失^ハ、萬民安堵ニ被^レ遊^度との叡慮より、賢くも一七日之間、供御御絶被^レ遊[、]石清水へ御祈誓被^レ爲^レ籠[、]關東より如何様被^レ申立^候とも、一切御許容難^レ被^レ遊[、]萬一非常之節は、縱令萬里之波濤を越^へ、孤島に終り候^共、御憾不^レ被^レ爲^レ在^候得^共、泉涌寺(歴代御陵之地)を御離^れ被^レ遊^事は、難^レ被^レ爲^レ忍^と、竊ニ宸襟を御濕^し被^レ遊^候御事傳承^仕、四海之人民、誰か感激悲泣せざらんや。

以上は専ら孝明天皇の御聖德に付き記述したるもの。之を一讀すれば、當時の志士、何れも天皇の難^有き御心に感激して、何れも一死を以て、報國の忠貞を竭さんと振起したる事が判知る。

【八三】斬奸書提出 (四)

八十八人堂上の忠憤

以下堀田正睦上京勅許運動の始末に就いて説いてゐる。

當^ニ此時^一神州之命脈、累卵よりも危き事なりしが、百官群臣忠憤切迫之餘、八十八人之堂上方、禁中へ馳集り、萬死之力を以て、諫奏を奉り、其外有志之大小名、勤王之微忠を獻せし故、三公御始^メ、彌増し感憤被^レ遊[、]三港之外、近畿及び數ヶ所之開港、并夷狄永住、邪教寺取建等之儀は、一圓御許容難^レ被^レ遊[、]以^ニ勅命^一御下知被^レ爲^レ在[、]尙又内地人心之居り合如何に付、大小名之赤心も被^レ知^食度、尤衆議奏聞之上、叡慮難^レ被^レ決^候はゞ、伊勢大神宮神慮可^レ奉[、]伺との御儀、三月廿八日議奏衆より堀田備中守へ御返答書被^レ指^下、俄^ニ下向被^レ仰^出候^趣之處。

以上は朝廷側より堀田等に關する措置に就てのこと。事實固より此の通りにて、相違是れなし。以下は幕府の内情に付て指摘してゐる。

御用建白
勸説

夷狄ニ内條約之儀、既ニ被ニ指許一候、事故、諸大名之赤心、有體ニ達ニ寂開一候様には不ニ相成。依テ表向天下へ意見建白之達は有レ之候得共、蔭より某等を以テ、専ら西洋之事態を強大ニ主張し、交易御指許は一時之權宜無ニ御據一萬一關東之御旨意ニ違候ては、家々之爲にも不ニ相成一と、吉凶禍福を以テ遊説いたし。

此れも事實だ。幕府は大名の上申建白を徴しつゝも、其の裏面には手を廻して、御用上書、御用建白を提出せしめた。此處に某々とあるは、何人を斥したる乎、分明でないが、川路とか、岩瀬とか、所謂る海防掛の連中のことであらう。

尾張水戸
の直旨

尙又御三家方へは御建議之文意認直し候様、御内諭も有レ之由ニ候得共、水戸前中納言殿（齊昭）には、關東輔弼之名將ニ有レ之、尊王攘夷之御論、始終一致之御方故、御廟算伺書といふ書一冊、當今之急務より、將來之害まで、丁寧誠實ニ建白被レ致、尾張中納言殿にも、御内諭に不レ泥、京師之御旨意ニ本づき、御處置無レ之候ては、不ニ相濟一と被ニ申立一候よし。實に難レ有事と謂つ

不時登城

此れも事實だ。

其後、彌勅許之有無ニ不拘、關東之御決斷を以、假條約御指許しに相成候趣ニ付、御三家にては尾張殿、水戸殿、御三卿には田安殿、一橋殿、御家門には越前殿、忠誠無二之御方御一同登城に相成、將軍家御對顔被レ願候處、御所勞ニテ、御逢無レ之、依テ元老井伊掃部頭初メ御呼出し、天子之勅命、御遵奉無レ之、假條約御指許しニ相成候ては、將軍家御違勅之罪御通被レ遊間敷、東照宮以來、御代々様へ御對被レ遊候ても、如何可レ有レ之哉、各方之了簡承り度旨、御一同御演述ニ相成候處。

將軍大病
處置

此れは不時登城の件に付てのこと。井伊側より見たらには、彼是と申す可き筋も是れあらんかなれども、水戸側の筋から云へば、先づ此の通りであらう。御目前にては、掃部頭始奉ニ畏服一候由ニ候得共、執頭之威權を以、不日に條約指許し、恐多くも將軍家を、御不忠御不孝ニ奉レ、陷、徳川氏之御稱號

を、千百歳之後迄奉^レ穢^レ候のみならず、將軍家御大病、人事をも御辨
無^レ之^レ砌に乘じ、無實之罪を羅織し、御親戚之御方々を奉^ニ禁錮^一、其他正義之
大名、松平土佐守(山内豊信)始^ニ兩三人^一、御威光を以て、無體ニ隱居爲^レ致^レ候
所業、惡むにも餘りありと可^レ申。

此の「人事をも御辨無^レ之^レ砌に乘じ」の一句は、尤も井伊側に取りて手痛き
文句と云はねばならぬ。實を云へば、將軍家定は、安政五年七月四日に死して
ある。然るに將軍の喪を祕し、七月五日に、尾張、水戸、越前其他の處分を斷
行した。此れでは天下の人心を慄らしめないので、良とに當然と云はねばなら
ぬ。況んや水戸の臣下に於てをやだ。

「八四」斬奸書提出 (五)

奸黨引入

更らに一層を進めて曰く、

且又御幼君之御時節を幸とし、御三家方之權勢を推かん爲、御連枝又は家
老にて、本家主家をも押領掌握せんと、奸曲之巧みある松平讃岐守(水戸支藩
高松藩主松平頼胤)水野土佐守(紀州付家老)竹腰兵部少輔(尾州家老)等徒黨ニ引入
れ、種々奸計を運し、且我意ニ隨ひ不^レ申正義之士を貶斥し、東照宮以來之美
意良法追日破壊に及^レ候事、長大息之至りニ候。

尾水兩家
恨申付

此れは井伊直弼の失態に就ての彈劾の一斑だ。
其後八日ニ至り、叡憤之餘三家大老之内、上京致^レ候様、重き勅書御下
ダに罷成^レ候處、御請にも指支、尾水兩家之義は、不束之儀有^レ之、慎申
付、掃部頭儀は御用多にて上京難ニ相成、且先役堀田備中守等取扱^レ候儀、
今更致方も無^レ之、依て嚴重申付^レ候旨、議奏衆迄申立、己が逆罪を遁れ
可^レ申と相工み。

更らに一層を進めて、井伊直弼を彈劾す。以上何れも水戸側から云へば、尤

間部上京

北條足利

の次第だ。而して以下更らに間部上京後の事に及ぶ。
 間部下總守上京爲致、専ら恩威を以押付候所存にて、賄賂を用ひ、九
 條殿下を徒黨に引入れ、内藤豊後守へ命じ、御所向取締彌殿重に致し、恐
 多くも天子御讓位をも被遊候様奉、要候得共、三公(鷹司、近衛、三條)御初
 め、御賢明之御方にましく奉輔佐叡慮一候ニ付、朝威確乎として、御撓み
 不被遊、依之無實之御罪申觸し、鷹司殿、近衛殿、三條殿等御落飾御慎
 被遊候様取計、其他諸大夫始メ、何一ツ罪科無之者を召捕、關東へ指
 下し、それぞれ非道之處置致し、専ら虎狼の猛威を以て、天下を屏息せしめ。
 右は安政大獄及びそれを中心とする諸般の施爲に就ての彈劾だ。
 畿内之開港、并邪教寺取建等、本條約指許し、且は青蓮院宮様之御英邁を
 奉忌、御失徳有之様申觸し、御寺務取放し、奉幽閉候所業、乍恐
 玉體にも可奉、迫之機、顯然にて、北條、足利之暴横ニ均しく、共に天を
 戴かざる國賊といふべし。

是當然の

長大息事

神州恥辱

此れは井伊側から見れば、答辯する餘地は、必らずしも無いではあるまい。井
 伊其人も自から國賊たるを甘んずる者では無い。彼には彼流儀の主張もあれば、
 勤王心もあつたであらう。されど彼が主上の周邊に手を廻し、主上をして孤立
 無援の位地に立たせ玉はねばならぬ様に仕向けたる措置は、如何に彼の政策運
 用の上に必要であつたにもせよ。他人から見れば、餘りに甚だしき仕打と云は
 ねばならぬ。況んや井伊と反對の側に立つ輩から見れば、逆賊と斷じたのも、
 必らずしも無理はあるまい。
 嗚呼此儘ニ打過なば、赫々たる神州、一兩年を不出、内地之奸民邪教に靡
 き、彼が勢焰を助け、皇國之奸賊平身低頭して、彼が正朔を奉ずる事掌の
 上に覗るが如し。苟も人心有之者、實ニ痛哭長大息ニ不堪事ならずや。
 外國の事情、世界の太勢を明らかにせざる彼等としては、是亦た尤の次第だ。
 雖然東照宮之御徳澤、未だ地に不墜、御三家御一門には、尾張殿、水戸殿、
 一橋殿、越前殿、阿波家、因州家之如き、徳川家輔佐之良將も有之、外諸

侯にも、薩州、仙臺、福岡、佐賀、長州、土佐、宇和島、柳川等、天下之爲、忠憤之念、日夜怠らざる有名之諸侯も不_レ少_レ候へば、内は則ち御家門方、將軍家を奉_レ輔佐、専ら内政を修め、外は則ち有名之諸侯、一意忠力を盡し、武備を整へなば、神州之恥辱を一洗して、叡慮を奉_レ安_レ候事、天地神明に誓て疑あるべからず。依_レ之當今事態之概略を記して、天下之公論折衷を待ち、左袒して天下を興起せんと欲する所なり。以上は彼等が志の存する所を特筆して前途の光明を指點したるもの。彼等は決して失望、落膽之餘、此舉に出でたるものではないことを明らかにしてゐる。

神州の逆

周の衰_レる婦人すら不_レ恤_レ緯して周家之亡るを憂ひしに、まして三千年餘之天恩を戴き、二百年來東照宮之恩澤ニ沐浴する者、誰か報效の念なからんや。草莽之小臣痛憤切齒之餘、寢食を不安、日夜遺憾を吞で、時勢を憂ひしが、彼の罪惡、追_レ日増長、豈唯徳川家之罪人のみならんや。實神州の逆賊也。

天地神人同憤之時ニ乗じ、天下諸藩之同志と合力同心して、天下之奸賊を誅伐し、神罰を蒙らしむる者也。

此れが結論だ。此結論には賛成もあらう、反對もあらう。時代を隔てたる後世からは、種々是非の意見も出で来る可きは、當然の事だ。されど彼等としては、斯く思ひ込んだのは、必らずしも無理もなければ、不思議もない。井伊大老をやりつくるとの意見は、決して一少部分の水戸人士のみに限つたことではなかつた。それは此舉の前後に於ける當時の人心の動搖と趨向とが、能く之を證明してゐる。

井伊家の油斷

安政七年三月三日、大老登城の處櫻田御門外にて争鬭の事あり、大老討れたり。

水戸家の士十七人國を脱せしが、此日終に大老を討ちたり。此日大雪大老の家臣手負即死等あり。其門前を去る繼四五町なれども、雪故別に出合者なし。供の士等彼是支ゆれども、力防ぐ能はずりしと云。

井伊家之手負死亡二十三人計り。聞く、此頃水府之士暗殺之風聞、且去年にや鐵砲を以て混ひしこ
 とあり。故に豫備正殿なりしと云。然れども此遭害に及びしに、不幸にして首を敵手に渡し、家
 臣一人も取かへせしものなきは如何ぞや。尤以て可怪事どもなり。彦根の士風其地京都に近く、
 懦弱にして古の風を失し、且此頃大老の權威赫々たるを以て、其事を取る者劣甚敷所以にして、
 權門賄賂盛んなり。戒心あれどもことに油斷し、此恥辱に及ぶ。然れども幸にして寛大の御處置
 に出で、表向不快之趣にて更に變る事なし。此ころの風評急ちに變じ、神の如く盛なりし威權も
 あとなく、其恩惠を蒙り登用せし者も、時につれてとかく諂る者多し。人世の榮枯また如斯。大
 老の此變ありしより、要路の諸官恐怖の甚敷、隠に供士を引連れ、其備正殿なり。嗚呼何事ぞや。
 たとへ其舉げ用ゆる所激士の怒に觸るゝに至るも、天下の公儀にて恥る處なきに於ては、孰を憚
 り孰れを恐れむ。士夫の風俗爰に到て益低く、且は公儀の御威權をして地に落さしむ。豈憤懣に
 堪へざらむや。〔籬の笑〕

〔八五〕 義徒の落著

昭和六年九月十日、六十九叟蘇峰學人、禁じ難き哀傷を強めて、此稿をつゞく。
 昨九月九日、吾家の繼嗣たる長男海軍少佐徳富太多雄、病の爲め遂ひに不歸の
 客となる。一夜耿々眠らず、吾今ま古稀に垂んとして、尙ほ我自ら我を制する
 能はざるを愧づ。

蓮田の語

却説も義徒の面々は、既記の如く〔參照 七七―七九〕或は死し、或は自殺し、或は
 負傷し、或は自訴し、或は潜匿す。今ま自訴組の一人、蓮田市五郎の語る所を
 掲げんに、曰く、

自訴の約
不徹底

一體本望を達せし上は、一同引纏り、内藤紀伊守殿へ自訴に及ぶの約束なり
 しよしを知もあり、不レ知もあるか、且内藤の屋敷は何れも不レ知ゆへ、ま
 ちに予（蓮田）も大關等五人と行けば、黒澤、佐野、齋藤、いづれも深手に
 て、跡より呼はる故、立戻りて、或見付番所へ行て、御老中之役宅へ案内を
 頼申度段申込めば、列坐のもの共、上を下へとをしかへし、只ぶるゝの

脇坂邸に
至る

體にて、何の返答も無之ゆへ、不_レ得_レ止又々引返し、八代洲河岸を過ぐ。山口、鯉淵兩人自裁してあり。夫より辰の口迄至る。是非く田安様へ罷出一封の書付を、奉_レ呈度存ずれども、齋藤何れにも打疲れて、歩行成兼よりして、脇坂邸へ参り、右の次第を訴る。待つと久して、内玄關へ通さる。家老體の人物、兩三人にて事實を問。乃懷中の一封を取出して指出す。八つ時(午後四時)比に至り疵所治療を受、予(蓮田)は右のかた二寸餘(三針ぬふ)同く腕三寸程(三針ぬふ)なり。予治療を受して、割腹せんとす。皆巨く何ぞ從容死に就かざると。こゝに於て、思ひとゞまりぬ。

以上は脇坂家まで落著の始末。

申渡を受

日暮に及て、一同申渡を受。其文は水戸様御家來黒澤忠三郎、佐野竹之介、蓮田市五郎、齋藤監物、思召有_レ之、石谷因幡守へ御引渡遊さるもの也。又石谷より申渡さる。水戸様御家來黒澤忠三郎、佐野竹之介、蓮田市五郎、齋藤監物、此度細川越中守へ御預け被_レ仰付_レもの也。細川家よりは受取の役

佐野齋藤
の落命

人人數大勢引連て詰居、直様引渡になる。

此の如くして彼等は遂ひに細川家へ落著いた。

佐野は深手、遂に脇坂家にて落命す。翌四日大關、森、杉山、森山四人は、細川家へ自訴に及び、預けに相成居候由。付人より承る。座敷の間隔りて、其人々に逢ふと能はざれども、ひとしほ床敷心地す。五日黒澤、大關、森山評定所へ出る。齋藤と予は不_レ出、七日は一同出る。齋藤は深手にて不_レ出。八日朝四つ時(午前十時)齋藤遂に落命す。九日の夜六人共、御預替に成る。予(蓮田)は八町堀本多修理之介殿家來へ預けに成る。本多家は嚴重之手當にて四方格子、都合にて三圍也。役人下人迄には、十人計日夜守衛す。十二日評定所へ出る。四人の死骸を瓶へ鹽漬にいたし、出して予をして、其姓名を云はしむ。予不_レ覺潛然たり。日數経れば、其人の容貌甚相違せり。みれば山口辰之介、廣岡子之次郎、稲田重藏、鯉淵要人なり。山口、鯉淵は八代洲河岸にて自裁。稲田は場所にて歎、又即死か不知。廣岡は有村と共に辰の

口にて自裁すとも云。有村は賊槍の首を抱き死すと云。關鐵、岡部、増子、海後、廣木は行衛不知と云。

井伊側亦奮戦

何れにしても井伊側は、決して無抵抗にて、其の主君の首を、義徒の手に渡し、たものでなかつたことは、其の義徒の面々の手負の尋常でなかつたことを見ても分明だ。

關野村等の上京

尙は關鐵之介は、岡部三十郎と與に現場を引き上げ、野村彝之介、木村權之衛門と與に、暫く江戸に留まりて後事を處理し、三月五日江戸を發して、中山道から上方へ赴いた。尙ほ關が三月三日附にての家書に、

佐野初メ見事のはたらきにて、當の敵は、瞬息の間ニ倒し申候。唯可憐は稲田重藏一人討死。仕候。是も無據事ニ御坐候。尙ほ佐野は其の白布襦袢に、朱字にて、忠誠と横に書き、其下に、敷島のにしきの御旗もちさげ、皇御軍の魁やせん。さくら田に花とかばねはさらすとも、なにとゆひべき大和魂

佐野竹之介

藤原光明

彼等の行爲に就ては、天下或は是非の意見を挿むものあらむ。然も其の心事は其名の示す如く、光明であるに異存はあるまい。

134
28
25
26

第十五章 金子孫二郎の拘囚

〔八六〕 金子孫二郎の行衛(一)

昭和六年九月十一日夕、朝來長男の遺骨を、青山墓域に埋葬し、殘務を處理したる後、此稿を續く。

佐藤鐵三
郎筆記

櫻田事件に、直接當りたる諸人の落著は、略ぼ既記の通りだ〔參照 八五〕。然も其の總帥とも、主腦者とも、原動力とも云ふ可き金高二人の行衛は如何。先づ順序として、金子に就て語るであらう。此れは仕合にも、其の隨行者たる佐藤鐵三郎の筆記がある。佐藤が現場を實見し、それより鮫洲の川崎屋に赴きたる始末は、既記の通りだ。〔參照 七九〕而して爾後の事は、左の通りだ。

川崎屋會

四ツ時過ぎ(萬延元年三月三日午前十時過ぎ)川崎屋に著し、獨酌して、金君の來るを

待つ。店婢來て、御連様が見へしと傳ふ。金君來れりと思ひ、出で迎ひければ、豈圖らんや畑彌平なり。(原注 畑は戊午の比、監察の隱密を勸め、後目付方同心となるものにて兼て知るものなり) 簑笠草鞋の立出にて、突然上出來なりと云ふ。又金孫先生はまだ來らずやと問ふ。來らずと答ひしが、其狀あまりに穩かならざりければ、或は磯邸の探偵ならんと心に疑へり(原注 畑の此の義舉に關し、江戸にありしを知らざればなり) 畑席に就き、尚上出來又は愉快杯と、頻りに唱ふるも、余は默然として答へず、やゝありて金君有村(雄介)と伴ひ至る。余陰かに畑の事を告ぐ。然るに金君は畑の現場に往きたるを知る者の如し。余始て安心せり。尋で日下部伊三次の舊僕何某(服部秋之介ならん)と云もの來る。是も亦實況を目撃し來るとて、其喜大方ならず。何やら有村と談じて去る。此時有村は亡命の届書を托せしと見受けたり云々。

畑彌平筆

尚ほ右に掲げたる畑彌平當人の所記は、左の通りだ。

夫より支度仕り、品川鮫洲川崎え參り候處、安島(佐藤)鐵三郎一人待居

候間、承り居候處、金子様、有村氏御出ニ相成、隨ニ首級打揚見届け之注進と申上候處、満面に御笑を合、愉快くと被仰、大盃を御取上、有あふ扇子へ御歌詠じ被下、我々は是より一刻も早く登京、此段及二奏聞一候間、其元義は小石川え蔭然御注進申上、夫より御國表え一刻も早く罷下り、何れよりか達ニ上開可申候。此上は小石川御警衛計心掛り存候と、眞ニ御心配之御氣色ニ而、早くとの御事ばかり。其元心の及ぶたけ偽言を以、御警衛之御人數早々御登せ相成所、専務に可致と、吳々御教諭、實ニ涕泣御別を惜み、共ニ御立に相成、私共は塚田へ参り、邸中御注進を、同人え相頼、三日八ツ時比(午後二時)新宿藤屋迄罷越、是より早籠罷下申候とある。尙ほ畑の實見談は、既記の通りだ。「參照 七九」而して金子と同行の有村雄介が、薩邸を出づる模様等は、大久保利通の日記が、能く之を語りてゐる。

一 三月二日雄助ヨリ島津縫殿え、江戸の形勢等相話シ、翌朝御屋敷ヲ出候節、幕姦賊ヲ討候主意相認、太守様え一封奉差上一度候ニ付、御披露

大久保利通日記

奉願候趣ニテ、拾文左之通
謹而奉言上候

被ニ開召ニ通趣被爲在、(此れば精忠組の面々、上方へ突出せんとの企)去年十月六日御書取ヲ以、御内諭之趣、同腹之者共ヨリ申越、謹而奉拜誦、實以難有恐入候。右ニ付一同ヨリ御請書差上候。付而は、いづく迄モ奉受ニ尊命一可奉盡微力一候得共、幕府之執權奉茂如天朝、方今奉奪ニ勅書一暴計難ニ黙止、水戸有志之面々申合、斬奸之決心仕候。御受書仕候とて、天朝御危急之時勢傍觀仕候道理無之、依而如斯。誠恐誠恐謹言。

申三月三日

兄弟連名

右書付島津壬生へ託シ候由。尤先便江戸之形勢申置候由にて相添候書付左之通。

昨晚申上置候一條ニ付、此一封奉達ニ御聽一度奉存候間、筋々

御披露 奉願 候。天朝御危急之時勢御座 候故、急ニ御屋敷出足 仕候間、右之趣 乍恐 書付ヲ以 奉願 候。以上。

此の如く有村兄弟も、それぞれ、其藩主を煩はすことなからん爲め、其の手續をしたものであらう。

〔八七〕 金子孫二郎の行衛(二)

金子の江戸出立

金子孫二郎は、豫定の計畫通りに、櫻田門外にて、井伊大老を討ちとめたる事實を確め、鮫洲川崎屋にて、西上の支度をなし、薩士有村雄介と與に江戸を出立した。其の顛末は、隨行の佐藤鐵三郎の筆記に 詳かだ。

午飯を喫し、駕籠を雇て、鮫洲を發す。夜を冒して東海道を登る。四日の曉小田原に至り、朝餐を命じて、暫く憩ふ。爰にて主従の體をなし、金君は

若黨、余(佐藤)は槍持となる。

主人は有村雄介であること、素より云ふ迄もない。

宮根關所

宮根關所に至り、薩州藩某(原注 實名は名乗らず)上下三人罷通ると云。番人熟視して、通れと呼ぶ。(原注 荒井も然り)箱根午飯(原注 山中は大雪にてありたり)薄暮

沼津に宿す。此日江戸より京都への早追を見受けたり。(原注 前に十手を持ちたるもの一人、後に狀箱を胸にかけたるもの一人)道路の傳ふる所を聞くに、昨日井伊様へ、

浪士百餘人切込みたりと云ふ。

然るに好事魔多し。金子、有村は無事に東海道を上りて、四日市に至つたが、

四日市遭難

此處にて忽ち意外の出來事に出會した。

五日江尻(原注 早追續々上る)六日掛川、七日白須賀(原注 彦根の重役なりとて、何やら

書面を見ながら馳せ行きたり)八日宮、九日四日市に宿す。深更御上意と云聲寢耳に響くや、余(佐藤)が平臥の上ををり重りて、手早く雙刀を奪ひ、平臥の儘、兩足に繩をかけられ、口惜くも縛せられたり。偕は幕捕に遭ひたるよと、無念に思

薩吏の有
村追跡

ひけるに、捕手の音狀、江戸人にあらず、事の仔細分らねば、只黙然として居たり。一人余が前に跪き、水戸様御藩中にありしやと云ふを聞いて、始て薩の所爲とは知れり。されど薩は何が故に斯る暴舉をなせしやと、又心に怪めり。十日曉に至り、金君有村と、同席に集りたれば、段々其由を尋るに、幕吏櫻田の連類を索むること太急なりと聞へければ、薩の重役は之を危ぶみ、有村の幕捕に就かざる前に手當して、鹿兒島に護送せよと、坂口某に命せられければ、坂口晝夜兼程、東海道を追跡し來り(原注 鯨洲にて、有村己が亡命届を、日下部の舊僕に托せし故、東海道の旅行と知られたり) 竟に昨夜の事に及びしとなり。以上にて遭厄の事情が判明した。薩藩の態度は、江戸にて金子等が想像した通りではなかつた。

金子辯明

元と吾輩には、關係なきも、有村と同行せるを以て、此難を被りたり。聽て水戸人と云ふことは判然せしかば、金君、坂口に向ひ、吾輩の身分は、御承知ありや。いかにも水戸様御家中とは、有村より委細に承知せり。然らば吾

辯明きか
れず

輩には、御構あるまじ。疾く雙刀を渡されよと云ふ。坂口其答はせず、暫くとて有村を引て、坐を立てり。有村此事を痛く氣の毒に思ひ、彼此辭を盡して開説せしが、坂口は一旦手を下したる以上は、何れの人たりとも、輒く放免せんこと、職掌に於て爲し難し。一先づ伏見に至り、兎角の挨拶をなすべし。吾若罪あらば、其時腹切て申譯せんと固く執て聽かず。然るを強て切論せば、彼窮て如何なる不埒を仕出さんも、計り知るべからず。萬一其爲めに素志を敗らんことあらんには、千悔するも詮なしと、有村深慮せられ、弊藩主も、既に國元を發駕せりと聞ゆ。されば同所に至り、進退を決せん。一時の辱は忍ばれ、枉て坂口の意に任せらるべしと云ふ。(原注 時に余輩は縛を解かれけれども、捕手は油斷なく警固し、便所に往くも付添ひたり。又雙刀は伏見までは預り置くべしとて與へず。途中の變あらんとを掛念せしならん。有村は腰纏なれども、囚人の扱ひとは見へず。全く藩命は手當して國元へ護送するの意と思はれたり。故に同志の伏見に來會するあらば、爲すべき由もあらんと胸算せしを以て、枉て伏見に至られよと、吾輩に勧めたるは、理なきにあらず)

伏見著

金君も有村の心中を推測り、止むを得ざることに覺悟せられ（此時金君詠歌あり「ひそみ越し、ぬるゝが上のぬれ衣、たへ忍びても、いなんとぞ思ふ」）然らばとて、十日九つ頃（正午）此を發し、晝夜兼行して、十一日の夜伏見の薩邸に達せり。

金子の一行は、此の如く四日市驛にて、薩吏の爲めに追跡せられ、遂ひに伏見の薩邸に護送せらるゝこととなりて、先づ其の出鼻を折られ、上方に於ける計畫の失敗を豫示せられた。

四日市遭厄

三月十一日の晩（九日の誤か）四日市驛へ一宿致し寢入候處、夜九ツ時分にも候哉、薩の肝煎坂口勇右衛門、外に足輕六人參り、金子、有村、佐藤皆繩を掛け召捕候に付き、有村より、何用之譯にて言葉をもかけず、無體に繩を掛け候やと申候處、幕意相知れざるに付き、萬一幕府之手に捕はれ候ては不三相濟候に付き、私共へ差越候條承知仕候に付き、右次第に相及び候段、坂口より承り候に付き、有村申候は、拙者儀に於ては兎も角も候へども、何故外兩人へ繩を掛け候。拙者等この節京師へ罷上り候趣意は、斯様々々の譯合と申す所を大概申述べ、金子、佐藤之兩人へ、是非面會不致候ては、不三相濟候に付き、繩を解き候様申候處、何分御留守居份陽治郎右衛門殿石藥師へ罷居られ

候に付き、彼方へ相伺ひ候上、如何様共可致と申候に付き、是非々々金子、佐藤へ面會致度候段、有村より申候處、その段は承知致候段、坂口より承り、それより坂口は何共不申、石藥師之様差越候。左候て、その儀不苦と足輕共より承り、双方繩付之儘面會致候處、金子申候は、誠に残念至極此上なく耻辱に御座候。最早致方無之候に付き、舌喰ひ切り相果べくと申候。有村申候は、この場に至り、何共笑止千萬之儀に御座候。併し京師第一之事に候間、暫く恥を御忍び被成度、頼りに死を留め候に付き、御尤ものこと、金子もその意に同じ、何分坂口に追付くべくとの事にて、差急ぎ候處、土山驛にて坂口へ追ひ付き、金子佐藤へ繩を掛け置くべき儀無之段、再應に及び、有村より坂口へ申候處、この時漸く繩を解き候由。（有村家文書）

【八八】心算齣語（一）

金子自殺
せんとす

金子の心算は、全く齣語した。彼は既記の如く、有村と與に、四日市にて、薩吏の爲めに少からざる辱を受けた。

双方（金子、有村）繩付之儘、致面會候處、金子申候ハ、誠ニ残念至極、

無二此上^レ恥辱ニ逢^ル候^ニ最早致^ス方無^レ之候^ニ付^テ舌^ニテモ喰^キ切^リ可^キ相果^ト申^ス
 候^ニ付^テ雄介申^ス候^ハケ様御恥辱ヲ奉^レ懸^レ候^儀何共言語モ無^レ之^御
 決心之程御尤^モ候得共^モ輕卒之者共^モ全^ク子細モ不^レ存^{無^レ止ニ此始末ニ及}
 候義候間^モ其故ヲ以^テ死シ候而は^{近比遺恨千萬御座}候^{命ノ限り是非}
 上京^モ主意ヲ果^度候間^暫恥^ヲ御忍被^レ成^度頻^ニ死^ヲ止^候ニ付^御
 尤^モ之御事ト^{金子モ共意ニ同ジ云々}

伏見著後
の失望

此れは東海道石薬師驛にて、有村と金子、佐藤等が四日市驛にて就縛後會見の
 模様を有村が親しく語りたる所を、大久保利通が筆録して、其の日記に掲
 げたる一節だ。斯くて有村が抗議にて、金子、佐藤兩人は、土山驛にて漸く縛
 を解かれ、監視付にて、有村と與に伏見迄護送せられた。然も三月十一日伏見
 に著して見れば、案に相違して、與に義兵を擧ぐ可き薩摩の有志は、一人も出
 でゐない。彼等の失望知る可きだ。
 此れは必らずしも薩摩人士が、水戸人士を欺きたる譯ではなかつた。薩摩有志

薩摩有志
の努力

が、上方へ突出せんと企てたのは、一再ではなかつた。安政六年秋冬の頃にも
 あつた。それは藩主の懇切なる諭書にて思ひ止つたことは、既記の通りだ。「參
 照 八六」併し爾來とても決して其企てが止んだのではなかつた。そは大久保利
 通の日記が、能く之を證明し、能く之を縷述してゐる。江戸に於て有村等が、
 水戸人士との斬奸密議に際し、同志の一人田中直之進は、義兵突出を促す可
 歸藩した。而して此れは藩地の同志が、何れも期待してゐたことであつたのは、
 大久保の日記に、

是迄田直(田中直之進)の注進一日三秋の如、一同相待候事故、同志中勃起い
 たし候

久光に
上京を
奨む

とあるを見ても知らる。而して大久保等は、何れも其の力を竭して、藩主茂久
 (後に忠義と改む)の後見、其父島津周防(三郎久光)に向つて、義兵上京の忽にす可
 からざる所以を奨説した。大久保利通の日記に曰く、
 即晚(田中到着の晩、萬延元年二月廿一日)相認差遣候主意者、第一順聖院様(齊

井伊等奸威増益

彬)御在世中、水越尾有志の藩え御結合、畢竟皇國外夷の禍端を被爲憂、御忠誠より攘除の御主意より、内外寛急の御定見を以、外を防には内を強するに如かずとの御定策に而、獨木橋(一橋)西上(西城)の議ニ及、右ニ付御内命を奉じ、西(西郷隆盛)、京師關東周旋奔走候趣、然處衰世の然る所以カ、奸威彌増、事不成して、幼主を押し立て、終ニ將軍薨去、御直精忠の三藩え幕命を下し、其後奸計至らざる所なく、於此皇國の御大事殆如懸絲、忠士の面々、盡力の至誠を以、勅諭相下候仕宜ニ及び、然水(水戸)不斷にて、愈御難を醸し、御精忠の堂上方を奉、始、有志の藩士浪人盡く召捕、非命の死を遂、或は配流等に及候始末、雲州(鎌田出雲)滯京、御請の次第、月照和尚の始終、礫(小石川、水戸邸を斥す)其後有志交も出、是非興復を謀るの赤心不レ止。我藩先君の御遺志を奉ニ繼述、有志出役、堀(仲左衛門)、西(西郷)ニ代り、是迄引合、終此舉(斬奸)ニ相及候來歴、是迄傳聞の次第を以、吟味の上、精微書記し、右の通次第故、先君(齊彬)御深

薩士の誠意

意御繼述、礫結合(水戸と聯合)之信義ニ不レ背、且御姫様方も被爲入事候間、御名目は、當時外患も有レ之、不平の世上故、關東守衛ノ處を以て、京師關東え一百ツ、も海陸二手ニ分ケ、天朝御興復の御大志被爲貫、御差出相成候様と、云々之趣に而差出す。斯る次第であれば、薩藩の有志には、十分の誠意があつたことは、萬疑を容れない。但だその志が遂ひに行はれなかつたから、茲に一大齟齬を來したのだ。

【八九】心算齟齬(二)

薩摩出兵決定

薩摩の有志は、上記の如く(参照 八八)極力上方へ出兵の議を建白したが、藩主後見島津周防(三郎久光)は争亂の出兵は兎も角も、未然の出兵は、名義が立

行されど實
に至ら

待意外の期

たぬとの理由にて、之を容さず。然も強て出兵の已む可からざる所以を陳述し、若し此際實行せずんば、有志の徒は、自ら突出の外なし。既に昨年も其議あつたが、藩主より藩の力もて、機會を俟つて、其事を行ふとの諭書出でたれば、漸く突出の沙汰も中止となり、其機を俟つてゐたが、今や其機來たと云ふ可き時節の旨、繰り返し申し立て、此に於て一番手關東京師へ一百づつ、二番手三百づつ、三番手には藩主茂久(後に忠義と改む)自ら出馬と云ふ事に定つた。併し此れは只だ定つたと云ふまでにて、急に實行の埒に至らず、三月八日漸く三十人だけ出府と定まり、十五人は三月十六日、次の十五人は三月廿二日出府を命ぜられた。然も其中には有志の徒は、一人も加はつてゐない。仍て其の加入を内願し、若しそれが容られざれば、勝手に突出せんと決心を告げたが、遂ひに其の目的を達するに至らなかつた。

上記の次第なれば、薩藩の有志も決して金子等を欺いたのではなく、金子等も亦た空ら待みをしたのでもなし、双方互ひに相ひ信ず可き理由はあつたが、然

有村の失

中國に下
るの策

も人事意の如くならず、事志と違ひ、遂ひに金子、有村が、折角上方に到着して見れば、案外にも義兵を擧ぐ可き準備も、手掛りもなく、寧ろ意外の待ち設けは、捕吏の追跡と、有村の護送とであつた。當時の事情は、金子の隨行者佐藤鐵三郎の筆記が、能く之を語りてゐる。

有村は(伏見薩邸に於て)留主居役に面談せんとて、別席に往き、歸り來りて愕然として申しけるは、鹿兒島より同志來るもの、一人もなし。胸算全く齟齬せり。今聞く所に據れば、櫻田の一擧、京都に達せしより、幕の警戒探偵愈厳しく、事態太だ急迫なりと。

されば一先づ中國に下り、我藩主の登るを待つの外、復た他に策なかるべし。僕下の關に知人あり、其人氣節あり、依て以て君等を托するに足れり(原注)

下の關の何某は、嘗て西郷氏月照師を潜匿せし人なりと云ふ。今其姓名を忘る(按するに白石兄弟ならん)金君曰く妙なり。君宜しく計らへ給へ。さらば留主居に計らんとて、又別席に往く。坂口(四日市に於て、有村等を捕縛したる薩吏)尋で至り、御刀のことは、

金子の覺悟

留主居に談じ置たり。是より御挨拶申すべし。偕又有村と御同行の義は、深夜多人數の通行嫌疑の恐れもあれば、先づ有村を下坂せしめ、彼地の都合を圖り、追て御報知せんと、留主居申されたりと陳ぶ。

金子君之を聞き、然らば今一應有村君に御面會仕度、此事御扱を乞ふと。坂口唯々退く。金子君余(佐藤)を顧みて、是迄なり。此上は薩藩に向て、積年の衷情を吐露して、斃れんのみと、一書を認め終り、有村を見て曰く、坂口氏の口氣を察するに、所詮君と同行の難きを知れり。抑天下の勢日に危急に迫り、大義名分將に地に墜ちんとす。吾輩憂憤に堪へず、奮て元惡を殲し、此機に乗じ、天下有志と共に、衰頹の皇運を挽回せんことを企圖す。然るに時運至らず、事茲に至る、亦命なり。獨り善後の策は、尊藩の御竭盡を仰ぐの一線あるのみ。

金子も流石に水戸男兒だ。彼は最早事の成す可からざるを看取し、最後の決心をした。此の心算齟齬に就て、彼は別段狼狽もせず、惡びれもせず、唯だ行く可

き道を行いた。

【九〇】心算齟齬(三)

金子鳥津氏に呈書

金子有村訣別

金子孫二郎の有村雄介に語る所は、以下左の通りだ。

尊藩君公御先代(齊彬)勤王の御遺志を繼ぎ、神州の爲、大に御周旋あらんとす。是吾輩兼て敬慕する所にして、頼て以て今回の企圖を貫通せんとするの原由也。然れども今進退此に谷り、唯一死あるのみ。聊か衷情を吐露して、竊に君公の高聽を瀆さんとす。勿卒(勿卒)の執筆、其意を盡す能はずと雖ども、仰ぎ願くは之を左右に達せんとを、是訣別に臨て君に切望する所なりと。

此に於て有村は又た斯く答へた。

有村儼然容を正し、呈書を捧げ、謹承せり。必ず藩主に達せんと答ふ。又云

ふ、下の關の事(參照 九八) 僕情實を打明け、臨機の取計を切に留主居に乞ひたれども、留主居一存の處断になり難きを以て、京都の同役に協議すべしと云て、既に上京せり。且余に急速下坂の嚴命あり。僕捕囚の身となり、如何んとも力に及ばず。今君と別れざるを得ず。僕會て君と死生を共にすることを心に誓へり。料らざりき遠く相離れんとは、切齒して痛憤す。覺へず互に落涙せり。

以上が兩人對話の要領だ。

既にして護送の番卒有村を促す。有村去るに忍びず、番卒引て去る。

此れが兩人の生別であり、併せて死別であつた。

十二日(萬延元年三月)金君余(佐藤鐵三郎)に脱走せよと云ふ。高橋(多一郎)先きに西上せり。野村(兼之介)又京坂の間にあらん。吾老て此危計を爲し難し、君少壯猶爲すべしとなり。余地理を諳せず、假へ幸に脱邸するも、潜匿事を計るの覺束なきを以て、思ひ止らんと答ふ。是に於て、書類を取て火に投じ、

佐藤就縛の覺悟

就捕の覺悟をなす。

金子佐藤進退を共にす

此の如く佐藤も遂ひに脱走を思ひ止り、金子孫二郎と進退を共にすることになつた。

相約す身に寸鐵を帯びず、故に自ら死に就くの道なし(原注 世には舌を嚙で死すと云ふものあり、けれども、死に切れぬものなりと語られたり)未練の舉動をなさず、穩に縛に就くべし。吟味の上は、勅諭返納御猶豫願の爲、上京せしと答ふべし。其他一二條を申合せたり。(原注 蓋し金君の意中には、斬奸旨意書はあれども、自

首せし壯士の陳辯上に於る、或は區々に渉るなきを顧慮して、自身事理を辯明せんと決心にや、余に示すに吟味の上は、斯々と云はれき)

以上は佐藤の筆記したる所。果然彼等は十五日に至りて、伏見薩摩邸より伏見奉行に引渡された。以下更らに佐藤の筆記による。

十三日、十四日無事、十五日朝旅装せし者來り云ふ。兼て坂口御約束の通り、大阪より迎ひの人、參られたり。速に御發足あるべしと。夫より表門に出

伏見奉行に引渡さる

れば麻上下著せる者一人、門の左(原注 當邸の留主居ならん)羽織袴著せる者二人(原注 奥力と覺ゆ)門の右に立てり。左の方より金君と、余の姓名を呼揚ぐるや否や、右の方より夫召捕れと云聲の下より、七八人前後を圍み、繩をかけ駕籠に乗せて(原注 駕中より見るに、人數六七十人も、膏口階子を持って居たり)奉行所に連れ行き、八疊敷ばかりの一室に入られ(原注 金君とは別室)是にて同心更に繩を打替へ、左の手に錠を卸し、足にはたを打ちたり。同夜吟味所に呼び出され、板椽の上に坐す。

伏見奉行吟味

伏見奉行林肥後守出席、水戸殿御家來某、其方儀酒井若狹守殿(原注 京都所司代)御指圖により、白洲留申付ると申渡され、又一室に拘せらる。奥力來り番人に向ひ、失敬すなど達し、余(佐藤)に異状なきやと挨拶せり。又醫師來診す。十六日衣服(原注 絹布綿入二枚、下著下帶とも)持ち來り、余が服と換ふ。而して、吟味所に連れ行かる。林肥州正面に、奥力左右に列坐し、水戸出發以來の調を受く。

此の如く金子、有村は事志と反し、上方には薩藩の有志一人も無く、與に義兵を擧ぐどころの沙汰でなく、有村は薩摩に護送せられ、金子等は伏見薩邸よりして、伏見奉行所へ拘致せられ、愈々幕吏の裁判を受くることとなつた。

【九二】齟齬餘聞

金子陳情書

金子が有村に托したる薩藩主への陳情書(參照 九〇)は左の通りだ。

一昨年非常之叢慮ヲ以、幕府并水藩へ勅諭御下相成候ニ付、兩寡君(齊昭、慶篤)ハ勿論、闔國之有志頗盡力仕候得共、嫌疑甚敷、昨年ニ至候而は、幕府ヨリ嚴重被蒙ニ御答一候程之時勢に而、今以勅諭傳達ニモ不ニ相成、勅意奉行被致候義モ不ニ行届、上下一統奉ニ恐入一悲痛仕候ニ付、各冤罪洗雪仕、勅意奉行被致候様、周旋仕度志願ニテ、屏

居之身、不願ニ萬死、去月(萬延元年二月)十八日國元(水戸)出發仕候處。以上は金子自身の立場に付て語りてゐる。

有村同道の次第

尊藩ニハ、先公(齊彬)之御遺志、御繼述、專勤王之御精忠被レ盡候思召被レ爲レ在候段、傳聞仕、兼々奉ニ欣慕一候間、京攝之間ニ潜匿仕、御同志之御方ヨリ御内聽幾重ニモ御盡力奉ニ希上候所存に而微行仕、尤道中至而艱難之時節ニ付、御家中有村氏同伴相頼、尊藩の目

四日市遭

以上は薩藩有志と戮協のつもりにて、上京の次第を云ふ。四日市驛ニ而、不慮之次第ニ及(參照 八七、八八)一身之恥辱無ニ此上一候得共、元來志願ヲ遂候儀本懐之筋ニ付、事之成否突留候迄ハ、如何様之恥ヲモ忍び、累囚終リ、他郷之鬼ト相成候共、此先尊藩ニ御スガリ申上候而、本意相遂申度、勿論本藩(水戸)之事ノミニハ無レ之。専ら薩藩に依頼して、其の目的を果さんと欲し、以下更らに其の所志に就て語

所志を語る

る。

將軍家御幼年之時節に乗ジ、幕府之權臣、我意ヲ專ニシ、正義之宮、公卿方ヲ初、御貴戚之御方ヲ罪シ、忠義之士ヲ殺シ、恐多モ天朝ヲ奉ニ蔑如一外夷ヲ親み、交易之條約ヲ定、國體ヲ恥シメ候義に而、實ニ天下之大事ニ御坐候間、天下之冤罪ヲ被レ爲レ解、水幕に而之勅諭奉行仕候様、御周旋被ニ成置、奉安一叙慮、國體ヲ御維持被レ爲レ在候様、御英斷之御事業、奉ニ至願一候。至難世態、老軀之志願、空敷就ニ死地ニモ難測御坐候處、志願之趣者、諸君御酌取被レ下、宜敷太守公へ被ニ仰立、猶御周旋御盡力之程奉願候頓首。

三月十二日

有村鹿兒島著

此れが金子の心血を洒いで、薩摩の同志を便りに、薩藩主へ達せんとした陳情書だ。尙ほ有村雄介が、鹿兒島に護送されたる後、其の語る所を大久保利通の筆録したるものによれば、

十二日(萬延元年三月)伏見迄差越候ニ付、雄介主意、是非汾陽(次郎右衛門)エ面會、大義ヲ説諭シ、如何様共シテ、難ヲ遁レ、奏達ノ事ヲ謀度存候間、面會之義、坂口へ相談イタシ候處、坂口申候ハ、汾陽ハ最早大坂へ罷下候トノ事御坐候由、尤伏見御假屋守有川藤左衛門へ、汾陽ヨリ申置候由ニテ、坂口ヨリ有村へ達候譯ハ、早々大坂え罷下候様トノ事候由。

此の如く薩吏は、有村の下阪を強制しつゝあつた。

有村ニモ大ニ力ヲ落シ候て、有川へ致ニ面會一度旨申候得共、是以不ニ相調、何分早々發足ヲ進メ候ニ付、有村ヨリ坂口へ申候ハ、是迄天下之大事ヲ謀、致ニ同行候金子、佐藤之安堵ヲ不見届候而は、拙者一人難ニ罷下一段申候處、左様候得バ、致方無之、萬一幕ヨリ手ヲ付候得バ、御身夫切と相心得候様坂口ヨリ承候ニ付、其儀ハ固ヨリ覺悟ノ前ニ候得バ、少モ不辭段申切り。

有村の希

固より有村としては、男兒の本分斯くこそある可きもの。

金子同行

翌朝十三日ニ、金子ヨリ申候ハ、一先致ニ潜居一度候ニ付、同行ハ出來申問敷ヤト承候ニ付、有村ヨリ坂口へ其段及ニ相談候處、坂口ヨリ京都御留主居方へ申出候處、御國元迄ハ難ニ相成候得共、中途迄ハ差支有レ之間敷候ニ付、可致ニ同行ト之事候段、坂口ヨリ返答承候由。

此の如くして漸く途中まで、同行の許容を得た。

有村先づ

尤金子、佐藤一所ニ大坂へ下候而は、萬一幕府ノ手ニ掛候得バ、水戸浪人ヲ、此御方ヨリ御抱之譯ニモ相當リ、以後御難可ニ相成候ニ付、少引分レ、前後ニ罷下可然トノ事ニ而、同日(十三日)之七時分(午後四時)有村ハ伏見ヨリ大坂え下リ候處。

此の如くして、有村は金子等に先ち下阪せしめられた。

金子水戸引渡決定

翌朝(十四日)坂口へ京師留主居方ヨリ問合參リ、金子儀ハ有村出立後ニ、幕府ヨリ手ヲ廻し、伏見御假屋ニ於テモ、却而嫌疑ヲ受、兎角致方無レ之時宜

ニ而水戸ノ御屋敷（水戸京都邸）へ引渡候都合相成候ニ付、有村義ハ、早大坂出帆イタシ候様申來候由。尤汾陽義ハ、最早大坂出立相成候ト申事之由。

此の如く有村は全く一杯喰はされたのであつた。それも豫じめ喰はすつもりで計略であつた乎、將た事件の推移が此處に至らしめたの乎。何れにもせよ金子は勿論、有村の心事も、大いに齟齬した。

有村薩摩に向ふ

雄介義却而計策ニ落チ候義、殘念存候得共、無ニ是非一次第ニ而、且歸國之處、夢々非ニ本意一候得共、君公彌御發駕之由、慥ニ承候ニ付、御中途迄ハ、是非生ヲ忍、形行遂ニ言上、速ニ人數御繰出、御奉護相成候様相謀度決心いたし候。依レ之七ツ時分（午後四時）大坂致ニ出帆一候由、船中に而初テ縛ヲ解キ候由。

とある。而して薩吏は金子等を、伏見より京都水戸邸へ引渡さんとしたが、當時水戸邸には、確りしたる主任者もなく、要領を得ず、遂ひに幕吏に引渡すこ

ととなつたのは、既記の通りだ。（参照 八九）

第十六章 高橋と有村との最後

【九二】 高橋多一郎の行衛 (一)

大阪に至る

櫻田事件總帥の一人、高橋多一郎が、水戸を脱走し、中山道を経て、上方へ赴きたるは、既記の通りだ。「参照 六五」彼は三月五日伏見に著し、同夜直に淀川を下り、同六日大阪に至つた。其の模様につき、高橋の弟、鮎澤伊太夫が、高橋の同行者黒澤覺藏から聞いて、後日筆記したるものによれば。

途中の状

申(萬延元年)二月廿日之夜、此表(水戸)御發足、從行には覺藏(黒澤)多介(大貫)吉五郎(庄司)治七(小室)都合四人之由。茂手木宿より吉五郎をば、御宿元え之御書狀を爲し持、御差返し、商人之風體に御變被成、刀をば傘に仕込、御脇指壹本、山駕籠に而木曾路御通行、覺藏、治七は別連之振に而、跡ニ成り、先ニなり、或るひは同宿へ泊り不レ申事も有レ之、三月三日は近江路通行

櫻田成功を豫知

之處、彼邊も大雪に而有レ之候由。其節伯氏(高橋)御話ニ、不時かゝる大雪は、天之然らしむる所也。櫻田之一舉、必功を遂たり。併その一左右相分候は、通路六ヶ敷可ニ相成、一刻も早く著坂を急可申進、琵琶湖を舟に召し、船中に而櫻田之成功を祝し、伯氏(高橋)を始め、一同金頭を求め、酒之肴に頭より御用被成候由。

捕吏に對する覺悟

此の如く高橋は、櫻田一件の必らず成功したるを信じてゐた。而して其の確報を得ざる以前に、祝杯を擧げてゐた。其節御話ニ、先年山國ニ而爲ニ指登候僧侶之捕ニ就候も、此邊なり。若左様の節は、時宜に寄遁亡もすべく候得共、むざ／＼捕ニ就申候は、有志之恥辱故、各覺悟を定め、すはと申節は、召捕人を舟端にて打果し、湖水に沈歟、自害致すべしとの御諭にて、大津驛ニ著候處、先ヅ無難に而、同五日著坂ニ相成候由。

此れにて彼が著阪までの概略は、推察が出来る。

在阪高橋
代理者

扱も高橋は従前から——安政六年四月——川崎孫四郎、山崎獵藏を、商人に變装して、大阪に住はしめ、又た内藤文七郎——當年正月——を大阪に在らしめたから、彼等と與に、櫻東雄、島男などによりて、薩藩有志の消息を探らしめたが、更らに何等の様子も分らず、其中に櫻田事件の報が、上方に達したから、高橋は密に山崎獵藏、内藤文七郎等を上京せしめ、中島英吉——錫胤——等に就て、薩藩の事情を訊ねしめ、又た小西徳兵衛なる者に因りて、舉義斬奸の旨意を、上聞に達せしめた。その小西の何人であるやは、未だ詳でない。或は志士の變名であるかも知れない。

高橋上申
書

高橋の上申書は、櫻田義徒の懐中したるそれと、殆んど其の文字も、内容も大同小異なれば(参照 H O—八四)今之を省略するが、却説も内藤文七郎が、上京して得たる情況によれば、薩藩の有志は、豫期に相違して、一人も上京せず。金子、有村等は、途中から伏見薩邸に護送せられ、金子は最早幕吏に引き渡されんとする際なれば、内藤は大いに驚き、下阪して其旨を高橋に告げ、姑らく

大阪を去
らす

身を他處に潜めて、幕吏の讒察を避けんことを勧めたが、高橋は尙ほ滯阪して、時節を俟つ可しと云うて之を肯はなかつた。それは高橋が大阪が事を擧ぐるに、尤も形勝の地であり、此處を去るの不利であることを知るがためであらう。

内藤の密
告

尙ほ中島錫胤(英吉)の語る所によれば、高橋は三月五日、大阪へ著せり。(原注 甲信二州を経て、西上すと聞く)著早々其事を申越したり。其後同月十日過かとも覺ゆ。文七郎大坂より來り、高橋の潜匿先の事を談じ居りし折から、錦小路之薩邸詰藏役大山彦八(公爵大山巖の兄也)徳田嘉兵衛馳來り、昨日我伏見邸へ、江戸より著したる人あり。是れ儘に金子孫二郎、有村雄助ならんと察せらる。明朝は幕へ引渡すやにも承れば、今夕奪ひ出し、西國へ落さんと存ずるが如何との相談なり。此事を傍に聽居りし文七郎は、大に驚き、斯ては高橋の身の上心元なしとて、其坐より直に大坂へ下りたり云々。(水戸藩史料)

斯る次第なれば、高橋の身邊に危険の迫り來ることは、靚面だ。内藤が嗅驚したのも、決して其の理由なきにあらずだ。

【九三】 高橋多一郎の行衛 (二)

住吉潜居の計成らす

尙は高橋の弟鮎澤伊太夫の筆記によれば、
差掛り薩州へ懸合度事有之ニ付、文七郎(内藤)をハザマ稻荷借付金取立之者ニ仕立て(原注 櫻靜の手續なり)中山殿之荷札を持、了藏夫婦は、京都見物之風體に而三人同行京都之儒者中島榮吉(阿波人)に面談、同手續より薩州之留主居□□□□(按するに徳田嘉兵衛)へ承合候處、兼而打合申候同志之者は、此節在京無之、皆々歸國いたし、堀仲左衛門は、先日國許より江戸へ出府掛伏見より文通有之候處、何の打合も無之由。左候内ニ櫻田之一件追々相響、京

是非大坂滞留を欲す

搜索嚴重

坂共水府人之探索殊之外甚敷相成候ニ付、文七郎より潜伏之場所を、中島へ相談致候處、夫は住吉に何某と申豪家有之、私(中島)より手紙遣可申候得ば、御圍ひ申間、御持參にて、御頼込可被成との話故、手紙を貰ひ歸坂致候處、文七郎俄ニ痛風ニ而居立も不自由、依而庄左衛門殿(高橋多一郎の子にて、父と同行したる者)に而持參掛合候處、書中之隱名と、申込候名前相違致候事を疑惑いたし、如何申直候而も、不承知故引取候よし。

此の如くして住吉潜居の計は、先づは水泡に歸した。
一體伯氏(高橋)之御了簡に而は、兼而西國大藩(薩摩)へ打合置候事に候へば、大坂ニ居不申候而は、何角手筈も相違致候間、是非在坂に而相凌申度、猶又了藏、孫四郎(川崎)等も、同所に居住致居候事ニ候へば、凌ゲ候丈は、大坂をば離れ不申様いたし度、依而島男也之宅、又其外にも町家を借受潜匿致居候よし。

此れにて高橋等著阪以後の模様は、略ぼ判明した。然も幕吏の追跡は愈よ緊密

を加へ、最早高橋父子も、大阪に身を措く地なきに至つた。尙ほ鮎澤伊太夫が、黒澤覺藏より聞く所によりて筆記したるものによれば、左の通りだ。

金子缺乏

覺藏（黒澤）も五六日之間、伯氏（高橋）之住所分兼候處、漸々了藏之家内を頼み、潜匿所へ手紙を差出候得ば、早速罷越候様、申來候ニ付、罷出候由。依而此節之探索實ニ不容易、一日も早く何方へなり共、御避被成候様申候得ば、委細御承知にて、直様右之借宅をば、不殘勘定御拂被成、今日いろく相談致候事も有之、尙又各夫々へ潜み候柄は、金子之一條も有之處、最早僅か七拾兩計ニ相成、跡舟も著候筈ニ候得ば、夫迄之工夫も致不申候ては不ニ相成、且吉五郎（庄司）事、跡より槍脇指持參り而登候様、申含候得共、長はり物を持候而は、此節と申、定而於途中被召捕候半、今日は緩々相談いたし候事も有之候間、舟行致可申との御話にて、櫻の宮邊を乗廻し、其節御申聞に京師之方は、小西徳兵衛より之手續より、可然御方迄事情委細書取に而申上候間、安心致候様。

内藤痛風

危機刻々迫る

此れは小西の手を経て、其の上申書が、雲上に達したりとの意味だ。何れ今晚は一同打寄、愉快ニ離盃を酌、潜伏之策を決し可申との御話にて御別れ申、文七郎の方へ參り候得ば、腰居同様に而、（身體運動不自由）極難澁之様子、依而此騒ぎゆへ、看病人相附、別れ可申と申候得ば、文七郎申事ニ、私も素より覺悟は致居候得共、此儘空敷召捕ニ相成候事、残念至極故、高橋様へ宜敷御相談御指圖被下候様頼れ候由。

内藤の痛風も、斯る場合には、尤も當惑の病症だ。其晩河内屋梅吉と申茶屋へ追々落合、島男也も被參候よし。其夜は至而大雨ニ候得共、孫四郎（川崎）申事ニ、皆様方之大小を、了藏宅え指置候間、持參可申、立歸候處、暫く在て歸り申事ニは、了藏は留守故、坐敷へ通り大小取揃へ居候處、町方役人參り、家内之者を吟味致候様子故、如何と心配致候處、誰も居り不申由、家内之者挨拶致候故、引取申候。其隙ニ裏口より逃出し來候よし。男也、申事ニ、櫻の宅は如何か、模様を窺

ひ可申、罷出候處、立歸り申事に、是も同様、町役人より吟味御坐候様子也と云。依而一同も覺悟を定、愉快ニ離盃を酌可申、深更迄酒宴を催候處、刻限ニ相成候間、伯氏(高橋)は孫四郎を召連、男也宅え歸り候間、庄左衛門ニは覺藏杯と爰に殘候様御申聞被成候處、庄左衛門殿不承知に而、私も御一處に男也方え參り申度、御父子并孫四郎、男也四人、茶屋より引取候よし。

此の如く高橋等の身邊には、危機は日々と云はんよりも、刻々迫りて來た。

【九四】高橋多一郎の行衛 (三)

高橋自殺を決す

尚ほ黒澤覺藏が、天王寺々役小川欣司兵衛より聞き取りたる所を鮎澤伊太夫が筆記したる所によれば、左の通りだ。

小川の申

天王寺々役、小川欣次兵衛を訪ひ、面談之上、事柄委敷承候處、三月廿三日之朝、私家來門を開候處え、年齢四十七八、今一人は廿二三の御方兩人、玄關え御出ニ而、御申込被成候様ニは、私には水戸殿家中、何々某と申者也。爲二天下於二江戸表一井伊掃部頭を討取候連中之者に而、薩州へ罷越候途中、御當地島男也方ニ止宿在之處、町方手先之者、理不盡ニ押込取押可申體ニ相見候間、是迄蹴ちらし、罷越候得共、遁延申候も不本意に候間、御坐敷拜借自盡いたし度候間、硯拜借致度との御申聞ニ付、是は不容易一事と存、衣服等改め、罷出掛ニ御目一申候處、前件之御話に而、何分御なだめ可申工夫仕候得共、御決心之御様子に而、逆も不可遁時節到來。却御世話に相成、不圖不覺相取候而は、士之恥辱故、自害と決心致候との御申聞故。

此れは高橋が小川への話頭だ。左もありなん。

夫は御尤ニ御坐候得共、薩州へ御出被成候ならば、穩密舟往來定場處、此最

寄ニ御坐候。是ニは私懇意之者も御坐候間、是へ掛合見可申、夫に而不承知ニ候はゞ、兎も角もしばし御猶豫被下候様仕度、私も素生は岡山之士ニ御坐候得ば、御士道ニ相缺候御取扱は不申と申上候へ共。

高橋決心

此れは小川が高橋への申條だ。斯る場合ニ臨み、助命之存念毛頭無レ之、可レ死場合にて死不申、跡に而恥辱を取、後悔致候事、古今例不レ少事ニ候へば、斷而御坐敷拜借御許容被下度との御決心に而御聽入無レ之。

捕吏來る

此れは高橋の決心だ。左候内ニ、門前に而大勢人聲致候間、取鎮可申、玄關へ罷出、何と心得候哉、當地之義は、神君より御朱印も有レ之、如何なる事に而案内なく踏込、騷動致候半、早々寺内立去可申斷立歸候へば。

高橋臨終

此れは門前の光景。御親父様（高橋のこと）には、その聲を御聽被成、御脇指を御突立、血に而障

子へ御辭世之御歌を御書被成、御話ニは外ニ何も申置事も無レ之、此脇指は信玄公より先祖拜領傳來之品ニ候故、御都合に寄宿元へ御達被下候はゞ大慶、夫も御六ツケ敷候はゞ、御寺へ奉納可仕、又金子七十兩餘御坐候。是は乍ニ少々跡々之取仕抹等ニ差上申候との御申聞有レ之。

門前茶屋の一件

以上は高橋の語る所、如何にも當人の申しさうなる言だ。併私宅（小川宅）へ御出被成候前、門前之茶屋へ一寸御立寄、亭主嘉兵衛と申者ヲ御頼、兩具御調被成候處、町方役人、見せ先へ立塞り、様子を御覽被成、御親父様（高橋）御覺悟被成、御脇指にて、御突立被成候處、右嘉兵衛取継り、此處にて右様之始末被成候而は、私引合ニ罷成、迷惑仕候間、何卒御差扣被下候様斷申上候得ば、大ニ尤なりと御治被成、夫より御兩人（高橋父子）様、大勢圍居候中を、堂々と御通り被成候處、御威勢に恐怖いたし、大勢之者、兩方へ靡き申候よし。此れは小川宅に至るまでの行徑。

高橋最後

夫より私宅へ御出、暫く時刻も御坐候。旁最前之御疵有之候故、不圖深く御貫被成候半歟。御臨終少々御苦痛之御様子ニ見請候間、御息様へ御介釋被成候而は如何と申上候へば、介抱は幾重にも致候得共、親父之介釋は天道へ對し恐入、父子之恩情、御推察可被成、左様御心付ならば、貴兄へ御頼申度との御挨拶、誠に感伏、私も恥入候次第ニ御坐候。

庄左衛門最後

此父にして此子ありた。斯る忠臣之御方を介釋杯申事勿體なし。何卒御用捨相願度と申中ニ、御息も絶へ申候。其跡に而、御息様御申様ニは、是に而安心致候。逆、静々と御腹を召し、矢張血に而、辭世之御詩御揮被成候御様子故、夫に而は御親父様被遊候。通しみ渡り、相分兼候故、硯を指上可申と申上候へば、御詩御揮被成、從容と御臨終被成候。御若年と申、其節の御立派不堪ニ感泣候とのよし。

高橋自殺行徑

當時高橋多一郎は四十七、其子庄左衛門は十九。彼等父子は、三月廿二日の夜、同志と離杯を酌み、深更生魂明神祠官島男也の宅に還つたが、二十三日の早曉、捕吏家を圍んだから、彼等父子は、自若として其圍を衝き、秋の坊の北隣、茶店春日屋に入り、草鞋を買つて穿つ様子であつたが、捕手追跡、又愈よ急なるを見て、上記の如き仕末に立ち到つたのだ。小川欣司兵衛は天王寺門内、大黒堂の東隣、天王寺の寺侍である。

高橋多一郎屠腹

二月十八日金子は大老斬殺の指揮を司る事とし、高橋は大坂義舉を司る事とし、各道を分ち出發す。高橋と同行するものは長子庄左衛門、大貫多介、小室次作、黒澤覺藏なり。形を商賈に裝ひ、道な中山道に取り、三月二日十三峠を越、木曾川を渡り太田宿に泊る。翌三日天大に雪ふる。高橋は覺藏等を頼て、今日の仕事は必ず出來たぞと云ひ、急ぎ出立し五日伏見町に著し、夜大坂に移る。果して大老斬殺の舉江戸櫻田に於て成就し、事已に京畿に聞へ物色甚嚴なり。薩摩の土東上せざるのみならず、有志の士概ね四散して上坂する能はず、高橋等潜居して爲す事あらんとし、生玉明神前島男也の宅にあり、是月二十三日黎明捕手數百人來圍むを以て、高橋は庄左衛門を引て四天王寺に至り共に屠腹して死すと云ふ。

【九五】有村雄介の行衛

豫期水泡に歸す

上記の如く櫻田事件の兩首領、金子、高橋の兩人は、高橋は事件以前に中山道を経て大阪に、金子は事件後東海道を経て伏見に、何れも薩藩有志の上方に在る人々と與に、義兵を擧ぐ可く來着したが、薩藩有志は影だに無く、然も金子は伏見薩邸より三月十五日伏見奉行所へ引渡され、而して高橋は其子と與に、幕の捕吏に追跡せられ、三月廿三日、天王寺内にて、自殺した。彼等の豫期は、全く水泡に歸した。

雄介鹿兒島護送

而して彼等と其事を與にしたる、云はゞ水薩の連鎖とも云ふ可き有村兄弟の内、弟次左衛門は櫻田門外にて、井伊直弼の首を討取りつゝも、手負の爲めに自殺を餘儀なくした。一方其兄雄介は、金子と同行して東海道を上方へ上る途中、四日市驛にて、薩吏の拘囚する所となり、金子と與に伏見に著し、心ならずも金子と分れて、大阪に下り、更らに大阪より薩摩に還る可く餘儀なくせられた

切腹を命ぜらる

が、彼は金子の爲めに、其の身を托する所を得る可く、途中まで伴はんと欲して能はず、此上は目下國許を出立し、上府しつゝある島津藩主に、途中に謁して、其の所志を告げ、藩主をして勤王の事に従はしめんと望もて、薩吏に要せられ、三月十三日、鹿兒島に護送せらるゝことゝなつた。然るに藩主島津茂久——後に忠義と改む——は、三月十三日鹿兒島を發し、參府の途次、三月廿日、筑後の瀬高驛にて、有村護送に出會し、始めて櫻田の一件を知り、暫らく同驛に滞在したが、遂ひに病と稱して、踵を回らし、歸國することゝなつた。而して有村雄介も亦た三月二十三日鹿兒島に到着したが、藩應は、直ちに同夜有村に切腹を命じた。それは偶然にも大阪に於て、高橋父子自殺と同日であつた。大久保利通日記に曰く、

藩廳命令

大抵八時(午前二時)過、有村方へ差越候處、親類御届之者共不罷歸、無二心元一存、下會所迄差越候處、只今親類承知に而、罷歸候一段承、直様有村方へ差越候處、案外之嚴命下り……此節有村雄助義、於二關東

義盟者覺悟

表一舉之義、主意ヲ果シ候義ニ付而は、潔き次第ニテ、對ニ御國家、不忠と申譯合ニは、不レ被ニ思召一候得共、不レ容易ニ御國難ヲ釀、既ニ幕府の追手モ踏入候時宜、彼是難ニ黙止、自ラ當人ニは、最初ヨリ決心之筈候ニ付、乍ニ不惑一モ致ニ切腹、御斷申上候様、左候而著直に自盡之形、何ク迄モ無ニ相違、相見得候様無レ之候而は不ニ相濟一候ニ付、毎之義ニ候得ば、介錯杯之習モ有レ之事候得共、此節雄助義ニ付而は、決而左様之義無レ之様、乍レ併自身夫丈之處不ニ相叶、無レ據手ヲ添候義は、何共我々共ヨリ難ニ申上候ニ付、能親類共右之趣相含候様ト之事ニ候由

此れが藩廳の命令だ。藩廳としても、幕府に向つて楯を突く決心ならばいざ知らず、若し從前の儘の關係を維持するに於ては、斯くするより外無いであらう。月照和尚の處分、西郷隆盛の遠島、何れも此れと同一旨趣に外ならない。尙ほ大久保利通日記には左の如く語りてゐる。

右之次第、盟中一同承知、案外之仕合ニテ、中々於ニ情義一被レ忍候處ニ無

有村素志

レ之、一同必死ヲ決定シ、死ヲ共ニシテ可レ奉ニ嘆願、種々及ニ議論一候内、短夜之義、既ニ鷄鳴ニ及、皆々進退窮リ候次第……既ニ大事眼前ニ差掛候ニ、無レ故事ヲ破リ候而は、輕重ヲ失ひ候義は勿論、雄助本意ニモ不ニ相叶一譯ニ可有レ之候間、兎角於レ是は命ヲ奉ジ、跡ノ主意ヲ受繼、萬死ヲ以盡候處、肝要ナルベシト、不レ得レ已致ニ決定一候

此の如く義盟の連中は、一應は決死嘆願と評議したが、却て藪蛇となるの虞れあるが爲めに、寧ろ有村は切腹し、その後の義舉を謀るに若かずと一決した。於ニ當人(有村)一は、初歸國之事サヘモ、背ニ本意一候次第候得共、前條主意ヲ以、無レ據罷下リ候譯、依テ歸著之上、直ニ兄武次(海江田信義)へ心附ヲ告候趣は、此節罷下リ候義、夢々私之本意ニ無レ之候得共、不レ得レ已候。則人數御差出相成、右え相加候得ば大幸ニ候得共、萬々一御延引ニモ相成候得ば、私ニは餘人トハ相變リ、可ニ存命一譯無レ之候間、自殺いたし候。決定之趣、潜ニ相噓、武次ヨリ篤ト申諭有レ之タル由候得共、表向承知之形に

而、心伏之體ニ無レ之由。

有村の素心、此の通りであつた。彼は固より一死を覺悟してゐた。

有村臨終

夫故右之嚴命ヲ蒙リ、泰然トシテ申述候ハ、固ヨリ覺悟之事ニテ、於レ私ハ實ニ安心之譯ニ候。此上者跡之處、此機を以テ人數御差出相成、主意相違候様云云相託置、改服シテ東方ヲ拜シ(原注 是京都を遙拜の意なるべし)父祖ノ廟ニ拜禮シ、盟中一同へ長別ヲ告、從容不迫トシテ及ニ臨終一候。行年二十三。嗚呼天乎命乎、一同愁傷、憤激不可言。

如何にも有村兄弟とも、潔き死であつた。此の如くして二人の薩摩人は、二十人に垂んとする水戸人と共に誓を全うするを得た。

有村次左衛門と日下部伊三次の娘

一、有村次左衛門一舉之節比類なき勇功は如前條二次第にて、分て哀之一巻は、日下部裕之進亡父之譯ニ依、流罪被ニ仰付、當分入牢之由。就て裕之進母儀并妹共ニ貞節之女ニテ、兼て伊三次之志を

受繼、無限災難に處して尋常婦女女子之類を成さず、一志確乎として動かす、裕之進右之次第ニ及び候ニ付、是非有志之人を養て娘ヲ嫁ニ願ひ、同志堀え此事を謀ル。堀是ヲ次左衛門ニ告グト雖モ、云々。決死之我を以て他家を繼事本意ニあらざるを以、諸ハズ。堀實を告ル事能ハズ。裕之進未だ落著ざるを以、其意ニ應じ難き旨を母儀ニ通す。其後裕之進叔父何かし等ヲ以テ、切ニ請といえども同事ヲ以テ答ふ。然處何月何日比俄然として頻りに是ヲ請ふ。其故は娘或夜亡父嚴然として枕上に来り、次左衛門ヲ養ふて汝を以テ是ニ嫁せんと夢む。是を母に語る。母儀是を聞て願意愈切なりと。然りと見え共、次左衛門更に諾ハす、事を左右ニ託して固辭す。娘又同夢を夢る事再び、母儀如何ともすること能はず、既ニ一舉期定前夜、諸同志會ニ于日下部氏、時三月二日也。評議已熟、客散時、母儀有村兄弟ニ用有ルヲ以是ヲ留ム。兄弟再就レ席間ニ其故。母儀告以ニ前事。次左衛門莞爾云、不肖之某ヲ養子とせられん事身ニ餘存トいえども、此儀に於ひては更難レ諾、勿論明日之舉に赴候得ば、再び歸らざる之身に候間、尙以御斷之段申述候處、母儀云、妾婦人之身といえども粗其故を知る。然りと見えども亡父之靈夢之譯も有レ之、是非其主意ヲ違する迄ニ候。去ながら其志ヲ御汲受なきにおひては、不レ及ニ是非ニ候ニ付、此席ヲ御立せ申事ハ不ニ相成ト涕泣して相迫り候故、次左衛門情義難ニ默止、快然として夫程之思召ニ付ては随分應ニ其意ニ候段相答候處、母儀喜悅不レ斜、娘を呼て盃をなさしめ、假ニ夫婦之契りを續ける由。母子共誠に無双之貞節故、兼而大義之譯も闕り知、一舉前日敵之登城を伺ひ、且三日之登城有無時刻等探索の爲間諜を勉められし由。娘は一七日前より(缺文)ニ誠願を込、大志ヲ遂給ふ様にと、日參致されしとぞ。然る處一舉容易仕果、次左衛門戰死いたし候

處、母子之悲哀無二申計一候得共、義におひて斷する所尋常にあらず、此上は娘の心底一生再嫁せざるの決定ニ而母子共其志操動かすべからず。〔大久保利通日記〕

第十七章 義徒の審問處刑

〔九六〕 審問に關する蓮田市五郎の筆記 (一)

細川家預

櫻田義徒の中に、脇坂家へ自首したる者、既記の通り、佐野竹之介、黒澤忠三郎、齋藤盛物、蓮田市五郎の四人。細川家へ自首したるもの、大關和七郎、森五六郎、杉山彌一郎、森山繁之介の四人、而して脇坂家の四人も、細川家へ預換となつた。

審問

彼等は何れも、それぞれ審問を受けたが、頼ひに蓮田市五郎の記録があるから、それを一讀すれば、その模様の大概が察せらるゝ。第一回は五日であつたが、それには蓮田は出でなかつた。第二回は七日にて、それには蓮田も出頭した。而して爾後十二日、十九日與に、同人の筆記がある。評定所吟味役人は、安政大獄を斷じたる松平伯耆守、石谷因幡守、池田播磨守等であつた。池田は所

審問狀況

謂る首切池田と結號せられたるものだ。
 評定所吟味御役人は、松平伯州、石谷因州、池田播州也。其外御勘定奉行山口等小役人迄には大勢の出席也。
 池田曰、水戸殿家來蓮田一五郎、此度同志の者申合、御大老井伊掃部頭殿を、櫻田に於て、狼籍及び、御場所柄と申、剩天下の執權職へ、右之仕抹に及候段、恐入候儀に有之、乍去又本望を達せし上、自訴及しは、神妙の至也。掃部頭へ狼籍及しは、如何なる趣意に有之哉、委細可ニ申上旨申さる。

此れが池田の第一問だ。

答曰、如レ仰御場所柄をも不顧、御大老へ右之仕抹に及びしは、甚以恐多く存じ奉る。存意之儀は、委細書取に致し、脇坂様迄指出候間、あれにて御承知被下度段申述る。(參照 八〇一八四)
 池田曰、成程書付に、種々書載たりしが、あれにては掃部頭殿をうつたる

趣意不ニ相立様存る。尤ケ條は澤山有之とは相見ゆるが、其うちまづ何が
 大眼目に有之哉と申に付。

如レ仰ケ條は澤山に御坐候。夫をつめて申せば、天下の御爲と存じ討ち申候と答。

天下の爲の趣意

池田曰、左様歟、然らば其天下の御爲と存る趣意はと申に付。

答て曰、一々其ケ條を申上候儀は、あまり憚多き事にて御坐候。如何となれば當時の御大老御政事向等、萬端御取行被遊る、井伊様のとにて、其上當時の御重役様方御列席中、何程御吟味之御場所とは申條、其大體のケ條、輕輩の我々より一々申上るは實に恐多き次第に御坐候間、夫彼得と御亮察被下置、右之書付にて、大略御承知可被下と申立る。

名義

池田曰、成程尤の申立には有之が、其方共申合、天下の御爲、掃部頭殿をうつたと申ては、名義が立ぬやう思はる。侍と申せば、我等も同様之儀、其主君の命を奉じ、死てこそ名義も立もの也。其方杯は御三藩之家

池田の目

來と申せば、尙更立派に死してこそ本意なれ。さすれば御直には不伺共、前殿（齊昭）の思召とか何か聞傳へ、此度の旨義に及びしに可有之。左様なれば名義も相立、實に其方共は、君命を奉じて死なれば、感心之至也と云。實に油斷のならぬ池田の申口だ。彼は櫻田一件が、前中納言水戸齊昭の陰謀から出で來りたる證據を握らんとて、此の如き審問を、蓮田に向つて試みたものであらう。若し蓮田にして迂濶に其の口車に乗らば、如何なる邊まで誘ひ行かるゝや、未だ知る可からず。池田其人が井伊に拔擢せられたるが爲めに、其の仇打の了簡もて、水戸齊昭を、此の渦中に陥れんと工みたりと云ふは、餘り揣摩の見到過ぎたらんも、然も池田等は豫じめ水戸浪士よりも、浪士の背景たる大立者の水戸齊昭を、目標としたものたることは萬疑を容れない。此れは必ずしも池田一人に限りたることでなく、所謂井伊一派の幕吏は、何れも斯く思ひ込み、若しくは信じ入つてゐたものであらう。

【九七】審問に關する蓮田市五郎の筆記(二)

蓮田答辯

蓮田は池田播磨守の審問に對し、

予是に於て、膝立直し、こは思ひもよらざる御推察を伺ひ申候。君命を奉て死するは、人臣の常道と申とは、誰も存居る。水戸家之儀は、一昨年（安政五年）より兩公共、御誡責を蒙居候ゆへ、右之御推察と、奉存るが、前君（齊昭）の内命を奉じ、井伊家をうつなれば、立場柄の士喜で罷出可申、且うちかたも可有之、何ぞ輕輩の我々出るとを得んや。水藩のもの共うち候故、右御推察と見ゆれ共、此れが天下の浪士がうちたれば、何れへ御疑念可被爲懸や。右様之仰にては、全く意趣ありてとしうちの様思召か。左様の譯なら何ぞや薩の有志、人の爲に、一命を捨て、加勢に及ぶべきや。

天下浪人のしわざ

此れが第一段。

一體老寡君（齊昭）の儀は、天朝公邊の御爲深く被_レ思召、御敬慎に被_レ爲_レ入、過激の臣下をば、悉く御配慮被_レ遊、毎度御諭被_レ爲_レ在候儀は、一國之もの共、一同存罷在る。

此れが第二段。

此度の一條御聞に及びては、定し深く御配慮被_レ遊とぞと、實以_レ臣下の身分にては、恐入候得共、只今井伊家へ右之仕抹に不_レ及ば、天下の御爲に不_レ相成_レゆへ、各決心致候事に御坐候。

此れが第三段、即ち結論だ。要は私憤にあらず、君主の命を奉せざるばかりでなく、寧ろ君主の意に反して、斯く決行したのは、畢竟天下の爲めだ。其の全責任は、固より自分等の上にある。

と云も終らず、石谷（因幡守）曰く、播磨守申如く、内命をうけるとか、又は掃部頭殿御政事御取行之儀、前殿（齊昭）常に惡み、近臣へなり咄し玉へる御心中を酌取てのことに可_レ有_レ之、左様に無_レ之しては、名義更に不_レ相立、第一其

天下の爲のみ

石谷名義論

方杯は、如何様名は付ても、おしまぬとかと云ふ。以上は石谷因幡守の言。

答て曰く、名を不_レ惜ものはなけれども、旨儀によりては、毫も惜不_レ申候名義と申も、當時は立ぬやうにても、後に顯然立もありて、一様ならざるもの也。此度の儀も、成程名義不_レ立と申せば、申もの、從_レ是して、尊王攘夷の大義、天下に明_レになれば、豈名義なしとは可_レ申哉。

而して蓮田は、更らに論鋒を轉じて曰く、

前公（齊昭）の思召をくみ取り、右の一事に及しなど被_レ仰とは、乍_レ恐毎度御役様の御疑念にて、精忠無二なる老公を忌嫌ふ様存じ奉る。

此の如く蓮田は更らに逆襲した。

石谷曰、それならば井伊殿をうつて天下の御爲と、其方は申が、我々が見れば、随分結構なる御大老と存ず。其方共は何を以てあしきと云。此れから井伊論となる。

井伊善惡論

答曰、然らば乍レ恐一二件申上候。掃部頭様、御大老職ならせられしより、東照宮の御規格を破、外夷と交易を始め、夫が爲に天下の人民難澁するもの多く、禽獸に等しき夷人を、大城へ引入れ、將軍様へ謁見を許し、御親藩を遠け、天朝の思召を輕蔑し、上様(將軍)御幼少之御砌に乗じ、一己之威福を擅にし、人心をして怨をいだかしめ、萬一天子を挟み、天下に號令するもの出來たらば、如何被遊思召に可有之哉。況や外夷の狡謀は、日本を吞食するの氣十分なれば、實以不ニ容易ニ事にて、今の時井伊様をたをし候得ば、天下の勢變革すること必定なり。さすれば御役人様方にも、御心被爲レ付、尊王攘夷の御大義を御取行相成候。趣可ニ相成一歟と存するゆへなりと云。

尊王大義の爲

乃ち尊王攘夷の大義の爲めに、井伊を討取つたと云ふが、彼等の根本旨義であつた。

伯州(松平伯耆守)曰、外夷の事杯は、掃部頭殿一人の取計と申計りにも無レ之、

夫々御役方も有レ之、御取計相成候事にて、なにも其方杯が、天下の御爲杯とは不レ入となり。面々其主君々々へ大切に奉公すれば、則天下之御爲に

如何にも當時の俗吏の口吻を寫して、眞にせまるものがある。而して彼松平伯耆守は、更らに一步を進めて曰く、先刻より其方は、前殿(齊昭)の思召を酌取、此度の一條には及ばずと申すが、佐野竹之介は前殿小姓役を勤る上には、何歟竹之介より承候儀可有レ之と云。

老公全然無關係

此に於て蓮田は、答て曰、竹之介とは、二日之夜品川妓樓にて、初めて面會ゆへ右等之儀、前日承る譯も無レ之、先刻より皆々様にて、前殿の思召とか何とか、何かゆゑなくしては、名義が立ぬからと仰らるれ共、縦令名義は立にせよ、立ぬに致せ、老公之思召をくみ取致候。杯と申義は、毫も無レ之事ゆへ、如何様嚴

蓮田記録の理由

重の御尋たり共、不ニ申上二段申切る。夫より老公の一事は尋なし。
 尙ほ蓮田は、總體的に、左の如く記してゐる。
 右は三月七日、同十二日、同十九日三度穿鑿の大意なり。其外國元の事情、
 且勅の義、いろく尋になる。夫々に答ふ。巨細の儀は不足録。今予が此大
 意を書する所以は、幕の横暴は申迄もなけれ共、前文之通、老公へ罪を歸す
 る氣焰あれば、萬一我輩死而後老公の思召より出で、井伊をうちたる也と、誰
 誰が申口これあるなど、僞口書等認められんも、測りがたければ、萬一左
 様に及びなば、此上もなき遺憾、死て餘罪有之に付、論辯之大意をしるしを
 くもの也。老公の御事に至りては、縦令五鼎ににらるゝとも、豈故なきを言
 べけんや。時艶陽三月廿二日、本多家獄中にて書す。
 此れにて當時審問の模様が分明だ。幕吏の羅織も從つて遂ひに水戸齊昭には及
 ぶ能はなかつた。

「九八」 櫻田義徒の始末

宣告處刑
 審問の模様は前記(參照 九六、九七)蓮田市五郎の筆記を見て、其の一斑が判知る
 であらう。而して彼等は漸く文久元年七月二十六日に至りて、左の如き宣告を
 受け、それく處刑せられた。

水戸殿家來

- 大關 和七郎
- 森 五六郎
- 杉山 彌一郎
- 蓮田市 五郎
- 森山 繁之介

外夷に被レ爲レ對、御處置振等品々申唱、銘々申合、國許出奔致、剩多
 人數徒黨を結び、重き御役人登城の節、御場所柄をも不憚、及ニ亂暴一候始

金子審問

末、公儀を不_レ恐_レ仕_レ方、不_レ届_レに付_レき、死_レ罪_レ申_レ付_レ者_レ也。

金子も伏見奉行所に於て、萬延元年三月十七日、十八日審問せられ、同閏三月五日佐藤鐵三郎と與に江戸に護送せられ、二十三日品川著、二十四日の朝、江戸町奉行池田播磨守に引渡され、例の如く齊昭の内諭を受けてのことであらうとの審問であつたが、彼は斷乎として、其の然らざる所以を辨じ、此舉は畢竟自分と高橋多一郎とが首唱者である旨を告げ、幕吏も遂ひに如何ともする能はず、前記五人と同じく、文久元年七月二十六日に至り、左の宣告を受け、刑に就た。

水戸殿家來

金子孫二郎

金子宣告

右之者、遂_ニ吟味_一候處、外夷に被_レ爲_レ對候處置振等、品々相唱、重き御役人へ及_ニ亂妨_一手筈等、同志の者へ及_レ囑置、其身は存念有_レ之候_ニ、同藩清軒四男佐藤鐵三郎を召連、松平修理大夫家來雄助俱に、身分を偽り、上京

岡部、木村、岡部

可_レ致仕成候段、不_レ恐_ニ公儀_一仕_レ方、不_レ届_レに付_レ死_レ罪_レ申_レ付_レく。

金子は五十八歳、一味中の最長者であつた。而して彼は實に從容迫らず、態度悠揚、實に死生の際に處して、其の器の大を示した。

脱走の五名中、關鐵之介は、現場の總指揮者の役目であつたが、それを果して現場視察の役目をしたる岡部三十郎、及び義徒にして後圖の役目に任じたる野村葬之介、木村權之衛門と與に、變装し、藥屋と觸込、東海道を上り、上方に至つたが、案に相違して、薩摩の有志は影だに無く、高橋、金子の運動も豫想に反し、木村、岡部は再び東へ引還した。

關の最後

而して關は因州から長州に赴き、更らに薩州に入る可く、肥後の南境水保に至つたが、遂ひに入るを得ず、空しく引返し、一時は奥州街道なる草加驛に、筆道の指南をなし、又た常陸に潛居したが、遂ひに越後國上關村雲母温泉に保養の際、文久元年十月水戸より跟けられたる密偵の手に捕られ、翌文久二年四月五日、江戸傳馬町の獄に護送せられ、五月十一日斬罪に處せられた。享年三

岡部の最

十九。岡部は關と別れ江戸へ還つたが、文久元年二月捕吏の手に罹り、七月二十六日斬罪に處せられた。

先達て致し出奔候身分、外夷へ被爲對候御處置振等、品々申唱へ、同藩關新兵衛(鐵之介)其外の者と共に、重き御役人登城の節、御場所柄をも不憚、及ニ亂暴、殊に新兵衛一同、其の場を潜れ去り、尙水戸殿領内へ立戻り、潛居仕候。此段假令その節刀を抜き立騒ぎ候儀は無之候共、右仕末不恐公儀仕方、不届至極に付、斬罪申付くる者也。

廣木の逃

尙ほ廣木松之介は、其の踪跡不明であつたが、文久元年十二月能登にて捕はれ、江戸へ護送せられ、文久二年九月十二日、獄中にて絶食餓死した。而して此れは廣木と名乗つたが、其實は後藤哲之介と申す者であつた。眞の廣木は、能登に逃げ、其の知邊を頼み、僧形となり、佐渡に渡り、更らに能登に反り、越後に轉じ、新潟にて後藤と落合うた。

廣木の最

後藤も常陸の郷士で、有志の一人であつたから、廣木を扶け、逃亡せしめたが、當人は遂ひに幕吏の手に捕へられ、其の手許に廣木の印形が残つてゐたから、廣木と認められ、當人も強ひて辯せず、江戸獄中にて、その儘絶食して死したのだ。而して眞の廣木は新潟から相州鎌倉の上行寺に寄食し、文久二年三月三日の夜、二十五歳を一期として寺にて切腹した。

増子と海

増子金八と、海後嵯峨之介は、何れも明治の御世まで生存した。増子は事件後深川に潛居し、水戸に還り、會津地方に身を寄せ、やがて常陸茨城郡石塚村にて天年を全うし、明治十四年十月六十歳にて逝いた。海後は一時常陸に還つたが、幕府の追捕急なる爲め、奥州より越後に入り、文久三年藩政改革に際して出で來り、菊池剛藏と改名し、一旦職を警視廳に奉じ、晩年故郷に還り、明治三十六年五月其家に歿した。

木村野村の最後

此の如くして櫻田義徒の面々は、各々其の始末がついた。而してその豫備員とも云ふ可き、木村權之衛門は、文久三年に常陸にて病死し、野村彝之介は明治

第十八章 義舉に對する輿論

【九九】時事可知耳

執政者刺殺の例

櫻田事件は、世上に多大の衝動を與へた。元來殿中にて、執政者が刺殺せられたる例は、五代將軍綱吉時代、大老堀田正俊に於てあつた。又將軍家治時代、若年寄田沼山城守双傷の例があつた。而して尙ほ此種の出來事は——喧嘩や、意趣若しくは偶發にて——千代田城中に、無いでも無かつた。されど櫻田一件に至りては、實に江戸幕府創立以來の出來事であつた。當時の詩人村上佛山が、

村上佛山詩

落花紛々雪紛々
白晝斬取大臣頭
落花紛々雪紛々

踏雪蹴花伏兵起
噫嗟時事可知耳
或恐天下多事兆於此

第十八章 九九 時事可知耳

四六五

徳川幕府の攻撃

と詠じたるは、實に破的の見解と云はねばならぬ。極めて單簡ではあるが、一切の論評は、此の短かき言句に罄きてゐる。

徳川幕府は、天保八年二月、大阪に於ける大鹽平八郎の騒動に於て、始めて公然其の第一撃を受けた。而して萬延元年三月の櫻田事件に於て、其の第二撃を受けた。固より黨を結んで人を殺したる例は、其前に皆無ではない。例せば元祿年間に於ける赤穂義士の如きがそれである。されど彼等は只だ主君の仇吉良上野介を相手としたるものにて、決して徳川幕府を目標したるものでは無かつた。慶安年間、由比正雪事件に至りては、寧ろ徳川初期に於ける、浪人共の計企にて、それも治安妨害は勿論であつたとするも、未だ幕府に對して、楯を突くものとして認む可きではなかつた。

其他處々の領主、代官などに對する百姓一揆、若しくは豪訴の類はあつた。されどそは何れも地方的の事に止まり、未だ幕府其物に對して、義兵を擧げた例は無かつた。而してそのこれあるは、大鹽事件を以て其の嚆矢とする。固より此

幕府の輕重を問ふ

れは半ばにして事平いたが、然も徳川幕府に對して、鼎の輕重を問うたことは間違ない。その意味に於て、事は小であるが、影響は大と云はねばならぬ。

大鹽事件以上

然も櫻田一件に至りては、必らずしも徳川幕府に對して、反旗を擧げたのでは無かつたが、然も政府の中樞人物を、登城の道に要して、白晝公然之を殺したるものにして、其の徳川政府に向つて、威信を傷けたるに至りては、大鹽事件に比して、過ぐるあるも劣る無き、深甚多大の打撃を與へたものと云はねばならぬ。

現狀打破の魁

從來徳川の天下は、金甌無缺と目せられてゐた。其の尊嚴に向つては、何人も一指を染む可きものではないと認められてゐた。然るに櫻田一件ありて以來、天下の人心は、徳川幕府に向つて、やゝ與し易しとの感を生ぜずして止む能はなかつた。所謂「時事知る可き耳」にて、此れからは苟も幕府に向つて、不平を持し、不満を懷く者は、何れも臂を擡うて起つを遲疑せざるに至つた。此の

從來の直
接行動者

意味に於て、櫻田義徒は實に現状打破の魁をなしたものと云はねばならぬ。從來徳川幕府に對して、不滿、不平の徒は、必らずしも皆無ではなかつた。否、高山彦九郎の如きは、或る機會、或る場合には、直接行動をも仕兼まじき覺悟を持てゐた。されど遂ひに實現せられなかつた。而してそれが實現せられたのが、天保年間に於ける大鹽事件で、それが再現したのが萬延年間に於ける櫻田事件だ。然るに櫻田事件の張本人及び下手人等は、寧ろ幕府其物に對しては、忠誠の態度、若しくは其の心持の輩にして、大鹽とは、其の心意氣を同一視す可きではあるまい。

打撃甚大

されど其の幕府に與へたる打撃の大なるは、寧ろ彼等の意想外であつた。炯眼なる史家は、此舉が單に井伊直弼其人の生命を奪つたに止らず、更らに直弼によりて代表せられたる幕府其物に向つて、致命傷を與へたるものとして、判定するであらう。固より幕府は直ちに此の一舉に斃れたとは云はない。されど此れが爲めに恢復し難き大なる手疵を負うた。而してそれが遂ひに瓦解の因を做すに至りたることは、萬延、元治、慶應の年代を辿り來れば、歴々として徴す可き道程が分明である。

【100】 鹽谷岩陰の上書 (一)

鹽谷意見

當時の儒者、鹽谷中藏(號岩陰)は、山形藩主にして奏者番、兼社奉行なる水野忠精に仕へ、藩學教授であるが、左の如き意見書を上つて、此の事件に就て、論明する所があつた。

齊昭を陥
るゝ姦策

一 井伊様ニテ討留ニ相成候浪人は、懷中より水戸老公之御自筆と、今度之手當として、金拾五兩遣し候と有之由風説仕候得共、是は水戸老公を御怨み申候者の作り言にて、決して御信用不相成儀と奉存候。此度之事若老公承知ニ御坐候得ば、水戸家の御安危ニ拘り候御譯にて、三

ツ子にても分り申候理に御坐候得ば、凡拾七人の者共、討死と覺悟可有之は勿論ニ候間、尸骸之中より、右様之書付出候ては、主家之滅亡ニ至候事は、百も承知ニ可有之、然ル處證據ニ相成候書付類懷中仕候事は、必定無レ之事と被レ存候。

以上は常識もて、其の必無の道理を論辯したるもの。

不審の理由

且又十七人之内、八代洲河岸にて自害之もの貳人、脇坂様にて深手にて相果候者壹人有レ之處、其懷中より老公御手當金之書付、出候事は、承不申、井伊様にて討留候もの、死骸之中に而已有レ之と申事、第一不審ニ御坐候。

此れは尤なる不審だ。

老公之御書付を、大切ニ存じ、肌身ヲ不離位に候へば、銘々懷中可レ致事無ニ御坐候。

若し萬一斯る大切なる書付があつたとしても、それ程の重大のものを懷中す

可き筈は無し。

且又老公も書付添て賜り、後日の證據と成候様之事は、旁被レ成間敷筈ニ御坐候。

此れも其通りだ。

一體其場死人總テ檢使を不ニ申請直ニ屋敷へ引取、其後懷中より書付出候趣、申觸し候者、彦根藩人重々不埒至極ニ御坐候。是等は嚴敷御詮議可レ被レ爲レ在義と奉レ存候。

此れは一步を進めて、彦根藩人の不埒を咎めたるもの。

一 拾七人之者共、亂妨と可レ申候得共、内八人尋常ニ自訴仕、同志之者、姓名申上、御大法相待候程之者にて候間、其外水戸表ニ罷在候同志之者、或は上より被ニ申付一候哉杯の御吟味は、御無用之儀と奉レ存候。蓋をせ、つて蛇を出す世話ニ申候通、餘計之御吟味有レ之時は、水戸に残り居候勇士忠臣之氣を動し、却て事を生じ候様相成可レ申。

下手の味の悪結

彦根藩人の不埒

此れも一説だ。

扱右之御處置ニ至り候ては、尋常之自訴仕候廉を以て、磔刑ニ可レ行を、獄門と申位ニ御懲被レ爲レ加、一等を被レ減、出格之御仁慮を被レ相示候様御坐有度奉レ存候。

以下赤穂義士との對照論となる。

事は少々相違候得共、赤穂四十七人御預中、一度も評定所御吟味も無レ之、畢竟自訴致、御大法を相待候者共ニ候得ば、固より事明白ニ相分候始末ニ付、御吟味に不レ及故と奉レ存候。切腹之節も、陪臣之切腹には檢使を不レ被レ爲レ付御定法之所、御直參同様ニ、御徒目付等を、檢使被レ下候は、不届とは乍レ申、其主人へ忠義を盡す所を以て、御定法ニ御斟酌付候と奉レ恐察候。晉之謝安が事を、陶侃稱美して、謝公は法外之道を得たりと申。總て法に拘泥候は、凡俗之役人御坐候。法外之心持を以て、刑人之情實を察し候處置を付候所、誠ニ仁を盡すと可レ申候。此度一件も、法外之心

赤穂義士との對照

言外の意義凛然

持を以て、御處置無レ之候ては、水戸御家而已ニ無レ之、天下之士氣を損し、終に御武運の損じ候様相成可レ申哉と奉レ存候。此れは櫻田義徒に對しては、特別の寛典もて之を處置し、天下之士氣を損するなからしめんとの見解だ。鹽谷の議論は、何れかと云へば、穩當過ぎる程、妥協的、交讓的文句を使用しつゝも、其の言外の意義は、極めて決然、凛然たるものが潜在してゐる。

【1017】鹽谷岩陰の上書(二)

嚴重穿鑿無用

一 去る二月廿二日、水戸様より出奔御届出候高橋多一郎、林忠左衛門等外數人は、三日之事ニ加り不レ申、當中納言様(慶篤)ニは相背候得共、御恩を厚く見候處、忠憤に有レ之べく候間、召捕ニ相成、刑法ニ取行候ては、

惜き者共御坐候。外夷御氣遣最中之世の中、右等之者共被爲助、非常之節被ニ相用一候は、拔群之勇戰可仕者ニ御坐候。最早嚴重御穿鑿は被爲止候。様有レ之度奉存候。

此の一項は所謂る六日の菖蒲、十日の菊、高橋は大阪にて、やがてそれぞれ自決し了つた。されど宥陰の此の意見には、當時共鳴者が鮮くなかつたであら

慶喜擁立
策の是非

一 一橋様御養君ニ被爲遊候様有レ之度と企望候は、外夷之事、御心配の折柄、御年長にて、御英明被爲在候御方様、何卒將軍家ニ御備り被遊候様、御坐在度と仰望仕候。就而は刑部卿様(一橋慶喜)兼て御聰明にて、御家門様方の御中にては、御年長に被爲在ニ付、世上人望歸し候事は、七八年以前より之事ニ御坐候。公方様被ニ仰出一候後、刑部卿様を御入申度謀候得ば、不届ニ御坐候得共、其以て以前より企望仕候者ニ於ては、更ニ惡意ニは無御坐一候と奉存候。殊ニ福井侯は(松平慶永)阿部伊勢守様御勤役中より、

禍亂を求
むる策

其事頻ニ被ニ仰立一候。由分明ニ御坐候と奉存候。人之不仁惡レ之已甚。數亂也と聖語ニ有レ之通、不仁之人にても、甚數是を惡み候時は、窮鼠却て猫を噬む理にて、禍亂を生じ申候。まして不仁ニ無レ之者を、嚴重取扱候時は、禍亂を求候事に相成候よしに候。尾州中納言様、御隱居被ニ仰付、攝津守様(茂徳)御本家御相續被ニ仰付一節、御對顔ニ不レ被爲レ及と被ニ仰出一候は、乍レ恐御父子と御定の御間を、台命にて御隔被レ成候様相聞、御政體ニ於て恐入候事ニ奉存候。依レ之一橋様御始、水戸前中納言様、尾張前中納言様、松平越前守様一同御慎御免被ニ仰付一候様有ニ御坐一候。度奉存候。

尤もの意

如何にも道理ある意見、一橋派の立場から見れば、聊か生温き様であるが、第三者の口からは、先づ此れが精一杯と見ねばなるまい。

家康の寛
忍

一 權現様(家康)は上杉浪人車丹波、上を覲候者ニ御坐候ても、露顯之後、一命御助候已ニ無レ之、乞食頭被ニ仰付、格別之御大量、凡慮之及處ニ

非ずと申候得ば、火付盜賊之類之極惡人と違ひ、其主人ニ忠義有之者ニ候得ば、法外之意にて、御仁心可有之御義と奉存候。

此れは徳川家始祖家康の例だ。此れより即今の問題に入る。

法を枉ぐるの弊

扱水戸様御家來安島帶刀、茅根伊豫之介、越前様御家來橋本左内等は、世上ニ稱し候程之者にて、主人ニは忠義ニ相違無之候間、大法にて御處置被仰付候様にも、御仁心被爲在度義ト奉存候。然る處帶刀切腹被仰付候とは乍申、牢屋にて非人首を打候由ニ御坐候得ば、打首同様之御刑戮ニ相成候由。元來御仕置付は、三奉行様より御伺ニ相成、御老中様より二三等も軽く御指圖御坐候由承及申候。然る處帶刀等御仕置ニ限り、御奉行様より御伺ニ相成候處、二三等も罪重く御指圖御坐候由。右様私意を以て、御法を御枉被成候ては、人心不服等ニ御坐候。依之帶刀等御處置一件ニ付、遠島、追放、押込ニ相成候者共、二三等も御仕置御宥免ニ相成候様有之度奉存候。

以上は如何にも公平、穩當の意見、何人も異議を挿む者はあるまい。

【1017】 鹽谷岩陰の上書 (三)

岩陰の意見は、愈よ其の真相を以下に於て發揮した。

警護者増加之不要

一 今度之一件ニ付、御役人様方、御用心被遊、御供被爲増候義御無益之事と奉存候。專權第一之御方こそ目懸候義にて、既に本望を達し候上は、何程狂妄之者と申候ても、外御役人様へ對し、亂妨ニ及候義、努々有之間敷、譬ば人を斬り留めを刺候ニ喉を突候上にて、手之脈處腹之急處、足之脈處迄も、留めを差候馬鹿ものは決して無御坐候。申して御役人様御中、少も水戸より怨を御請被成候御覺之不被爲在御方様は、尙更之義御坐候。

他役人に
怨みなし

此れは井伊一件に臆病風を生じ、急に護衛の従者を増加するの必要な事を云ふのだ。當時幕吏の重なる面々には、恐らくは此風が出て来たものであらう。御役人様方へ、不殘狼藉ニ及候節は、公儀を御恨み申上候ニ相當り候間、水戸家之安危に掛り候道理は、的の面ニ御坐候。是式之事は、常陸土共勘辨致し居候事必然ニ御座候。乍恐掃部頭様を御恨申候事は、數多可有之、外御役人様ニは、努々御氣遣ひ不_レ被_レ爲_レ在候義と奉_レ存候。目指す相手は井伊一人。全く此の通りだ。

衆怨集る
理由

掃部頭様御黜被_レ成候方々、板倉周防守様、大久保右近將監様、鶴殿民部少輔様、土岐丹波守様、淺野備前守様、佐々木信濃守様、木村敬藏様、永井玄蕃頭様、岩瀬肥後守様、川路左衛門尉様、黒川嘉兵衛様、皆世間評判の御方様ニ御坐候。就中板倉様は、御家政向御拔群ニて、中國邊にて、有志之者は御稱美不_レ仕は無_ニ御坐候。然る處水戸様を御惡み被_レ成より、曖昧之ケ條を以、御退役等被_ニ仰付、其外太田道醇様御始、異論を御立被_レ成候御

公憤由て
生ず

此處が鹽谷の云はんと欲する眼目だ。而して此の一點は、天下の公論とも云ふ可きものにして、恐らくは井伊の仲間以外には、一人も異存はあるまい。掃部頭様御事禁廷を御輕蔑被_レ成、天子之御舍弟様(青蓮院宮)御始、近衛様等大臣方、公方様より重き方々を塵芥を吹くが如く、御取除被_レ成、右ニ付ては、一昨年(安政五年)已來刑戮ニ相成候五六十人之内、天下有名之學者も有_レ之、一藩にて忠臣と被_レ呼候者も有_レ之、多くは濫刑を蒙り申候。仍_レ之天下有名之者ニ於ては、擧_ツて齒を嚙、憤怒罷在候。以上は天下公憤の由て生ずる所以を、正々堂々、論出した。水戸侍も、此處第一ニ憤り、此度之事ニ及候事情と相見申候。此れが結論だ。

世上真相

凡王朝之御盛なる時は申ニ及ばず。太平之御世にて、右様罪人之夥敷出

候事は、權現様以來無御坐候。古語ニ人盛なれば、天に勝、天定て亦能勝人と申候。掃部頭様御盛之時は、暴虐を縦に被成、人盛にして勝天の勢之處、有レ心者は何れ天定て人ニ勝之時可有レ之と申居候處、此度ニ至り、漸天之勝かゝりに相成申候。夫故三日之事を承り、水戸之勇士は、よき事を致し候と喜び候もの數多有レ之候。

此れが當時世上の真相であり、眞情であつた。

右様怨憤之集り候は、井伊様御一人に止り候間、御役人様方はかたく御用心に不レ及義と奉レ存候。

井伊以外には、何人も其の心配は無用の事だ。

天保度の失敗

天保之時は鄙賤之者、御役人を怨み申候迄ニ御坐候間、御敗れ被成候。逆も石擲ニ止り申候。

此れは水野越前守天保度改革の失敗に付てのことだ。

此度之義は、有志之士、憤怒ニ不堪候故、刃傷ニ及候。怨み甚敷時は、

治亂の境

怒ニ至ると申すは、此度之義ニ御座候。然るに此節水戸表より御府内へ御家中出候事は、殊之外六ヶ敷被仰達、彦根より武器人數等出候事は、夥敷事ニ御坐候へ共、一向御構無レ之候段、御偏頗之様ニ、有志之者は存申候。大學之其所ニ哀矜ニ而辟焉、之其所ニ賤惡ニ而辟焉と有レ之候。通り、水

戸様之方にては、其賤惡する所に於て辟するの御氣味有レ之候。此度之事、御處置次第にて、治亂之界にも可ニ相成候間、公明正大無偏無頗之御沙汰ニ及候様、所ニ仰望ニ御坐候。以上。

右申上候内ニは、道路之流言等相交候て、事實相違之義も可有御坐候得共、下情之所、御聽ニ奉レ達度思召をも不ニ相顧、乍レ恐言上仕候。以上。

萬延元年閏三月

山縣教授鹽谷世弘

以上を通覽すれば、櫻田事件に關して、第三者が、如何なる態度及び如何なる

感情もて、之を觀察し、之を批判したるかゞ分明であらう。

第十九章 井伊の人物と櫻田事變の結果

〔一〇三〕 井伊直弼の覺悟

井伊の全責任

井伊直弼の大老として、施爲したる政策に付ては、天下自らは是非の論ある可し。されど當人に取りては、何人の牽掣をも受けず、我が思ふ存分の事を、其の在職中は實行したるものなれば、其の全責任を、彼一己にて引き受くることは、固より覺悟の前であつたらう。當時幕府の能吏水野忠徳は、直弼が、橋本左内を殺したる一事さへも、其死に値ひすと云うたが、彼が江戸に於ては、尾水越の諸藩主を始め、一切の反對者を處罰し、更らに其の威勢を京都に及ぼし、主上御身邊の至高顧問たる青蓮院宮を始め、鷹司父子、近衛、三條等の御親臣を處罰し、延いて安政大獄を興し、凡有る志士を、嚴科に處し、而して獨り一身の榮職に安坐することの不可能なることは、固より自覺せぬ筈はあるま

獨斷專行の責任

井伊に對する諫告者

彼が太老に任せられたる當初は、彼が選抜したる太田、間部の兩閣老の助言も、少くなかつたであらうが、遂に此の兩人さへも、罷免せられ、一切萬事、彼一人にて随意に振舞ひ、政府の内外、殆んど一人として、彼の願使に趨走せざるものは無かつた。從來幕府の大老なるものは、殆んど一種の清官にして、云はば床の間の置物同様、只だ重大事件の際に、其の諮問に與るに過ぎず。然も斯る重大事件は、絶無僅有であれば、日常の政治は、御用部屋にて、老中共が取り扱うたに過ぎなかつたが、井伊直弼に至りては、自から御用部屋に出張し、老中の仕事までも自己の手裡に收めたる程なれば、善も惡も、彼一人の責任と云ふの外はあるまい。

彼の身邊の者には、長野主膳、宇津木六之丞など、彼の左右の手となりて、大小に拘らず、彼の爲めに飽迄其の政策の實行を手傳ひ、更らに彼を刺戟して、愈よ極端に趨かしめたる徒輩もあるが、他方には彼の爲めに憂懼し、明哲保身

直弼の死生大事の用意

の道を勧めたる者もあつた。乃ち幕府の目付野々山鉦藏(後に丹後守)なども、直弼に向つて、斯く忠告したが、遂に聽かなかつたと云ふ。將た直弼の侍臣田中雄助、宇津木左近なども、頻りに勇退を勧めたが、直弼は之を聽かず、安政五年十二月鎖港延期の勅允下りて、や、政狀一段落を告ぐるや、雄助、左近復た辭職を勸告したが、直弼は所信一貫を語りて、之を肯はず、左の和歌を書して、兩人に與へた。

春淺み野中の清水氷り居てそこの心を汲む人ぞなき

而して直弼は亦た自から安政四年の初め「宗觀院柳曉覺翁」の法號を撰し、其の位牌を製せしめたと云ふが、此れは大老就職の前年なれば、此れを以て彼が決死の覺悟であつたとは斷ずることは出來ないが、兎も角も彼は少壯より禪學に志し、生死大事の一件には、豫て用意があつたものと思はるゝ。亦た安政七年——萬延元年——の首、其の肖像に、

あふみの海磯うつ浪のいく度も御世に心をくだきぬるか那

遭難の識

の一首を題し、之を菩提寺なる清涼寺に納めたと云ひ、又同年三月二日（櫻田事件の前日）人の囑に應じて、土屋總藏の肖像に和歌を賛した。

咲かけし猛き心の花ふさは散りてぞいと香に匂ひける

此れは宛も其の自からの遭難の識を作したるものであらう。

吉井信發の諫告

尙ほ上州矢田藩主、松平左兵衛督——後に子爵吉井信發——の語る所を聞くに、彼は直弼と親善であつたから、安政七年二月二十八日、井伊邸を訪ひ、長岡屯聚の水戸有志が、藩を脱して浪人となりつゝある事情を陳べ、近く危険の直弼の一身に偏る可きを豫測し、此際速かに勇退せよと勸告したが、直弼は其の好意を謝しつゝも、断々乎として之を容れなかつた。此に於て彼は重ねて直弼に向つて、従士を増加して、萬一に備へよと云うたが、此れも聽かれなかつた。（安

断然諫をきかず

政六年には夜間増供をしたが、翌年には之を廢したと云ふ）左兵衛督は更らに論せんとしたが、時宛も登城の刻を報じたから、直弼は遽かに起たんとし、彼は袂を把りて、強ひて止めたが、之を拂つて内に入つた爲め

井伊本望

に、袖根が裂けたと云ふ。此に於て彼は直弼の公用人富田權兵衛を顧み、此上は御身等宜しく主公の身邊を警戒して、過ちなからしめよと語り悵然として去つたと云ふ。（開國始末）以上によつて、井伊其人も、當然一死を覺悟して、事に當りたるものであらうと認めらるゝ。されば或る意味から云へば、櫻田の遭難も、或は本望であつたかも知れなからう。

【一〇四】幕府威信を失墜す

幕府仕打失策

大老井伊直弼が、登城の途次、櫻田門外にて、白晝公然、刺殺せられたる一事が、徳川幕府に對する一大打撃であつたことは、既記の通りであるが（參照九九）、更らに其の事件を取扱うたる幕府の仕打が、幕府自身の威信を失墜するに多大

告 露れる報

ものがあつた。白晝に井伊の首を携へて去りたる程の出来事で、何人も此の事實を知らぬものは無かつた。然るに幕府は井伊家に命じて、此の公然の事實を否定せしめ、單に手傷を負うたこととして、報告せしめた。

今朝登城掛け、外櫻田御門外松平大隅守門前より上杉彈正大弼辻番所迄之間に而、狼藉者鐵炮打掛け、凡貳拾人餘り拔連、駕を目懸ケ切込候に付、供方之者共防戰致し、狼籍者壹人討留、其餘手疵深手等爲レ負候に付、悉く逃去申候。拙者儀捕押方指揮致候處、怪我致候に付、一と先歸宅致候。尤供方手負死人、別紙之通御座候。此段御届申達候。以上

三月三日

井伊掃部頭

告 白々敷報

此れは幕府當局より、井伊家公用人宇津木六之丞、富田權兵衛を召して、斯く

告 京都所司への通

書付を出ださしめたのだ。如何に事實を陰蔽すればとて、此れは餘りに白々敷仕打だ。死人に口無しと申すも、此の如く死人が届書迄も書くに至りては、言語道斷と云はねばならぬ。

尙ほ江戸の老中は、京都の所司代に向け、左の如く通知してゐる。
今三日朝掃部頭登城懸け、外櫻田に於て、水戸殿家來共凡三十人程、短筒等相用ひ及ニ亂妨、掃部頭家來共多人數死傷等有レ之、掃部頭にも怪我致し候。

右に付ては水戸殿より御所向其外堂上方等へ手入被レ致、且同類之内、上京致し候者可有レ之哉も難レ計候間、無ニ油斷御心付、夫々嚴重に手當可レ被レ致候。先此段御自分御心得迄に不ニ取敢内々申進候。以上。

三月三日

安藤對馬守
脇坂中務大輔

内藤紀伊守
松平和泉守

井伊の病
氣見舞

酒井若狹守殿

此の如く井伊直弼は、唯だ手負のみにて、何處迄も生存してゐるものとして置
くばかりでなく、三月四日には小納戸頭取鹽谷豊後守を上使として、井伊邸に
遣はし、薬用として朝鮮人參の下賜あり。七日には再び若年寄酒井右京亮、御
側御用取次薬師寺筑前守を上使として、掃部頭病氣見舞として、氷砂糖、鮮肴
を下賜せられ、斯くて三月晦日に至り、漸く大老の役を免じ、閏三月晦日に至
り、始めて其喪を發表した。而して四月二十八日其の次子愛鷹に家督を相續せ
しめ、先例に仍りて御先手、并に京都の守護を命じ、八月二十六日特に愛鷹を
左少將に任じ、掃部頭と稱せしめた。
元來幕府の制度として、大名にせよ、旗本にせよ、自己の不覺より横死したる
者は、家名斷絶だ。然るに獨り直弼に限りて、横死を秘する六十日に垂んとし、

自ら大法
を紊る

其の遺領を相違なく、其子に相續せしめたるは、幕府自から大法を紊るものに
して、只だ此の一事のみにても、天下の人心を服せしめざるは勿論だが、それ
よりも寧ろ秘死其事が、餘りに世間を莫迦にしたる仕打にして、寧ろ滑稽を通
り過ぎて笑止千萬と云はねばならぬ。
當時の川柳に曰く、

儉約で枕いらすの御病人

又た曰く、

遺言は尻でなさるや御大病

如何に皮肉も此處に到れば、却て下品となる。然も此れは確かに秘死が如何に
人心を刺戟したるかを知るに足るものがある。
尚ほ井伊側にては、随分憤懣の徒もあり、家老岡本半助の如きは、せめて細川
邸に預けになりたる櫻田事件の水戸浪士を下付せられんことを上書した程であ
つた。

井伊家臣
の憤懣

尙ほ三月二十四日附、鈴木大の日記によれば、

一 山下にて曰く、唯今人指上候處、井伊より盡く御目付方へ手を入
れ、前様之御指圖に無相違と申事に拵へ候間、一寸も早く御手を御盡
し不被成候ては、御間に合申間敷、依ては御目付にて□□世話いたし置
候人、此節きけ候間、此へ御入説尤も肝要にて候。且つ前様(齊昭)
御指圖に無之との證據に相成候御品、何成共御工夫御廻し可被下候。
井伊之方了簡は、是非御指圖と申事に落し、前様(齊昭)を此世に無き物
にいたし候得ば、夫にて宜敷と申事之様子に御坐候云々申聞有之候
事。

此れは水戸側の記事にて、片言以て訟を斷ず可きではないが、兎も角も井伊家側
にては、其儘泣寝入りするには、餘りに事件が大に過ぎたと云はねばならぬ。
然も幕府は百万之を慰撫した。

一 此度掃部頭不慮之儀有之候に付、重臣共始、末々迄も、致心配

幕府の井
伊家慰撫

候由相聞、尤之筋には候へ共、萬一家致ニ動搖候様之儀有之候て
は、以之外に付、諸事公儀御仕置に任せ、右様之儀無之様可致候。跡々
之儀も厚き思召も被爲在候儀に付、末々に至る迄致ニ安心罷在候様、
家來呼出被ニ相達候。

此れは三月五日附の達書にて、乃ち此の通りに取り行つたのが、上記の次第だ。
如何に幕府も末期に近いたとは云へ、耳を掩ふて、鈴を盗むが如き、其の手元
の餘りに見え透いた政策は、畢竟天下に威信を失墜する以外に、何等の取柄は
無かつた。

彌天下の人望を失す

外國の事起りしより志士の激論日に盛にして、其紛擾此時に至て、實に極れり。然れば、當事者の
苦心經營政機の運轉に窘む、論を俟たず。直弼此間に處し、其實全く一人に歸し、隻手狂瀾を挽回
せんとなす。其是非毀譽は、姑くこれを問ふを要せず、進で難衝に當り一身を犠牲に供し、毫も畏避

の念なく、鞠躬盡瘁以て數世知遇の恩に報ぜんと欲す。豈大丈夫と謂はざるべけむ哉。平時高爵厚給國家の重臣として、一朝の難に臨て己れが身家を全ふせんと謀る者、これを見て豈慚色なからむ哉。

是より後久世、安藤等の諸閣老政柄を執り群小比黨賄賂の風も益盛にして、務て従前大老の非政を彌縫し、慫に激徒を糾察し、彌天下の人望を失す。顧ふに、櫻田の奇禍は國家の大變にして嘆すべきの至といへども、此機に乗じ、改過、自新、廣く衆言を納れ、人材を拔擢し弊政を一變せば、或は志士の憤恨を慰し、輿望を收るの道なきにあらず。事此に出ずして依然舊轍を改めず、模稜姑息、彌衆怒を激し、其極終に幕威地に墜ち回復すべからず。惜哉。〔開國起原〕

【一〇五】 井伊直弼は果して開國進取の政治家乎

井伊執政の影響

井伊直弼の大老在職は、安政五年四月二十三日から、延元元年三月晦日（其實三

月三日横死）迄にて、其の時間からすれば、一年と十個月に満たざるも、然も彼が執政として與へたる影響は實に深甚、多大のものがあつた。

井伊の功名心

彼の功罪に就て清算を下だすには尙ほ爾後の時局の開展を待つも、未だ晩くはあるまい。但だ彼は本來一徹の剛愎漢にして、自から信ずる甚だ篤く、而して何等大宰相たるの襟度も、大經世家たるの遠識も無かつたが、同時に亦た決して碌々として尸位素餐を以て、自ら甘ずる瓦全漢では無かつた。彼には恐らくは水野越前守に劣らざる過多の功名心があつたが、然も其の經綸の才に至りては、到底水野に雁行するさへ難つた。

開國恩人に非ず

彼は後世から日本開國の本尊として崇稱せられた。開國家としての井伊直弼の名は、中外に轟いてゐる。日本ばかりでなく、世界でも斯く認めてゐる。此れは彼の大老時代に、日米條約が、勅許を俟たずして調印せられたからのことであらう。されど彼理提督の最初の談判を開始したるは、阿部伊勢守時代だ。ハリスと日米條約を締結するに至りたるは、堀田備中守時代だ。井伊直弼

は、外にしてはハリス、内にしては岩瀬肥後守、井上信濃守等に強要せられて、澁澁ながら調印を餘儀なくせしめられたに過ぎない。されば彼を内閣首班として、條約調印の責任者と云ふは當つてゐる。然も彼を日本開國の恩人とするに至りては、彼としても眞面目に、これを受け容るゝ譯には參るま

井伊の撰
夷主義

政策上の開國家としては、阿部伊勢守正弘がある。見識上の開國家としては、堀田備中守正睦がある。日米條約も、其の七八分までは、堀田其人の膽煎にて、出で來つた。固より開國の政治家は一人ではない。然も強ひて其の一個人を斥さば、阿部、堀田を擧げ、而して殆んど完全なる意味にて、堀田を擧げねばなるま。

井伊の撰
夷願文

井伊の開國調印は、當人としては、不本意であつた。我等は此の不本意の事を餘儀なくせられ、其の責任を取らねばならぬ始末に立ち至つた井伊の志を悲しんだ。乃ち此處に若し諒とす可きものあらば、井伊の心事を諒とせねばならぬ。若し井伊をして、水戸齊昭と、其地を換へしめたならば、彼は或は齊昭以上の攘夷論を鼓吹したかも知れない。

彼が攘夷の精神を、最も生眞面目に發揮したるは、嘉永七年(安政元年)十一月、伊勢(外宮)大神宮へ、靈劍、幣帛を獻げ、攘夷の願文を上りたることが、尤も雄辯に之を語りてゐる。其の文句の中には、
自今後母皇國乃旋乎背支國財乎奪波牟止爲氏、竊來牟頑犯有良者、皇大御神乃大御稜威以氏敷坐山田原爾生立繁木賀本乎燒鎌乃利鎌以氏切掃布事乃如久攘給比排給比氏、國家安穩、天下泰平久、天津日嗣悠久東遠朝廷乃治世延長爾護給比幸給閉止
と書き並べてゐる。此れは紛れもなき攘夷家の口吻だ。或は此れは安政元年のこと、安政五年の井伊は最早豹變したと云ふ辯解もあらう。此れも一應尤だ。されど井伊其人が斯く容易に豹變する性格の持主では無かつた。而して彼は執政以來著々反動政治を斷行した。

井伊の保守主義

安政六年二月に、長崎にて海軍傳習を、荷蘭人に受ることを停め（此時は海軍の事のみならず、既に化學、醫學、其他をも並修せしめたり）同じ月に、講武所にて銃隊訓練に、専ら西洋式を用ゆ可らざるを戒め、萬延元年に到り、全くこれを停めたるのみならず、安政四年九月より廓門の守衛に、西洋式銃を用ひたりしも、其舊に復して、再び弓を飾らしめたるがごとき、幕書調所をも廢して、これを醫學館の附屬とせんとの議さへありて、當時其頭取たる古賀謹一郎も、最早洋學の運は盡きたりと嘆息せしことは、予（田邊太一）が親しく聞きしことありき……改革進歩の政略を取らんとせし諸賢は、皆此時に擯斥せられ（固より、他に事由ありとはいへども）阿部閣老已來の政略は、一頓挫して、専ら保守に傾きたるは、正しく目に見し所にして……元の如く繁縟委瑣の政に復せしもあり、皆是保守の精神に出づるものといふべし。「幕末外交談」

此れは第三者の公平なる觀察として、如何に井伊直弼が、反動政治家であつた乎、其の眞面目を看取す可きであらう。然るにそれが開國家の大宗として崇拜

せらるゝは、當人に取りても、當惑至極と云はねばなるや。

昭和六年十月初二午前八時 大森山王艸堂に於て

蘇峰六十九叟

近世日本國民史 櫻田事變終

近世日本國民史 櫻田事變年表並人物概覽

其一年表

安政五年 戊午年 西曆一八五八年 支那咸豐八年

八月廿九日 有馬新七江戸を發し京都に上る。【三】
新七著京、西郷、月照等と會見。▲
九月七日 新七京都を發し江戸に向ふ。▲

十六日。この夜新七江戸著。【以上三】
▲十七日。西郷隆盛書を日下部伊三治及び堀仲三衛門に贈り、明十八日間部著京の機を窺ひ舉義の企てある旨を告ぐ。【三】▲有馬新七三條氏の書状を持ち山内氏邸に至り近衛氏口上の趣をも申し、以來四方の志士と會し舉義を謀る。【四】▲廿三日。日下部伊三治捕は

近世日本國民史年表

十二月四日 鮎澤伊太夫或人に書を與へて、薩藩の模様變改を告ぐ。【五】▲廿八日。野村彝之介、金子、高橋に書を與へて井伊、間部の狡計に對する憤憤をもらす。【六】

安政六年 己未年 西曆一八五九年 支那咸豐九年

三 月 これより先き高崎猪太郎水戸に至り、有志と會し、義舉の計をなす。この月猪太郎水戸を去る。【一一】

四月廿四日 水戸藩士、安島、茅根、鮎澤、大竹等評定所に召喚せらる。【一二】▲廿九日。金子孫二郎、豊田、高橋、野村等に書を與へて、みだりに動搖して私黨となるを戒しむ。【一二】

五月一日

高崎猪太郎今日附にて水戸藩神官齋藤監物に書を與へ驅起を促す。【一四】▲三日。水戸藩齋藤監物、床井親徳等南上す。【二三】▲四日。水戸藩小十人目附綿引宇八郎時局を慨し、江戸邸にて自殺す。【一六】▲八日。水戸藩士立原源太兵衛松戸驛にて自殺す。【一六】▲九日。同じく關辰三郎松戸驛にて自殺す。【一六】▲十日。同じく吉村新三郎小岸邸にて居腹す。【一六】▲十一日。義民柴田長左衛門小鶴村にて自殺す。【一六】▲十四日。水戸藩士楡山又五郎小金驛にて居腹。【一六】▲十七日。野村哲太郎江戸飯倉町にて居腹。【一六】▲幕府魯西亞、佛蘭西、英吉利、阿蘭陀、亞墨利加五國との條約書を公布す。【一六】▲十九日。水戸の士豊田彦次郎藩公に上書し、勅諭返還の不可なる旨を陳

六月十一日

九月一日

の士關鐵之介江戸を發し上京せんとし果さず、一旦品川驛止宿、翌九月一日發足せんとし、また果さず。【二六】▲水戸齊昭駒込邸を發し、水戸に向ふ。【二〇】▲三日。關鐵之介、高崎猪太郎江戸を發し京都に向ふ。【二六】▲四日。齊昭水戸著。【二〇】▲八日。安藤信隆小石川水戸邸に臨み八幡屯聚の水戸人士を退散せんとす。【二一】▲十四日。水戸老臣來る十八日までの間に八幡屯聚の人々を退散せしむべき旨を届出づ。【二二】▲十六日。關、高崎兩人伏見に著す。【二六】▲長野主膳三浦七兵衛に書を與へ、勅諭取戻しの必要を説く。【四〇】▲十七日。安藤信隆再び小石川水戸邸に至る。【二二】▲關、高崎京都に入る。【二六】▲廿一日。幕府水戸邸側用人を召し、三日以内に有志

八月九日

す。【一八】▲廿日。水戸の士青山延光藩公に意見書を提出し、勅諭返還の時機にあらざる旨を申す。【一八】▲廿一日。薩摩の士榊山三圓堀仲左衛門と共に水戸の金子孫二郎等と會見し、井伊を除くの策をなす。【一九】▲廿二日。是より先き高橋多一郎八幡にあり、此頃歸宅し今日書を青山延光に與ふ。【一六】▲榊山三圓歸國せんとし、堀仲左衛門の來訪にあひ、水戸人井伊を打つの計來月中旬に決したりとの旨をきく。【一九】▲十三日。堀仲左衛門水戸の士關鐵之介等と品川某旅宿に會合す。【一九】▲廿七日。幕府水戸齊昭以下を處分すること各差あり。【二〇】▲水戸藩久木直次郎以下左遷せらる。【二五】▲廿八日。幕府安藤信隆をして水戸藩政に干渉せしむ。【二二】▲廿九日。水戸

十月一日

の退散を命ず。【二二】▲今日安藤信隆また水戸邸に至りて、在小金の士民退散を命ず。【二三】▲水戸藩、吏を遣り在小金士民を退散す。【二三】▲廿四日。水戸藩、右小金士民退散の旨を幕府に上申す。【二三】▲廿七日。水戸藩附家老中山備前守信實の差控を解く。【二四、三三】▲高崎猪太郎等京を發し歸府の途に就く。【三三】▲廿八日。安藤信隆また水戸邸に至り、八幡、小金兩地士民退散の處置宜しきを得たるを稱美す。【二四】▲晦日。幕府、水戸慶篤の差控を解き登城を許す。【二四、三三】▲この夜高橋多一郎、三浦賛男等、慶篤に向つて勅書を國許に下し置くの必要を説く。【三三】▲幕府水戸慶篤の常例登城を指令し來る。【三三】▲五日。水戸の士大場景淑

勅書を守護して水戸に歸り祖廟に深藏したる。【三三】▲六日。三條實萬薨去。【三三】▲水戸諸生藩主慶篤の旨を奉じ、歸國を承引し請書を提出す。【三三】▲金子、野村兩人高橋多一郎を訪ふ。【三三】▲今日大獄關係囚人の處分御沙汰發表せらる。【三三】▲八日。金子、高橋、野村等、江戸下谷擊劍場にて會談。【三三】▲九日。水戸藩邸家老以下諸有司藩中不取締の理由を以て譴責せられ、金子孫二郎、野村彝之介兩人は退塞、高橋多一郎は歸藩を命ぜらる。【三四】▲十日。高橋等歸藩の途に就く。【三四】▲廿二日。酒井所司代、勅書取戻に關する勅書の訂正方を武家傳奏まで申込む。【三八】▲廿七日。吉田松陰處刑。【三四】▲廿九日。佐野竹之介出奔。【三四】

十一月三日

水戸藩、佐野竹之介の出奔を届出づ。【三四】▲四日。木村權之衛門、關鐵之介に書を與へて水戸藩中領事の追々勢力を得られる旨を告ぐ。【三四】▲十一日。水戸藩廳諭達を下し、有志の無斷出府するを禁止す。【三五】▲十二日。水戸藩廳高橋、金子、關等の職を免じ贅居せしむ。【三五】▲十九日。武家傳奏、勅書取戻し勅書の改訂文を酒井所司代に與ふ。【三九】

十二月二日

幕閣勅書取戻し勅書の案文を酒井所司代に送る。【三九】▲七日。青蓮院宮相國寺塔頭桂芳軒に退隱。【三三】▲この頃水戸藩領派久木直次郎側用人を再勅し、矢野唯之允郡奉行となる。【三五】▲今日、酒井所司代去る二日の幕閣の案文を武家傳奏に示し、且つ御下附せらるべき案文をも内示す。【三九】▲十日。

幕閣注文通りの勅書取戻し勅書下附せられ、今日酒井所司代より江戸に送る。【三九】▲十一日。今日高崎猪太郎、關鐵之介に書を與へ、ひとへに水藩士の奮起を促す。【三六】▲十五日。水戸慶篤登城す。井伊、安藤と共に勅書返納の朝命を演達す。【四二】▲十六日。安藤信陸水戸邸に至り強いて慶篤に面會し、勅書返納を重ねて嚴達す。【四二】▲十七日。高崎猪太郎江戸を發し歸國の途に就く。【三七】▲水戸慶篤、安藤信陸を招き、昨日の件につき訊問す。また親族及び家老等を召し勅書返納に關し評議す。この夜急使を水戸に發す。【四三】▲慶篤の使者横山甚左衛門、坂場熊吉等水戸に著す。【四四】▲十九日。横山、坂場兩人早朝登城して使命を達す。【四四】▲廿日。水戸藩老等勅書返

萬延元

庚申年 西曆1860年 支那咸豐十年

一月二日

納問題に付き評議す。群議紛々決せず。【四六】▲この頃水戸藩の有志勅書持出しを阻止する爲、長岡驛邊に集合す。今日野村彝之介、關鐵之介に書を與へ、其決意を告ぐ。【四八】▲廿二日。幕府公文を以て水戸藩に勅書返納を迫る。【四八】▲廿六日。水戸家老太田、肥田の兩人勅書返納猶豫を請ふ爲出府す。【四九】▲廿八日。この夜太田、肥田兩人水戸小石川邸著。【四九】▲廿九日。太田、肥田兩人安藤信陸邸に至り、勅書返納の猶豫を乞ふ。安藤肯せず。【四九】

水戸藩老太田誠左衛門歸藩、肥田太助留府。【五一】▲四日。水戸の士木村權之衛門、畑、内藤等と江戸に出で陸士と

打合せ舉義實行を約す。【五四】▲五日。高崎、堀兩人鹿兒島歸著。【三七】▲六日。安藤信陸水戸藩肥田太助を召し日を期して勅諭の返納を命ず。肥田藩情をのべ猶豫を乞ふ。【五一】▲九日。安藤信陸小石川水戸邸に至り殿に返納を催告す。慶篤親族及び重臣等と協議し、龜井字八を水戸に送り衆議に詢はしむ。【五一】▲十一日。宇津木六之丞今日長野主膳に書を與へ勅書取戻の必要を説く。【三八】▲十二日。龜井字八水戸に到着し使命を達す。藩老相會して評議す。【五一】▲十三日。水戸藩若年寄大森多膳等長岡に出張し屯聚の有志を退散せしむ。【五一】▲十五日。安藤信陸老中となる。今日慶篤の恒例登城に際し、安藤重ねて日を限り勅諭返納を嚴命す。【五一】▲十七日。水戸藩

老白井、肥田兩人歸國、群議をまとめん爲なり。【五一】▲十九日。木村權之衛門等水戸に歸る。【五四】▲薩摩の士山口三齋また江戸を發し歸國の途に上る。【五四、五五】▲廿三日。木村權之衛門再び水戸を發して江戸に向ふ。【五七】▲廿六日。水戸藩長岡勢容易に解散せず。家老等早馬を以て慶篤に指圖を乞ふ。【五一】▲廿七日。水戸慶篤城附をして勅諭返納遲延の事情を幕府に申告せしめ、また手書を發して在國の家老に事情の切迫を告ぐ。【五二】▲木村權之衛門江戸に著し、有村雄介等と會し、告ぐるに其の決議を以てす。【五七】▲廿八日。安藤信陸又も小石川水戸邸の家老を召し、勅諭返納を嚴命す。【五三】▲廿九日。水戸長岡勢の父兄をして長岡勢を退散せしむ。然れども命

二月一日

を奉じて退散する者なし。却つて上陣書を提出す。【五三】▲晦日。水戸家老等、大寄合頭以下士分以上の人々を弘道館に召集し、齊昭の諭書を示し勅諭返納の已むべからざる所以を告ぐ。【五三】
水戸の土坂場、原田兩人君命を奉じて水戸に至らんとし、長岡驛にて壯士の爲に抑留せらる。【五九】▲三日。水戸大場一眞齋内命を奉じて長岡に出張し、坂場、原田兩人をして水戸に入らしむ。この夜深更兩人齊昭に會見す。【五九】▲この日水戸小姓頭取増谷三十郎また水戸に到着し、勅諭返納を五日としたるを以て必ず實行せよとの幕命を齎らす。【六〇】▲四日。山口三齋鹿兒島著、江戸の状況を同志に告ぐ。【五五】▲六日。水戸家老白井織部、杉浦

蓋次郎等出府の途に就く。▲同日。水戸小納戸役荒槻政衛門乗馬早打にて水戸に至る。【六一】▲八日。杉浦、白井等入府、慶篤に請し水戸の事情を告ぐ。【六一】▲九日。慶篤、家老興津、側用人飯田等をして藩情を幕府に披陳し、勅諭返納の爲齊昭をして藩政に關與せしめんとす。【六一】▲十一日。幕府九日水戸藩稟請に對して曖昧の返事を與ふ。【六二】▲十二日。在府水戸家老十一日の結果を水戸に報告す。【六二】▲十三日。在水戸の家老等、宇都宮、興津等に書を與へ、高橋等の處分を打合せ。【六二】▲十四日。水戸久木直次郎退城の途に刺さる。【六二】▲慶篤齊昭に手書を呈して救解を依頼す。【六三】▲十五日。在府水戸家老等長岡勢解散の爲齊昭の親諭を發するを乞ふ。【六三】▲

十六日。齊昭長岡勢處分決行の申渡をなす。【六三】▲十七日。高橋等の命により上京したる水戸の士畑彌平今日京都發歸東の途に上る。【七二】▲十八日。水戸勢消魂橋衝突。【六四】▲この日高橋多一郎等家を出て同志の家に隠る。【六五】▲金子孫二郎、關鐵之介また出奔。【六六】▲長岡勢また解散有志それぞれ南上す。【六八】▲十九日。この日朝齊昭慶篤に書を與へ狀況を告ぐ。【六四】▲この夜水戸家老太田鳥居等長岡勢の處分を評議す。【六四】▲昨夜金子孫二郎小場村に泊す。今朝小場村を發し稲田村宿泊。【六七】▲二十日。この夜高橋多一郎水戸を出發す。【六五】▲廿一日。金子眞壁在關本村某の家に泊す。【六七】▲薩士田中直之進江戸より歸り、同志に江戸舉義實行の計を告ぐ。

三月一日

【五八】▲廿三日。金子一行關本を出て結城に泊す。【六八】▲廿四日。金子等古河に泊す。【六八】▲野村彝之介最も後れて水戸を發す。【七一】▲廿五日。この夜金子等江戸に著す。【六八】▲廿六日。今日より金子孫二郎薩州郡内村雄介の宅に潜む。【六八】▲廿七日。水戸有志江戸淺草龍泉寺町岡田屋に會す。【七〇】▲畑彌平江戸著。【七二】▲廿八日。佐藤稻田等薩藩邸に金子を訪ふ。在らず、却つて有村次左衛門に會し義舉を語る。【七〇】▲廿九日。水戸の有志淺草邊を徘徊し同志の來るを索む。【七〇】

はらんことを請ふ。金子命するに當日の實況を觀察すべきを以てす。【七二】▲義徒品川會合。【七二】▲三日。櫻田門外に井伊の首を捕る。【七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五】▲金子孫二郎等江戸を發し京都に向ふ。【八六、八七】▲この日高橋多一郎近江を旅行し、義舉の成功を確信す。【九二】▲四日。この日早朝金子孫二郎、有村雄介等小田原に著し小憩す。【八七】▲幕府豐谷豐後守を井伊氏に遣はし、朝鮮人參を賜ふ。【一〇四】▲五日。金子、有村江尻著。【八七】▲この日高橋多一郎大阪著。【九二】▲佐野竹之介以下審問せらる。【九六】▲六日。金子等掛川著。【八七】▲七日。金子等白須賀著。【八七】▲佐野以下義徒第二回審問。【九六】▲幕府酒井右京

亮等を井伊家に遣はし、見舞として物を賜ふ。【一〇四】▲八日。金子等宮著。【八七】▲この日薩藩兵三十人を出すことを定む。【八九】▲九日。金子、有村伊勢四日市著、この薩藩捕吏の爲に捕はる。【八七】▲十日。金子等四日市發。【八七】▲十一日。金子等伏見薩藩邸に入る。【八七】▲十三日。有村雄介伏見より大阪に下り、鹿兒島に護送せらるるに決す。【九一、九四】▲今日、島津茂久鹿兒島を發し、參府の途に上る。【九五】▲十四日。雄介薩摩に下る。【九一】▲十五日。金子等伏見奉行に引渡さる。【九〇】▲十六日。薩藩兵十五人を發す。【八九】▲金子等伏見奉行林肥前守に調べらる。【九〇】▲十七日。今明兩日金子等伏見奉行所にて調査せらる。【九八】▲廿日。薩摩島津茂久參府

せんとし、肥後瀬高町に至り有村の西下にあひ、櫻田事變を聞き、暫くこゝに滞留し遂に歸國す。【九五】▲廿二日。薩藩續發兵十五人を東上せしむ。【八九】▲この夜高橋多一郎等捕はれの近きを知り同志と離杯を酌む。【九四】▲廿三日。高橋等捕吏に迫られ自殺す。【九四】、この日有村等鹿兒島に著す。同夜切腹を命ぜらる。【九五】▲晦日。今日幕府井伊の職を免す。【一〇四】

閏三月五日 金子孫二郎、佐藤鐵三郎と共に江戸に護送せらる。【九八】▲廿三日。金子孫二郎、佐藤鐵三郎等品川著。【九八】▲廿四日。金子、佐藤等、町奉行池田播磨守に引渡され審問せらる。【九八】▲晦日。幕府今日始めて井伊の喪を發す。【一〇四】

四月廿八日 井伊愛磨をして井伊家を嗣がしむ。【一〇四】

八月廿六日 井伊愛磨を左少將とし、掃部頭と稱せしむ。【一〇四】

文久元 辛酉年 西暦一八六〇年 支那咸豐十一年

七月廿六日 金子孫二郎、大關和七郎、森五六郎以下それ／＼處刑宣告を受く。【九八】

文久二年 壬戌年 西暦一八六二年 支那同治元年

三月三日 廣木松之介鎌倉に自殺す。【九八】

九月十二日 後藤哲之介、江戸獄中に自殺す。【九八】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

朝倉景行

通稱は源太郎、水戸藩士源七の子。安政中床机廻となり、齊昭の護衛に選ばる。文久三年藩主慶篤に従ひ京都に上り有志の間に奔走す。後武田正生に従ひ、松平頼徳を奉じ、那珂湊に戦ひ、井田好徳と一方の隊を率ゐる勇武を以て著はる。ついで正生と共に西上し、慶應元年二月教賀に斬らる。年三十。【六五】

淺野備前守

淺野長祚に同じ。幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、孝明天皇初期世相、朝幕交渉篇掲出。【一〇二】

近世日本國民史 人物概覽

朝比奈彌太郎

名は泰尙。水戸藩士、慶篤に仕へて大番頭となる。【六三、六四】

蘆川市兵衛

水戸藩士、書院番頭、名は友直。【六三】名は元永、水戸藩士。大寄合頭となる。【六三】

蘆澤總兵衛

【六三】

安島帶刀

安島彌次郎に同じ。公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一一、一三、二〇、二四、二六、一〇一】

安島信立

安島帶刀に同じ。【一三】

栗田口親王

青蓮院宮に同じ。【八一】

栗田宮

青蓮院宮に同じ。【二六】

會澤恒藏

會澤安に同じ。【七、三五、四六、六〇、六三】

會澤安

孝明天皇初期世相、安政條約締結、安政大獄前中後篇掲出。【四七】

阿部伊勢守

阿部正弘に同じ。【一〇一、一〇五】

阿部正弘

天保改革、幕府分解接近時代、彼理來航以前の形勢篇以下各篇掲出。

【一】

鮎澤伊太夫

安政大獄前中後篇掲出。【五、七、一三、二六、三三、九二、九三、九四】

新井源八郎

名は直敬、水戸藩士住谷信成の三男。後新井直忠の養子となる。嘉永以來馬廻組、金奉行等を勤む。安政五年主齊昭の駒込に籠居せしめらるゝや小姓頭となりて近侍し、密に有志の士と聲息を通ず。元治甲子の時東郡奉行たり、部下吏民の小金驛に集るものを統督す。尋で江戸に至り、藩主鷹篤に國狀を具陳す。後松平頼徳等を奉じ、河湊に據り幕軍と戦ひ捕へて上總佐貫に禁錮せられ、慶應元年四月自刃を命ぜらる。時に年四十二。明治二十二年贈正五位。【五九】

有馬新七
有村雄介

安政大獄前中後篇掲出。【三、四、五】名は兼武。兼善の第三子。鹿兒島藩士、嘉永以來藩中の志士を糾合して國事に奔走す。安政五年國を脱し江戸に出で、大に尊王卑朝の説を唱ふ。後水戸の士、高橋多一郎、金子孫二郎等とばかり井伊直弼を襲撃するの計をなし、ついで金子と西上し事を成さんとし、途、伊勢四日市に於て捕へられ、藩國に送らる。ついで密に自刃を命ぜらる。

實に萬延元年三月二十三日夜なり。【一九、三六、五四、五七、六八、七〇、七三、七四、八六、八七、八八、八九、九一、九五】

有村俊齋

海江田信義に同じ。井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【七】

有村次左衛門

雄介の弟。剛勇にして尊王の志厚

青山量太郎

し。武技を千葉周作に學ぶ。安政戊午の際兄と共に脱藩し、藩に幽せらる。後密に江戸に出で、藩邸に潜み、水戸の諸士と往復して畫策するとこゝろあり。萬延元年三月同志と櫻田門外に井伊直弼を襲撃し、進で其の首を取り大呼して去る。されど身また深傷を蒙り和田倉門内に達せる頃自刃して死す。人其勇を惜む。【五七、七〇、七三、七六、七七、七九、八〇、九五】

名は延光、字は伯卿、佩弦、また春夢、晚翠等と號す。水戸の儒士延子の子。文化十年生る。幼より聰敏にして歴史に通ず。年十八、赤穂四十七士傳を著ばして名聲天下に顯はる。尋で彰考館員に列し、後弘道館教授となる。やがて慶篤の代に至り

近世日本國民史 人物概覽

安藤信睦

側用人兼總教となり馬廻番頭に班し、五百石を食む。その頃大日本史紀傳部校刊の業をなす。明治維新の後召されて中博士となり、四年九月死。年六十四。著書國史紀事本末、續國史紀事本末、野史纂略、佩弦齋文集等あり。【一六、一七、一八】

また信正と名づく。字は君修、後、君介と改む。幼字欽之進、對馬守と稱す。磐城平侯信由の子。文政二年十一月生る。弘化四年封を嗣ぎ、翌年奏者番となり、嘉永四年寺社奉行に移る。是より先き藩政を改革して庶政頗る見るべきものあり。安政五年若年寄となり、七年老中に移る。櫻田事變後攘夷黨益々横行し、文久二年正月登城の途坂下門下に要撃せられ、傷を受く。四月乞に由り老中

を免じて溜詰格となる。ついで封を幼子鑄之助に譲り終身を獨し封三萬石を削らる。四年を経て禁錮を解かれ、明治維新の際復た禁錮となり、二年九月赦され、四年十月死。年五十三。【二一、二二、二三、二四、三三、三八、四一、四二、四三、四五、四八、五一、五三、五八、一〇四】

イ、牛

井伊掃部頭
井伊直弼

直弼に同じ。【二八、四八】
彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、安政大獄前中後篇掲出。【一一、一四、一五、一六、一七、一八、二五、二九、三一、三六、三七、三八、三九、四〇、四二、五六、五八、七七、七九、八〇、八一、九一、九六、九九、一〇三、一〇四】

井伊愛磨

〇四、一〇五】
名は直憲、直弼の子。嘉永元年四月生る。萬延元年四月家を繼ぎ掃部頭と稱す。父の事に座して封を減ぜられしが、後屢京都に使し、大和、禁門、征長の役に功あり、且つ明治維新の際東征の師を出し殊勳あり、賞典二萬石を賜はる。明治三十五年一月死。【一〇四】

池田播磨守

名は頼方、井伊直弼執政時代、安政大獄後篇掲出。【九六、九七】

池田慶徳

神奈川條約締結、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄後篇掲出。【四二、四三、四七、五一】

石谷因幡守

穆清に同じ。井伊直弼執政時代、安政大獄中後篇掲出。【九六、九七】

板倉周防守

板倉勝靜に同じ。安政大獄後篇掲出。

稻田重藏

【二】
名は正辰、常陸那珂郡國田村下國井の人、出で、水戸城下に住す。始め町奉行田丸直允に仕へ、後擧げられて郡吏となり、士班に列す。安政の末金子孫二郎等に從ひ、櫻田門外の一撃に創を被り、闕死す。年四十七。【六六、六七、七〇、七一、七二、七四、七五、八〇】

井上信濃守

中に於て堀田正俊を刺し、同列の輩に殺害せらる。【一】
日露英蘭條約締結、公武合體、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一〇五】

岩下左次右衛門

安政大獄後篇掲出。【七、一二、一三】

岩瀬肥後守

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一〇二、一〇五】

稻葉正休

正吉の子。寛永十七年生る。將軍徳川綱吉に仕ふ。明暦二年十二月遺跡を繼ぎ、延寶二年正月御小姓組番頭となり、十二月從五位下石見守となる。五年四月御書院番頭に轉じ、七年八月御近習に進み、天和元年七月二千石加恩あり、二年三月若年寄に轉じ、八月五千石を加へられ、すべて一萬二千石を領す。貞享元年八月營

飯田總藏

名は正親、正勝の子。水戸藩士なり。安政五年側用人となる。賜勅の際還奉開達に盡力す。萬延元年參政となる。大津之網等過激の尊攘を主張するに當り、主命を受け之を順從ならしむ。元治元年松平頼徳水戸に下る

の際危を侵して城中に入り捕へられて
て網囚せらる。慶應元年九月死。年
四十二。【二一、六一】

ウ

鶴飼吉左衛門

安政大獄前中後篇掲出。【二〇、二
六】

鶴飼幸吉

安政大獄前中後篇掲出。【二六、四四】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安

字津木六之丞

政大獄前中後篇掲出。【一二、三八】

鶴殿民部少輔

彼理來航及其當時、神奈川條約締
結、日露英蘭條約締結、公武合體、
安政大獄後篇掲出。【一〇二】

上杉彈正大弼

名は齊憲、米澤藩主。文政三年五
月生れ、天保十四年家を嗣ぎ、明治
元年十二月子茂憲に譲り、二十二年
五月死。【一〇四】

梅澤孫太郎

名は守義、初名亮。水戸藩の人。徳

梅澤孫太郎

名は守義、初名亮。水戸藩の人。徳

岡田徳至

月死す。年二十六。【五一、六一】
信濃守に同じ。安政大獄後篇掲出。

岡部三十郎

【三五、四六、四七】

名は忠吉、水戸藩書院番組、五郎右
衛門の二子。久しく江戸藩邸に祇役
す。安政の初より尊攘の説を唱へ諸
有志と交る。櫻田義舉の際府下の事
情に通ずるの故を以て同志の集散に
努力し、三月三日の一撃に加はり、
後府内に潜居せしが、捕へられて岡
藩主中川久昭の邸に囚せられ、文久
元年七月斬罪に處せらる。年四十四。
【七〇、七二、七三、七四、七五、七九、
八五、九八】

大久保右近將監

日露英蘭條約、公武合體、安政
條約締結、井伊直弼執政時代掲出。

大久保要

【一〇二】
彼理來航以前の形勢、安政大獄前中

近世日本國民史 人物概覽

川慶喜の左右に勤仕し、功あり。維
新後その家扶となる。明治十四年五
月死。年六十五。【三五】

エ、エ

遠藤但馬守

彼理來航以前の形勢、公武合體、井
伊直弼執政時代掲出。【八〇】

オ、ヲ

岡田新太郎

徳至の子。名は徳守、安政の始め小
姓に補し、小姓頭に移る。五年家を
繼ぎ書院番頭となる。勅諭降下に當
り主として遵行の議を立て周旋最も
努む。尋いで若年寄となり、白井久
胤、杉浦政安等と安藤信陸に就き勅
諭返納猶豫を願ひ、元治元年六月大
寄合頭となる。後市川弘美等と意見
を異にし、捕へて獄中に繋かれ、十

大久保利通

後篇掲出。【四、二五】

小字正助、のち一藏と改む。鹿兒島
藩士。天保元年八月生る。少壯微官
を以て藩主島津齊彬及び忠義に仕
へ、後に久光の側役に列す。文久二
年従つて京都江戸の間に往復す。慶
應二年岩倉具視等と謀り長藩と同盟
し倒幕の計をなす。三年二月參與に
任ず。四年正月遷都の議を立て、諸官
を經、參議となり大藏卿を兼ね。明
治四年特命全權副使となり、歐米を
視察し、六年歸朝して内務卿を兼ね
しめらる。七年佐賀の亂を鎮定し、
また征臺の事により辨理大臣として
清國に赴き折衝の任に當る。西南役
後主として國力培養に力を盡し、十
一年五月參朝の途上刺客に遭うて死
す。年四十九。【三六、三七、四七、五

大鹽平八郎

八、六九、七三、八八、九一】幕府分解放近時代、文政天保時代、天保改革、孝明天皇初期世相、安政大獄前篇掲出。【一、九九】

大關和七郎

名は増美、水戸藩世臣なり。安政五年の際、勅諭還奉の事を念とし、有志の間に奔走し屢々江水の間を往來す。萬延元年春同志と江戸に出で櫻田門外に井伊直弼を襲ひ志を遂げ細川侯邸に自訴す。後前田侯邸に囚はれ、文久元年七月幕府の命を以て刑に遇ふ。年二十六。【六九、七〇、七二、七三、七四、七五、八〇、九六、九八】

太田資始

文政天保時代、天保改革、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一九】

大津彦五郎

安政大獄後篇掲出。【六四】

大貫多介

常陸西鹽子村郷士慎介の弟、名は則

大場景淑

光。安政六七年の際、勅諭奉行に専念し、高橋多一郎と共に大阪に出で、事をなさんとし、事志と違ひ泉州堺にて捕はれ、後獄中に死す。【六五、九二】

大場彌衛門

彌右衛門に同じ。安政大獄後篇掲出。【三三、三五、四六、四七、五九、七一】名は高景。水戸藩士。書院番頭となる。【六四】

大森多膳

水戸藩士、名は尹譜。慶篤に仕へて參政となる。【五一、六三、六四】

大山巖

鹿兒島藩士、父は彦八、天保十二年十月生る。彌助と稱す。夙に國事に盡し、明治維新の際各地に轉戦して功あり。後果進して陸軍大將となり、元帥府に列す。その間陸海軍大臣及文部大臣等となり、また參謀總長、内大臣等に補せらる。日清日露兩役

溫恭公

最も功あり、十七年伯爵となり、二十八年侯爵に陞り、四十年公爵となる。大正五年十二月死。【九二】

【力行】

力

海後嵯磯之介

名は宗親、水戸の士、夙に勤王の志に篤く、安政戊午の際勅諭還奉に努力し、櫻田の一撃に加はり、逃れて奥州越後等に至り、文久三年出で來り明治の後菊池剛藏と稱し警視廳に奉職したることあり、晩年歸郷し

近世日本國民史 人物概覽

孝明天皇

て水戸上市天王町にあり、明治三十六年五月病死す。病危篤に及び特旨を以て從六位を賜はる。【七二、七三、七四、七五、七六、七八、九八】

笠井類之介

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【五、二七、八二】

勝野豊作

安政大獄前中後篇掲出。【六】

金子勇次郎

名は久維、字は公廉、孫二郎の二男なり。兄の死により繼嗣となる。父と共に尊攘の大義をのべんとし、萬延元年二月父に従ひ江戸に上らんとし、幕吏に追はれ、歸郷す。父の死後廣く諸藩志士と交り、外にある三

年、文久二年朝命により家名を收録せられ、大番組となり、公子附を兼ね。程なく郡宰見習に擧げらる。是に於て父の志を繼ぎ民政に努力し命令を擧ぐ。元治甲子の難起るや、松平頼徳を護りて那珂湊に戦ひ、後古河藩に禁錮せられ、慶應二年十一月死。年二十四。【六七】

金子孫二郎

安政大獄前中後篇掲出。【五、六、一二、一三、一四、一六、一九、二二、二三、二五、三三、三四、三五、三六、三七、四五、四七、五四、五五、五六、六四、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七三、八六、八七、九〇、九一、九五、九八】

川崎孫四郎

常陸那珂郡枝川の人。名は健幹。少壯の時より郡廳に出仕し民治に功あり。安政六七年の際高橋多一郎等と

勅諭奉行に努力し、多一郎の意を承け、京攝の間を微行し、自ら名のりて篠崎源太郎といふ。後、高橋の大坂に至るに及び、之を隠まひ、後事をばかりしが、遂に幕吏に追はれ萬延元年三月二十三日自殺す。時に年三十五。明治三十五年正五位を贈らる。【九二、九三】

川路左衛門尉

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理以航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【二七、一〇二】

鎌田出雲

名は政純、初め刑部、又圖書と稱す。代々島津氏の重臣たり。弘化三年以來屢々琉球に使し外蕃の任に當る。又洋式銃砲採用に關與して功あり。深く齊彬の信任を受け、擢て大監祭

病死。年四十。【五、一五、二六、三三、三四、三五、五四、五五、五六、五七、五八、六四、七〇、七一、七二、七三、八五、九八】

ク

日下部伊三治

安政大獄前中後篇掲出。【三、四、六、七五】

九條關白

九條尙忠に同じ。【三九、四一】

九條尙忠

彼理來航以前の形勢、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【三〇、三九、四〇】

國友忠之介

名は德基、水戸藩臣、徒目付となる。萬延元年二月命を奉じ長岡勢を鎮壓せんとし、消魂橋にて傷を蒙り後遂に死す。【六四】

桑原治兵衛

安政大獄前篇掲出。【三五】

キ

木村權之衛門

名は聿、字は季徳、水戸藩世臣なり。安政の初年より尊攘に努力し、戊午賜勅の際その遵奉に盡力し、櫻田一舉の後薩藩志士と相約することあり、後潜行して九州に至り、ついで歸國し、下野、關、野村等と安藤信睦要撃の計をなし、文久三年三月

近世日本國民史 人物概覽

黒澤覺藏

水戸藩那珂郡石神外宿村の郷士列。覺衛門公輔の子。覺介成憲の弟、夙に尊攘の志厚く、父兄と共に奔走し、安政七年高橋多一郎に従ひ上阪して成す處あらんとせしが事志の如くならず、逃れて東歸す。【六五、九二】

黒澤忠三郎

名は勝算、水戸藩士勝正の子。安政中大番組に班せらる。勅説返還問題の起るや極力その不返還を主張し、萬延元年三月井伊大老を櫻田門外に要撃し、自らも數傷を蒙り、老中脇坂氏の邸に自首す。ついで細川侯邸に拘せらる。文久元年七月斬刑に處せらる。明治三十五年十一月正五位を贈る。【五七、七二、七三、七四、七五、七六、八〇、八五、九六】

黒田美濃守

黒田長溥に同じ。彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、公武合體、

安政大獄後篇掲出。【四】

月 照

安政大獄前後篇掲出。【二一】

後藤哲之助

常陸の郷士なり。名は輝。安政五年秋間部詮勝の上京せんとするや之を要撃せんとして上京し果さず、東歸して長岡出張の勢に加はり、後越後に遊び捕へられ、文久二年九月江戸獄中に死す。時に年三十一。時人之を誤りて廣木松之介となす。【九八】朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【四】

近衛忠熙

鯉淵要人

齋藤一徳
齋藤監物

幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後篇掲出。【八八、九五】

齋藤監物に同じ。【七】
名は一徳、文里と號す。常陸那珂郡靜村靜神社の祠官。兼れて書を善くす。天保中藩主徳川齊昭民政を蓋革するの時に當り、祭政一致の方針により、其施設を助け、尋で東照宮の祀事を掌る。後弘道館に鹿島神社を祀るや選ばれて其祠官となる。弘化中齊昭の雪冤に努力し、職を擬ひ幽閉せらる。安政五六年の際勅説還奉に盡力し、萬延元年三月自ら衆を指揮して、井伊氏を襲ひ、脇坂氏の邸に自首し、細川侯邸に囚せられ、ついで傷の爲に死す。年三十九。【一三、一四、二六、三六、三七、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七

小室治作

安政戊午の際勅説還奉に努力し、斬蕪の密謀に加はり齋藤監物と潜行して江戸に入る。萬延元年三月櫻田の一舉に加はり、身また創を被り八代洲河岸にて自殺す。時に年五十一。【六九、七二、七三、七四、七五、七九、八五】
常陸大瀨村の農なり。安政六七年の際勅説還奉に盡力し、高橋愛諸と大阪に上り、愛諸等自殺の後、逃れて東歸し某年死。【六五、九二】
小室治作と同人。【九二】

小室治七

【サ行】

サ

西郷吉之助

西郷隆盛に同じ。【四、一三】

西郷吉兵衛

西郷隆盛に同じ。【三、七】

西郷隆盛

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝

近世日本國民史 人物概覽

酒井右京亮

九、八〇】
名は忠毗。飛騨守と稱す。越前敦賀藩主。天保四年家を嗣ぎ、ついで大坂定番となり、同十四年十二月西丸若年寄に移り、嘉永六年九月若年寄勝手並外國掛りとなり、文久二年六月免職。三年四月再役し、七月罷め、元治元年七月若年寄上座となり、慶應元年十一月免職。【一〇四】

酒井所司代

酒井忠義に同じ。【三九、四〇、四一、五〇、五五】

酒井忠義

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【六、二〇、三八、四八】
忠義に同じ。【九〇、一〇四】

酒井若狭守

大關和七郎の變名なり。【六九】

酒泉好吉

常陸新治郡浦須村の人。飯島平藏の子。幼より學を好み大志あり。觀音

櫻東雄

寺の徒弟となり良哉と號す。長じて眞鍋町善應寺住職となり、大久保要、色川中等と交り國事を談じ還俗して鹿島祠前に祈り、櫻樹を植ふ、自ら櫻東雄と名のる。是より江戸に遊び、平田篤胤に國學を學び、櫻任藏と兄弟の約をなす。安政の末親負と稱し靜馬、また健雄といひ、蕨園と號す。また京都に出て妙法院宮に謁して家人となり、大阪座間神社の社家に班す。萬延元年三月高橋多一郎父子大阪に至るや陰に之を保護し遂に幕吏に捕はれ、江戸傳馬町の獄舎に繋がる。この年六月二十七日絶食して死す。年五十。【二五、九二】

佐々木馬之介

佐藤鐵三郎

齊藤監物と同じ。【六九】
名は教寛、水戸藩士清劍の四男。安政六七年の交勅説奉行に盡力し長岡

佐野竹之介

に關せられ、慶應元年四月自刃を命ぜらる。年五十一。大正七年正五位を贈らる。【五一】
安政大獄後篇掲出。【三四、五七、七〇、七二、七三、七四、七五、七六、七八、七九、八〇、八五、九六、九七】

佐々木信濃守

佐々木顯發に同じ。彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、安政大獄後篇掲出。【二八、一〇二】

三條實萬

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【三、三三】

シ

柴田長左衛門

常陸久慈郡龜作村の床屋なり。安

里見四郎左衛門

出張の勢に加はり、後金子孫二郎に伴ひ上京し、捕へられ、江戸に送られ、文久元年七月中追放に處せらる。【六六、六七、七〇、七一、七二、七三、七五、七七、七九、八六、八七、八九、九〇】
名は親賢、水戸藩士四郎左衛門親長の子。夙に尊攘の大義を唱へ、天保中床机廻に入り大番組より小納戸役となる。最も槍術に長じ、弘道館教師となり、ついで小姓頭取となる。安政元年米船横濱に来るの時床机廻を率ゐる藩邸を守衛す。この年家を繼ぎ町奉行となる。文久の初め職を罷め、幾もなくして歩士頭となり町奉行を再役す。元治元年榊原照煦等と南上し、松平頼徳を護り那珂湊に據り、守戦數十日、後捕へて古河藩

近世日本國民史 人物概覽

政五六年の勅諭遵奉に盡力し、その返還を阻止せんとし衆と共に南上せしが、老年にして運動意の如くならざるを嘆じ、六年五月十一日小鶴村にて自殺す。時に年五十五。【一六】

鹽谷甲藏
鹽谷世弘
島津茂久

安政大獄後篇掲出。【一〇〇】
甲藏に同じ。【一〇二】
のち忠義と改む。久光の長男。安政五年齊彬の後を嗣ぐ。修理大夫と稱す。明治三十年十二月死。【九五】

島津周防

三郎久光に同じ。齊興の第三男。母は岡田氏の女。文化十四年十月鹿兒島に生る。幼字晋之進、元服して又次郎忠教と稱す。初め一門島津山城忠公の後を嗣ぎ重富一萬石を領す。文久元年宗家に復歸し藩政を補翼す。二年春京都に至り又江戸に下り

國事に奔走す。明治二年參議兼左近衛權中將となり、從三位に叙す。七年四月左大臣に任ず。官位累進して公爵從一位大勳位に至る。二十二年十二月死す。【八九】
茂久に同じ。【三】

島津忠義
島津齊彬

雄藩篇、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【三、四、五、七、二七、三六、八八、九〇、九一】

島津齊興

公武合體、井伊直弼執政時代、安政大獄後篇掲出。【三】

下野隼次郎

名は遠明、雪篁と號す。水藩士遠歷の次子。金子教孝の女を娶る。安政中別に一家を起し、弘道館教授をか

又

杉浦政安
杉浦羔次郎

羔次郎に同じ。【四四】
安政大獄前篇掲出。【六一、六二、六五】

杉山彌一郎

名は富人、水戸藩士、鐵砲師孫十郎の子。擢でられて留守列に班す。夙に尊攘の志あり、安政中江水の間に往來し、斬姦の計をなし、後長岡より江戸に出で、よく井伊氏の動靜を探知し、同志に報じ、萬延元年三月櫻田の一撃、右手に負傷し、細川邸に自首し、後村松藩主堀氏の邸に預けらる。文久元年七月江戸傳馬町獄に斬らる。年三十八。明治三十五年十一月正五位を贈らる。【七〇、七一、七三、七四、七五、七九、八〇、九六、九八】

庄司吉五郎

れ、彰考館編修となる。安政戊午の際同志と勅諭遵奉に盡し、後郡宰見習となる。櫻田、坂下東禪寺等の舉畫策に與り重望を負ふ。文久二年大原重徳の東下に當り江戸に馳せて時務應急の建白をなす。後京都に出で公卿の間に出入し獻策するところあり。元治甲子の際松平頼徳を奉じて那珂湊により戦ひ、後幕府に降り、岩槻藩に幽禁せられ、慶應元年四月斬罪に處せらる。時に年四十三。【四七、六八】

白井織部

常陸下大野村の農、安政六七年の際勅諭遵奉に努め、七年春高橋愛諸に従ひ大阪に上り事を擧げんとせしが志を果さず。【六五、九二、九五】
安政大獄前篇掲出。【二三、四三、五二、六一、六二】

鈴木大 鈴木縫殿

安政大獄後篇掲出。【二五】
名は重義、水戸藩士。嘉永中家を繼ぎ、安政の始め書院番、使番を経て五年三月寄合指引となる。勅諭遑奉公宣の儀あり、藩士激昂するや、主命を奉じ激徒を鎮撫し、且つ返納猶豫を求む。櫻田變後、文久二年主命を帯び上京す。三年藩主慶篤の上京するや執政に任ぜられ、元治甲子の際再び上京す。爾來留りて慶篤の弟昭訓、昭武二人を輔佐し爲に輻輳に參す。明治元年正月歸藩、佐幕黨を勦討し、又兵を北海に出し功あり。明治四年水戸藩大參事となる。明治三十六年一月死。年六十六。大正四年從四位を贈らる。【六四】
安政大獄後篇掲出。【三四】
安政大獄後篇掲出。【七、三五、六四】

周布政之助 住谷寅之介

夕

大胡聿藏

安政大獄後篇掲出。【二六、三五、三六、三九、七三】

高崎猪太郎

安政大獄後篇掲出。【七、八、一〇、一二、一三、一四、一九、二〇、二四、二五、二六、二七、三〇、三一、三二、三六、三七】

高橋庄左衛門

名は諸徳、幼字は廉之助、多一郎の長子。學を茅根泰に受く。萬延元年の春父に従ひて脱走し、大阪に出で成すところあらんとせしが、不幸にして捕吏に追はれ、父と共に自殺す。時に年十九。明治三十五年從四位を贈らる。【九四】

高橋多一郎

安政大獄前中後篇掲出。【六、七、一二、一六、一九、二二、二四、二五、三三、三四、三五、三六、四五、四六、四

近世日本國民史 人物概覽

青蓮院宮尊融親王

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一五、二五、二九、三〇、三三、八四】

關辰三郎

水戸藩士、名は昌明、仕へて奥右筆となる。安政中勅諭遑奉に努力し、六年五月九日憤激して松戸驛本陣宿書院の縁下雨落の下に腰かけ腹眞一文字に斬り、自ら臟腑を摘出して死す。時に年四十。【一六】

關鐵之介

安政大獄後篇掲出。【七、一九、二四、二五、二六、二七、三〇、三五、三六、四七、四八、五四、五五、五七、六四、六八、六九、七二、七三、七四、七五、七九、八五、九八】

【夕行】

高山彦九郎

朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【九七、一〇一】

竹腰兵部少輔

朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一七、二八、八四】

武田正生

彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【三五、四六、四七、六〇】

武田彦九郎

正生に同じ。【二五】

田尻新介

名は知好、電震と號す。常陸那珂郡田谷の人。家世々農を業とす。父知充地方教育と民政改正とに功あり、天保の末新介後を繼ぎ、田畝丈量の事を管す。弘化中藩主齊昭の雪冤に奔走し、獄に繋がる、こと三年。藩

政回復の際復職、郷士となる。安政五六年の際勅諭奉を主張し、かつ斬姦の意見を唱ふ。櫻田、坂下の兩舉共に密議に参畫す。元治の始め擢でられて徒士となり、郡方勤、潮來郷校取締を命ぜらる。ついで那珂湊に據りて戦ひ、下野遠明と共に岩槻に圍せられ、翌年四月死刑に處せらる。年四十七。大正四年從五位を贈らる。【六七】

立原源太兵衛

水戸の人。名は久大。安政五六年の交勅諭奉に盡力し、心中深く決するところあり、五年九月小金驛にて自殺せんとし傍人に止められて果さず、六年五月八日松戸驛にて自ら腹を突貫きて死す。年二十九。【一六】名は盛明、通稱直之進、また謙助。鹿兒島藩池田某の子、後田中氏に養

田中直之進

はれ、家を繼ぐ。文武に通達し造士館訓導となる。安政五六年の交中小姓として江戸にあり水戸藩有志と交り、斬姦の議に關與し、盡力するところあり、文久二年四月大阪に至り島津久光を營固す。この時馬新七等と謀り成すことあらんとし、伏見寺田屋に會し、本藩鎮撫使と闘ひ、傷を負ひ捕へられ伏見藩邸に護送せらる。ついで死を賜はる。時に年三十五。明治二十四年從四位を賜はる。【一九、三四、三六、四七、五四、五七、五八、八八、九〇】
田沼意次に同じ。寶曆明和、田沼時代篇掲出。【四九】
名は直允、水戸藩士山國兵部の弟。田丸直諒に養はれて其家を嗣ぐ。天保の初年藩主齊昭に用ひられ、累進

田沼山城守

田沼意次に同じ。寶曆明和、田沼時代篇掲出。【四九】

田丸稻之衛門

名は直允、水戸藩士山國兵部の弟。田丸直諒に養はれて其家を嗣ぐ。天保の初年藩主齊昭に用ひられ、累進

土屋采女正

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【四】

土屋寅直

采女正に同じ。【三、二五】

ト

土岐丹波守

天保改革、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉、安政大獄後篇掲出。【一〇一】

徳川家治

寶曆明和、田沼時代、松平定信時代掲出。【九九】

徳川家光

松平定信時代、雄藩篇、文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【一】

徳川家康

家康時代以下各篇掲出。【三〇、八一、八二】

徳川綱吉

幕府分解接近時代、天保改革、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離

チ

千種有文

朝幕交渉、安政大獄中篇掲出。【三八】

茅根伊豫之介

安政大獄前中後篇掲出。【二二、一七、一〇、二六、一〇一】

ツ

緒篇掲出。【一、九九】

親徳に同じ。【三五】

床井庄藏

安政大獄後篇掲出。【一三】

床井親徳

忠太夫忠徹の子。名は忠則、水戸慶篤に仕へ、側用人となる。【四四、五一】

戸田忠太夫

彼理來航以前の形勢、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉篇、安政大獄前中後篇掲出。【五一】

富田三保之介

名は知定、字は伯毅、父の早死により祖父小平太知重の後を繼ぐ。中寄合、使番、口付、側用人等を経て、文久元年參政となる。元治元年春書院番頭に進む。常に正義を主張し、尊攘の大義を伸べんとす。那珂湊の戦に松平頼徳を擁して奮戦最も努め、頼徳に賞賜せらる。然れども後捕へて古河藩に罰せられ、慶應元年

豊田彦次郎

四月自刃を命ぜらる。年廿八。大正七年正五位を贈らる。【五一】
名は亮、字は天功。松岡と號す。常陸久慈郡深荻村に生る。幼にして神童の稱あり。長じて水戸藩に仕へ、藤田一正の門に寓す。遂に擢でられて學職となり彰考館編修を兼ね。弘化元年齊昭幕議を得るの際上書して雪冤に力め、爲に罪せられて獄にあること五年、後赦にあひ、また修史に任ず。蓋し藩祖光圀創始の業を大成する、その力最も大なりと稱せらる。元治元年正月病みて死す。時に年六十。【七、一二、一七、一八、二五、三五、三七、四七】

鳥居瀨兵衛

名は忠順、水戸の人。實は松平信任の次子。鳥居忠藏の嗣となる。天保中家を嗣ぎ、中寄合、小姓歩士頭、

寄合指引、新番頭、書院番頭を経て、安政の初め大番頭となる。五年執政となる。文久元年大寄合頭となり執政に復す。その後數次の變替あり、元治元年松平頼徳に従ひ那珂湊に據る。後捕へられ獄に入る。この年十月十六日死罪に處せらる。時に年五十五。【六四】

【ナ行】

ナ

内藤紀伊守

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【三九、八〇、一〇四】

内藤正繩

豊後守に同じ。【六】

内藤文七郎

常陸の人。舊名幸介。安政六七年の

近世日本國民史 人物概覽

内藤豊後守
中島英吉

際義舉企畫の有志に加はり、七年正月高橋愛語の命を受け畑以徳と共に西上し、大阪に留まり形勢を窺ふ。高橋の大阪に至るや、よく之を庇護し、又上京して降藩の事情を探り、高橋死後捕へて江戸に送られ獄に繋がる。【五四】

安政大獄前中後篇掲出。【二九】
名は錫胤。徳島藩士なり。少時篠崎小竹、古賀謹堂に學びまた昌平塾に入り、三十歳にて京都の老儒中島棕隱の嗣となる。嘉永安政の交、諸國の志士と交り、殊に水藩士、高橋多一郎金子孫二郎等と親しく、櫻田一舉の後金子等を救はんとして幕府に捕へられ幽囚二年、後遂に長州に入り長州藩に頼り、久坂義助と謀るところあり、然れども間もなく捕へられ、

徳島藩邸に幽せらる。慶應四年釋され藩命を奉じて入京し刑法律務局權判事となり、後兵庫縣令を経て元老院議官となり、廿七年錦鶴間祇候を仰付られ、三十七年貴族院議員となり、三十八年十月死。年七十七。【七二、九二、九三】

長野主膳

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一二、二〇、四〇、四一】

中山庄司左衛門

名は直智、水戸藩士、鷹篤に仕へて目付となる。【六四】

中山信實

安政大獄後篇掲出。【二四、三三】

永井玄蕃頭

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇、安政大獄後篇掲出。【一〇二】

野村彝之介

野村鼎實に同じ。安政大獄後篇掲出。【七、一二、二三、三三、三四、三五、三六、四七、四八、六五、六八、六九、七二、七三、八五、九〇、九八】

【八行】

橋本左内

公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【四、二七、一〇七】

蓮田市五郎

名は正實、水戸藩寺社方の吏員となり、梶信基に屬す。幼より篤學にして文筆を能くす。安政五六年の交齋藤監物と共に行動し、萬延元年三月三日の一撃に傷を被り、同志と脇坂氏邸に至り斬殺の狀を訴へ、翌日細

林忠左衛門

五、七九、八六】
名は以徳、父は吉次郎以文、水戸藩士なり。早く牀机廻に選入せられ、累進して馬廻組となる。安政五六年の際同志と共に勅諭開達に努力し、やがて同志と長岡驛に屯集して目的を達せんとす。當局の士その主謀者金子、高橋を捕へんとするや、之を沮止せんとし、萬延元年二月同志十餘人と城下に進み、藩兵と戦ふ。櫻田變後吉野三平と偽稱し、鳥津氏の江戸藩邸に投ず。ついで本藩に送致せられ、胸籠に幽せらる。明年赦にあひて歸り、間もなく馬廻組に編入す。元治甲子の際各所に戦ひ、久留米藩に編せられ、明年正月病死す。年廿六。大正四年正五位を贈らる。【六四、七三、一〇一】

長谷川作十郎

長谷川允迪に同じ。安政大獄後篇掲出。【三五、四七】

畑 彌平

常陸東茨城郡鳥羽田の人。名は以義。始め郡宰金子敦孝に従ひ、後目付方同心となる。藩主齊昭の雪冤に盡力し、櫻田の擧に當り、奔命を以て任となし、事を果すの後、京都に潜入して同志に告ぐ。元治元年姓名を變じて小栗彌市と改め、各所に勇戦し、ついで武田正生に従ひ西上を企て教賀に幽閉せられ、慶應元年二月斬に遇ふ。時に年四十六。【五四、五五、七

林 了藏

名は正龍、水戸藩士彌市正克の子。幼より學を好む。安政中弘道館舎長となり、傍ら家塾を開きて諸生を教ふ。ついで訓導となり、また小十人組より入りて奥右筆馬廻組に轉ず。後市川弘美の藩政をほしいまゝにするを憂ひ、其の排斥に盡力し、また松平頼徳を奉じ那珂港に戦ひ、終に幕府に降り、古河藩に鋼せられ、慶應元年四月死刑に處せらる。年三十七。大正七年正五位を贈らる。【四六】

ヒ

久木直次郎

久木久敬に同じ。安政大獄中後篇掲出。【一八、二五、三五、四四、四五、六二、六三】

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離

檜山又五郎

緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【一〇一】
水戸藩士、名は雅禮、仕へて徒目付となる。安政六年五月主命を奉じ、小金驛に赴き、衆の南上を鎮せんとし、屠腹す。されど死に至らず。【一六】

平山兵介

名は繁義、水藩士新番組兵藏の子。安政五六年勅諭奉開達に盡力し、住谷信順等と諸藩を遊説し、後國に歸りて田尻知好の家に潜み、變名して細谷忠齋と稱す。ついで文久二年正月安藤信睦襲撃の擧に加はり、戦つて死す。時に年二十二。【七三】

廣木松之介

名は有良、水戸藩士、評定所の吏員となる。常に大關和七郎と交り、櫻田の義擧に加はり、後逃れて加賀に

藤田東湖

前の形勢、安政大獄後篇掲出。【六〇】
彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【七、三七、六〇】

ホ

細川越中守

名は齊護、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【八〇】

堀田備中守

正睦に同じ。【二七、二九、三〇、一〇五】

堀田正俊

公武合體、朝幕背離緒篇掲出。【一、九九】

堀田正睦

天保改革、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二八】

フ

藤田幽谷

幕府分解接近時代、雄藩篇、天保改革篇、幕府實力失墜時代、彼理來航以

廣橋光成
廣岡子之次郎

安政大獄前中後篇掲出。【四八、五五】
名は政則、水戸藩士林以文の子、則孝に養はれて廣岡氏を嗣ぐ。萬延元年三月櫻田の一擧に加はり傷を受け、龍之口に自刃して死す。明治三十五年正五位を贈らる。【五三、七〇、七二、七三、七四、七五、七七、八〇、八五】